

二〇一八年度

2018年度版

水俣市環境白書

水俣市環境白書

【No.45】



熊本県水俣市

熊本県水俣市

水俣市環境白書2018へのご意見、ご要望をお聞かせください。
形式は、郵送、FAX、電子メール等なんでも結構です。
下の発行者あてに、送ってください。

水俣市環境白書 2018

令和2年3月発行

発行者：水俣市

水俣市福祉環境部環境課 環境もやい推進室

〒867-8555 熊本県水俣市陣内1-1-53

TEL：0966-61-1612

FAX：0966-63-9044

メール：kankyo@city.minamata.lg.jp

水俣市環境白書作成の経緯	1
水俣市の位置	2
水俣市の自然と暮らし	2
 第1部 水俣市の環境行動の概要	
水俣市の環境行政の動向	3
(1) 近年の動き	3
(2) これまでの経緯及び取り組み	4
水俣病への取り組み	6
(1) 水俣病への取り組み	6
1) 被害者を支える	6
2) 「市民の会」の動き	7
3) 祈りを捧げる	8
4) 水俣病への理解	9
(2) 環境再生の象徴づくり	11
1) 水俣病の教訓を伝える	11
2) 環境再生の象徴の地づくり	12
2018年度の水俣市の環境への取り組み 主な出来事	14
(1) 水俣環境アカデミア活動	14
(2) 水銀に関する水俣条約関連行事の開催	15
 第2部 2018年度の環境施策の取り組み状況	
環境基本計画の体系と市の取り組み状況	16
1 取り組み状況一覧表	16
2 取り組み内容	18
水俣病の教訓を胸に	18
(1) 祈りを捧げ、忘れない	18
(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり	18
「もったいない」の心を持つまちづくり	19
(1) ごみの減量・分別の徹底（重点）	19
(2) 地域丸ごと環境ISOの推進（重点）	21
環境とビジネスを結ぶまちづくり	22
(1) 安心安全なものづくり（重点）	22
(2) 資源循環のまちづくり（重点）	23
(3) 自然資源の保全と活用（重点）	23
環境にこだわる地域と暮らしづくり	24
(1) 自然環境（海・山・川・大気）の保全（重点）	24
(2) 水源のかん養機能の向上（重点）	25
(3) 公共用水域の水質保全	25
(4) 花と緑のまちづくり	26
(5) 健やかな住まいと建物づくり	26
(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり	26
感性や五感を活かした環境学習	27
(1) 公害・環境学習の拠点づくり（重点）	27
(2) 公害・環境学習プログラムの充実（重点）	28
市民協働による環境まちづくり	29
(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進（重点）	29

第3部 水俣の環境

自然を大切に	31
1 海の保全・再生 水俣の海、海べり	31
2 山（森）の保全・再生	32
(1) 水俣の山（森）の状況	32
(2) 対策	32
1) 森林の整備	32
2) 森林の保全・再生	32
3) 漁民の森へと	33
3 川の保全・再生	33
(1) 対策	33
1) 自然な川べりの森の保全と再生	33
2) 伝統的な石積み護岸の保全と再生	34
3) 自然な川相の保全と再生	34
自然と共に	35
1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進	35
(1) 水環境 水俣の水めぐり	35
1) 水利用の状況	35
2) 上水道	35
3) 簡易水道等	35
4) 水俣市簡易水道事業等統合計画	36
(2) 水をきれいに	39
1) 公共下水道	39
2) 合併処理浄化槽	39
2 資源の循環	42
(1) ごみ処理の状況	42
1) ごみ排出量の推移	42
2) 埋立量の推移	42
3) 2018年度のごみ処理の状況	43
4) ごみ分別の変遷	44
(2) 対策	46
1) ごみの減量とリサイクルの促進	46
3 環境にやさしい暮らし方（ライフスタイル）の創造	47
4 心を癒す住まい町並みづくり	47
(1) 都市・農村景観の保持と形成	47
1) 都市景観	47
2) 農村景観の保全	48
3) 村丸ごと生活博物館	48
(2) 健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり	49
(3) 歴史文化遺産の継承	49
1) 文化財の保護	49
2) 文化人の顕彰	51
指定文化財一覧	52

生命の尊重	53
1 環境汚染の防止	53
(1) 大気汚染の防止	54
1) 概要	54
2) 大気環境の現況	55
3) 大気質 環境基準の達成状況	56
4) 立入調査等	58
(2) 水質汚濁防止	59
1) 概要	59
2) 環境基準	59
3) 排水基準	64
4) 水質汚濁の現況	72
(3) 騒音・振動の防止	80
1) 概要	80
2) 騒音・振動の現況	81
3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況	81
(4) 悪臭の防止	84
1) 概要	84
(5) 廃棄物の管理	85
1) 一般廃棄物最終処分場	85
2) 産業廃棄物最終処分場	85
(6) 公害苦情	86
1) 公害苦情の発生状況	86
2 災害対策	88
(1) 災害対応力の向上	88
(2) 防災意識の啓発	88
(3) 消防防災施設の整備	88
(4) 治水対策の推進	89
(5) 雨水による浸水対策の推進	89
3 野生の動植物の保護	91
(1) 野生の動植物の現状	91
(2) 保護対策	92

参考資料

(参-1) 水俣市環境基本条例	94
(参-2) 環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言	98
(参-3) 環境モデル都市づくり宣言	99
(参-4) ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言	100
(参-5) 水俣市役所環境方針	102
(参-6) 水俣市地球温暖化対策推進実行計画	103
(参-6-2) 水俣市地球温暖化対策推進実行計画	104
(参-7) 水俣市役所グリーン購入の推進	105
(参-8) 水俣市環境ISOマネジメントシステム推進組織図	106
(参-9) 環境モデル都市アクションプラン概要	107
(参-10) 水俣市環境審議会委員	110
(参-11) 水俣市議会公害環境対策特別委員会委員	110
(参-12) 土地利用等	110
(参-13) 2018年度 環境行政の概要	112
(参-14) 2018年度 水俣病に関する経過概要	113

水俣市環境白書作成の経緯

水俣市環境白書は、1971年に「水俣市公害防止条例」を制定し、また、1972年、市に公害課を設置したことをきっかけに「公害調査報告書」として第1号を刊行しました。その後、1991年度から1993年度までは「水俣の環境」、1995年度からは「水俣市環境白書」、2001年度からは「水俣市環境レポート」、2017年から「水俣市環境白書」と名称を変えて毎年編集発行し、水俣の環境について取りまとめ、公表しています。

水俣市は、戦後復興期における急速な経済成長の過程で発生した環境破壊による健康被害と地域社会破壊の深刻さにおいて、世界に類例を見ない産業公害である水俣病を経験し、環境の再生・復元の困難さを身をもって体験しました。

その教訓を踏まえ、1992年、市議会において「環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言」を議決し、市としては日本の自治体で初めて「環境モデル都市づくり宣言」を行いました。

その後、1993年に「水俣市環境基本条例」を制定、1996年には「第1次水俣市環境基本計画」を策定し、環境保全の取り組みを進めてきました。

社会情勢の変化等に対応するため、2008年には、水俣市環境基本条例を改正し、また、水俣市環境基本計画についても、策定から10年が経過したこと及び市民の主体的参加による環境のまちづくりをさらに展開するため、第2次環境基本計画を策定しました。この計画は、2007年に設置した「環境首都まちづくり委員会」で検討され、その提案を取り入れ、策定したものです。

第2次環境基本計画は「世界の中の水俣」「環境まちづくり行動計画」「環境まちづくり基本計画」からなり、本市の環境施策の根本となる計画を示しています。特に「環境まちづくり基本計画」では、5つの分野（「『もったいない』の心を持つまちづくり」「環境とビジネスを結ぶまちづくり」「環境にこだわる地域づくり」「環境に配慮した暮らしづくり」「感性や五感を活かした環境学習」）で実施プログラムと計画の進捗を計るための数値目標を掲げています。それらの達成度を計ることにより、環境施策の推進を図りながら、併せて問題点の明確化と改善を行っていくものとなっています。また、その進捗状況等については、水俣市環境基本条例（巻末、参考資料1）第13条第6項に基づき、本環境白書を作成し、公表しています。

水俣市の位置

本市は、熊本県の南端にあり、鹿児島県の出水市や伊佐市に隣接し、面積は 163.29km²、人口は 24,493 人です。（2019 年 3 月末現在）

東方の山地から西の八代海へ流れる水俣川の流域を水俣市域内に持ち、河口域に開けた市街地に商店、事業所のほとんどが立地しています。東西には国道 268 号が、南北には国道 3 号と九州新幹線、肥薩おれんじ鉄道が走っています。

水俣の川の流域には野や山の辺に農山村が点在し、山間部には湯の鶴温泉、北西部にはリアス海岸が続き、天然の良港と美しい景観をつくりだしています。また、入り江ごとに半農半漁村が広がり、海辺に面した湯の児温泉一帯は芦北海岸県立自然公園となっています。

水俣市の自然と暮らし

本市の地質は、九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合地域にあたり、安山岩を母岩とする火山性の地質が多くなっています。

森林は、12,133ha（民有林 10,378ha、国有林 1,755ha）と市域の 74% を占め、このうちスギ・ヒノキ等の人工林が 87% に達し、天然林は 10% と少ないので特徴です。

（出典：平成 29 年度熊本県林業統計要覧）

水俣川は、湯出川、久木野川、宝川内川を集めて市内を東から西に流れ、アユ、ハエ、コイ、ウナギ、エビ等の水棲動物とカワセミ、セキレイ、ヤマセミなどの鳥類が生息しています。

農業用地は、市域の約 6% と少なく、耕地面積は約 953ha となっています。主な農作物としては、かんきつ類、茶、水稻、サラダたまねぎなどがあります。

八代海に面する海域では、シラス、タチウオ、ヒジキ、イワシ、アジ類などが獲れ、魚が産卵する場となっています。

市街地（用途地域）は、約 729ha（4.5%）で、ここに人口の約 6 割にあたる 15,200 人が居住し、商店、事業所、工場のほとんどがこの地域に集中しています。（出典：H28 都市計画基礎調査）

海沿いに南と北を結ぶ国道 3 号、鹿児島・宮崎方面につながる国道 268 号を幹線道路に、天草を海路でつなぎ、肥薩おれんじ鉄道が海沿いに走っています。また、2004 年 3 月には九州新幹線が部分開業、2011 年 3 月には全線開業しました。

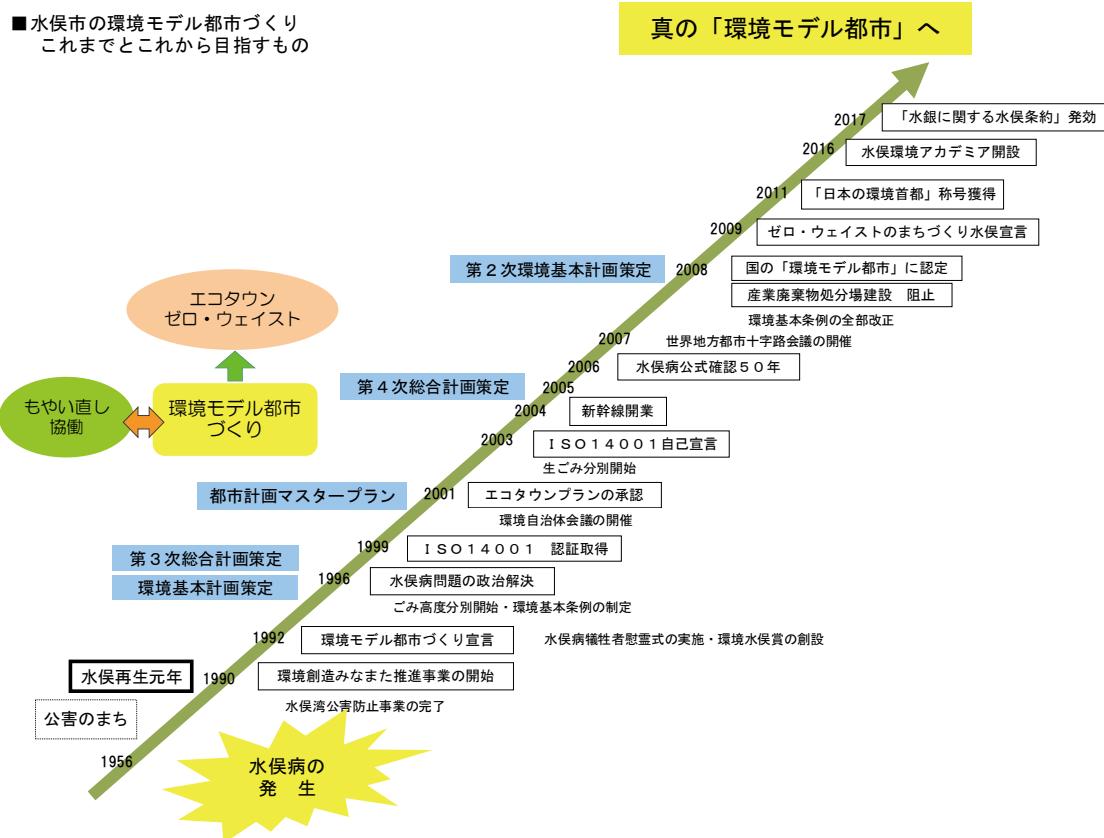
市街地は従来、川が運んだ土砂が堆積してできた低地域でした。このことから市街地では洪水が繰り返しここっていましたが、1934 年の河道変更で水害はほとんどなくなりました。しかしながら、都市化や周辺部の宅地化の進行で、小水路の氾濫が続いていました。現在では、これまでの下水道の整備で被害は激減しています。

汚水の処理については、1975 年度から公共下水道の整備を進め、現在、全体計画処理区域 361ha のうち 361ha の事業計画認可区域の整備にあたっています。

第1部

水俣市の環境行動の概要

水俣市の環境行政の動向



(1) 近年の動き

市の将来の都市像を「環境モデル都市みなまた」とした新たな総合計画（「第5次水俣市総合計画」）を2009年度に策定し、2010年度から2017年度までの8年間、この計画に沿ったまちづくりを進めてきました。

環境モデル都市みなたちは、「環境をまちづくりの中心に据え、生命の尊さ、“もったいない”の気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえて産業振興を図ることによって、「真の豊かさ」を感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを、市民協働で築いていく」ことを目指そうとするものです。

このような中、市は、2014年度から2019年度までの6年間の指針となる、第2次水俣市環境基本計画後期実施計画を策定し、水俣病の教訓を胸に、「もったいない」の心をもつまちづくり、環境とビジネスを結ぶまちづくり、環境にこだわる地域づくり、環境に配慮した暮らしづくり、感性や五感を活かした環境学習、市民協働による環境まちづくりというテーマのもとで、「人がいきかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまた」の実現に向けて様々な取り組みを進めています。

2017年5月には、水俣病の公式確認61年を迎え、また、同年8月には、「水銀に関する水俣条約」が発効しました。水俣条約は、水銀や水銀化合物の人為的な排出と放出

から、人の健康と環境を保護するための国際環境条約であり、水銀の産出・輸出入・廃棄までを包括的に規制します。条約の前文には、将来にわたって、水俣病と同様の被害が発生しないように言及されています。

2017 年度をもって第 5 次水俣市総合計画の計画期間が終了しましたが、2018 年度は計画期間を 1 年延長し、第 6 次水俣市総合計画に反映するため、第 5 次水俣市総合計画の成果と課題を取りまとめるとともに、4 回の市民ワークショップを行い、市民のニーズや意見を収集し、2019 年 4 月の発行に向けて、第 6 次水俣市総合計画を策定しました。

（2）これまでの経緯及び取り組み

1990 年から水俣市が熊本県と一体となって進めてきた「環境創造みなまた推進事業」は、水俣病問題についての正しい理解と市民相互の理解（もやい直し）や、遺産を資産に価値転換を目指すなど、水俣の再生に取り組んだもので一応の成果を収め、1998 年度で終了しました。その後、「環境創造みなまた推進事業」を引き継ぐ事業として、中山間地域の交流支援など山里文化保全交流推進事業や水俣病伝承支援事業、グリーンツーリズム推進事業等を柱とする「環境共生事業」が行われ、2005 年度からは、水俣病の経験を教訓として生かせるよう「水俣病教訓発信事業」が行われました。

水俣市議会においては 1992 年 6 月「環境、健康、福祉を大切にするまちづくり」を宣言し、同年 11 月には、水俣市が全国に先駆けて「環境モデル都市づくり」を宣言しました。また、1993 年 3 月には、水俣市環境基本条例を制定し、水俣病の経験を貴重な教訓とする地域づくりを進めていこうと決意しました。

1994 年の水俣病犠牲者慰靈式では、初めて市長によって水俣病に関し不十分であった市の取り組みについて、謝罪の意が表明されました。これらのことを受け、市は「環境基本計画」の策定を進めましたが、同時に「総合計画」の見直しも進め、市長出席の地区懇談会などで住民意見を反映し、1996 年 3 月に「第 3 次水俣市総合計画」と「水俣市環境基本計画」を策定しました。

1999 年 2 月、水俣市役所は環境管理の国際規格である ISO14001 を認証取得しました。認証取得後は、このシステムにより省エネ、省資源はもちろんのこと、環境モデル都市づくり（環境基本計画）もマネジメントしています。4 年後の 2003 年 9 月には、市民と市役所の環境意識の更なる向上を目的に、市役所の公共サービス提供の相手方である市民による監査チームを編成し、ISO14001 自己宣言を表明しました。2019 年 3 月に実施した 16 回目の市民監査でも、エコスター評価として、94 点の 5 つ星をいただき、16 年連続で高評価を維持しています。

上記、第 6 次総合計画の策定に合わせ、当該計画に掲げる政策、施策等の運用管理ツールとして、2019 年度から「行政評価制度」が導入され、運用改善を行ながら、効

果的かつ効率的な評価、管理が行われることになったため、事業管理システムの重複を避け、一元的な管理を行うことを目的として、2018年度をもって「水俣市役所環境 ISO」による環境管理を停止しました。

なお、「学校版環境 ISO」をはじめ、「家庭版」などの水俣オリジナル版環境 ISO はこれまでどおり進めています。

2008年には、これまでの様々な取り組みが認められ、国の「環境モデル都市」（現在は23自治体）に認定されました。このことに伴い2009年にはアクションプランを策定し、プランに基づいた、環境共生型モデル住宅（エコハウス）の建築や自転車市民共同利用システムの運用、EV充電施設整備事業などを始めました。2011年に、環境NGOが共同主催し、全国の先進環境自治体が参加する「日本の環境首都コンテスト」において、日本で唯一の「環境首都」の称号を獲得したあとは、さらに一般家庭向けの太陽光発電システム設置費用の助成額を増額し、再生可能エネルギーの普及促進に努めるなど、これまでに大きな成果をもたらした「環境モデル都市づくり」事業に、新たな取り組みも加えながら、積極的に推進していきます。

2013年10月、「水銀に関する水俣条約」が水俣市と熊本市で開かれた外交会議で採択されました。条約名に「水俣」という地名が冠されており、水俣病のような被害を二度と繰り返してはならないという決意が込められています。

2017年7月、環境省、熊本県、UNEP（国連環境計画）との共催により、「水銀に関する水俣条約」の発効を記念する行事を水俣市で開催しました。国内外の関係者が参加し、水俣病の教訓の発信や水銀被害の根絶を訴えました。

2016年には、水俣市をフィールドとした教育・研究活動等をさらに促進、活性化させるため、旧熊本県立水俣高等学校商業棟を改修する形で、「水俣環境アカデミア」を開設しました。

水俣環境アカデミアでは、大学、研究機関等の誘致による交流人口の増加、地域課題の解決などを目指して事業を行っています。

また、それらの教育・研究活動の成果を含む水俣地域の知識・知恵などを地域内外に発信することにより、水俣地域及び世界での持続可能な発展に資する人材の育成を目指し、さらには、産学官民の連携も促進し、地域に還元することで、地域経済の振興にも寄与します。

水俣病への取り組み

(1) 水俣病への取り組み

水俣市ではこれまで、水俣病の正確な知識を理解していくとともに、水俣病犠牲者に祈りを捧げ、水俣病被害者の思いを知るため、水俣病が公式確認された毎年5月1日に、多くの方のご参加をいただき、水俣病犠牲者慰靈式を行なっています。

特に1994年度に、水俣病犠牲者慰靈式において、市長が謝罪の意を表明したことにより、市民と被害者をとりまく環境も大きく変わり、同年、青年会議所等の手による市民の集いも実施され、相互理解が進んできました。

1) 被害者を支える

水俣市は、1990年から「環境創造みなまた推進事業」などで水俣病に関する市民の理解、市民相互の対話の促進、環境行動の展開に関する事業を実施してきました。

水俣病の教訓を伝えていくために、1993年1月には市立水俣病資料館を整備し、2001年6月には、水俣病の情報を発信する場として、「国立水俣病情報センター」が完成しました。また、水俣病犠牲者への慰靈・鎮魂、災禍を繰り返さないことを祈念する場として、1996年10月に「水俣メモリアル」を、2006年4月には、水俣病の原点の地である水俣湾埋立地（エコパーク水俣）親水緑地に「水俣病慰靈の碑」を建立しました。

①認定申請と認定等の状況

水俣病認定申請と認定状況については表のとおりです。

(表) 水俣病認定申請処理状況 2019年3月末現在（熊本県及び鹿児島県の資料より水俣市において作成）

項目 県別	申請 総件数	取り下げ等	申請件数	処 分 濟		未処分
				認定	棄却	
熊本県	22,065	6,924	15,141	(1,536) 1,789	12,720	632
うち水俣市			4,992	965	3,966	61
鹿児島県	9,948	4,313	5,635	(407) 493	4,034	1,108
合 計	32,013	11,237	20,776	(1,943) 2,282	16,754	1,740

() 死亡数再掲

②水俣病総合対策事業

■医療事業

水俣病が発生した地域において、水俣病とは認定されないものの、水俣病にもみられる四肢末梢優位の感覚障害を有する人や、四肢末梢優位の感覚障害以外の一定の神経症状を有する人に対し、医療の機会を確保することにより、症状の原因解明を行い、健康上の問題の軽減・解消を図るため、熊本県と鹿児島県は水俣病総合対策医療事業を実施しています。対象者には医療手帳・保健手帳（後に水俣病被害者

手帳へ変更）が交付され、その症状に応じて療養費・療養手当等が支給されます。

医療事業は1992年6月から開始され、1995年3月末で申請受付が一度締め切られましたが、同年12月に閣議了解された水俣病問題の政府解決策を受けて、新しい医療事業に切り替わり、1996年1月から7月までの間、申請受付が再開されました。その後、関西訴訟最高裁判決を踏まえて医療事業の拡充が行われ、2005年10月から2010年7月まで保健手帳の申請受付が再開されました。

また、2009年7月の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」が公布・施行されたこと、2010年4月には特措法の救済措置の方針が閣議決定されたことに伴い、2010年5月から2012年7月まで水俣病被害者手帳の申請受付が行われました。

（表）水俣病総合対策医療事業の給付内容

2016年1月31日現在

医療手帳対象者		水俣病被害者手帳対象者	
療養費	医療費（保険適用分）及び介護費用（医療系サービス）の自己負担分	療養費	医療費（保険適用分）及び介護費用（医療系サービス）の自己負担分
はり・きゅう 施術費 及び温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費・温泉療養費 合計で7,500円／月以内	はり・きゅう 施術費 及び温泉療養費	保険適用外のはり・きゅう施術費・温泉療養費 合計で7,500円／月以内
療養手当	医療等のサービスを受けた場合 入院 23,500円／月 通院（月1回以上） 70歳以上 21,200円／月 70歳未満 17,200円／月	療養手当 (※)	医療等のサービスを受けた場合 入院 17,700円／月 通院（月1回以上） 70歳以上 15,900円／月 70歳未満 12,900円／月

※水俣病被害者手帳対象者は、症状により、医療手当の給付対象とならない場合がある
・水俣市立水俣病資料館発行『水俣病 - その歴史と教訓 - 2015』より

■地域健康管理事業

熊本県と鹿児島県は1993年度から、水俣病が発生した地域において、過去、メチル水銀に汚染された魚介類を摂取した可能性のある住民の方々の健康上の不安を解消することを目的として、住民の健康診査、健康教室、保健指導等を実施しています。

■各種相談窓口設置事業

水俣病発生地域に居住する住民の方々の健康不安に対応するとともに、地域生活を支援することを目的として水俣病相談窓口（水俣市、芦北町、津奈木町、天草市御所浦町及び上天草市龍ヶ岳町）を設置し、認定申請や特措法に基づく被害者手帳の利用等に係る相談及び福祉相談等を受け付けています。

また、水俣市立総合医療センターにおいても、水俣病に関連した健康上の不安軽減・解消を図るため、健康相談を受け付けています。

2) 「市民の会」の動き

1993年には水俣病に起因する諸問題の解決に向け、「水俣病問題の早期・全面解決と地域の再生・振興を推進する市民の会」が組織され、水俣病問題の早期解決等に関する市民一体の動きが展開されました。

■国等への陳情等

- ・1994年4月6日～7日及び8月8日～9日
国等へ、水俣地域振興及びチッソ存続支援について要望
- ・1994年6月24日～27日、6月30日、9月16日及び12月8日
熊本県議会へ、チッソ支援・県債発行及び水俣地域振興について要望
- ・1995年5月8日～9日、7月16日、11月9日～10日
首相や環境庁長官等に対し、チッソ支援と水俣地域の再生・振興について要望
- ・1997年2月13日～14日
国等へ患者補償と地域の再生・振興のためのチッソへの抜本的な支援について要望

チッソ県債の種類と金額

2019年3月末現在

県債の種類	金額 (利子を含む)	目的・備考
患者県債	約1,633億円	認定患者への補償金の支払い (高利で利息が元金を上回るという状況を回避するため、繰上償還・低金利借換のための626億円を含む)
ヘドロ立替債	約688億円	水俣湾水銀ヘドロ処理・埋立用工事費用
設備県債	約120億円	チッソ経営建て直しのための設備投資資金
H7一時金県債	約80億円	政府解決策による一時金支払い及び地域再生・振興資金
H22一時金県債	約144億円	水俣被害者救済特別措置法による一時金支払い
特別県債	約234億円	
合計	約2,899億円	

※熊本県環境政策課発行『チッソ株式会社に対する金融支援措置』についての経緯〈参考資料編〉より

3) 祈りを捧げる

①水俣病犠牲者慰靈式（27回目）

日時：2018年5月1日（火）13:30～

場所：エコパーク水俣親水緑地「水俣病慰靈の碑」前

主催：水俣病犠牲者慰靈式実行委員会・水俣市

参列者数：約680人

- ・患者遺族代表として、金子 親雄さんが祈りの言葉を述べました。
- ・政府代表として、中川雅治環境大臣が出席し、祈りの言葉を述べました。
- ・チッソ㈱の後藤舜吉社長が出席し、祈りの言葉を述べました。

②火のまつり

水俣病で犠牲になった生命と、埋立地に封じ込められたすべての生物に祈りを捧げ、併せて地域再生の願いを炎に託す「火のまつり」を2018年は9月22日（土）に開催しました。当日は、前日からの雨のため会場を変更して水俣病資料館で行ったものの、約300の方にご参加いただき、全員で祈りを捧げました。

③水俣メモリアル

水俣メモリアルは、1995年に実施した国際建築設計デザインコンペで、国内外18

カ国から応募された 454 点の作品の中から、建築家磯崎新氏によって選ばれた作品をもとにして 1996 年に建築されました。

設計者：ジュセッペ・バローネ氏（イタリア）

『この水俣メモリアルは、特別化された場としてではなく、また、階層性を持つ空間、サイン、シンボルとして限定的に存在するのではなく、このメモリアル全体が個人個人にちょっとした散策、休息、思索、回想することを促してくれます。意図としては、訪れる人々を圧倒するのではなく、その方々の想いを投影する「モニュメント」を具体化することにありました。』

以後、2005 年に水俣病慰靈の碑ができるまで水俣病犠牲者慰靈式はここで開催され、水俣病犠牲者の名簿は、水俣メモリアルの名簿収納箱に奉納されました。

水俣メモリアルは、公害の悲惨さや人命の尊さを訴え、再び災禍を繰り返さないことを誓う、水俣市民の心を象徴する場となっています。

4) 水俣病への理解

①水俣病に関する教育

水俣病という公害病を経験した水俣は、今後世界中で水俣病と同じような公害が二度と発生しないよう、この経験や教訓を広く伝える必要があります。

のことから、市内小中学校における水俣病教育の展開を強化し、市民も正しく水俣病を伝えていくこと、また、水俣病に関する社会教育教材づくり、水俣病資料館等の活動により、水俣病に関する理解促進を図っています。

水俣病に関する教材として、次の冊子を発行しています。なお、これらの冊子は水俣病資料館のホームページ (<https://www.minamata195651.jp/>) から無料でダウンロードできます。

【こども用学習資料】

「みなまた海の記憶」、「水俣病とわたしたち」、「水俣病Q&A」、「こどもと学ぶ水俣病」、「やってみよう身近な環境づくり」、「はじめて学ぶ水俣病」（熊本県作成）

【一般向け研究資料等】

「水俣病 その歴史と教訓 2015」（日・英）、「水俣病とその歴史と教訓 年表」、「新聞の見出しから見る水俣病」、「水俣病 10 の知識」（日・英）、「水俣病詩集『戻らぬ命』」、「資料館リーフレット」

※これらの資料のほか、語り部のお話しをまとめたDVDの貸し出しも行っています。

②環境創造みなまた推進事業

1990 年度から 1998 年度まで実施された環境創造みなまた推進事業は、熊本県との共同事業として多くの環境問題に関する国際会議や水俣病問題を正面に見えた市民の集い（講座）等を通じて、水俣病（問題）についての正しい理解と市民相互の理解や対外的にはイメージの転換を図るなど、水俣再生に向け取り組みました。

その結果、水俣地域ではこれまで避けて正面から向き合って話すことがなかった水俣病（問題）について、人前で話せるようになり、様々な取り組みに患者・市民・行政が協働した「もやい直し」（人ととの絆を結び直すこと）が進みました。

本事業は1998年度で終了しましたが、水俣病を教訓とした環境モデル都市づくりと、水俣病の理解促進を住民協働で進めるために、その後継事業として次の事業を

行ってきました。

・水俣環境共生推進事業：1999～2001年度

水俣市の推進する「環境モデル都市づくり」の一環として、環境共生を目指した地域の育成や、国内外に向けた水俣病理解促進を図るために実施

・水俣病伝承事業：2002～2004年度

水俣病の教訓や環境への取り組みを国内外・次世代へと発信し、「負の地域イメージ」の払拭を図るとともに、「資源循環」、「環境学習」をキーワードとして、水俣市を環境モデル都市として国内外へ定着させることを目的として実施

・水俣病教訓発信事業：2005年度～

水俣病の歴史と教訓のみならず、その教訓を踏まえた環境先進地としてのまちづくりに取り組む地域の現状等について発信する事業

③もやい推進事業

患者・市民・行政の互いの垣根を払拭するなど、「もやい直し」の推進を図るために次の事業を実施しています。

■火のまつり

【事業内容は、3) 祈りを捧げるー②火のまつり 参照】

■もやいの森づくり（実生[みしょう]の森づくり）

もやいの森は、患者、漁民、市民協働の森づくりを通して、もやい直しを進めていこうとするものです。環境と健康をテーマに公園整備が進んでいるエコパーク水俣（水俣湾埋立地）の一角に、市民手づくりによる「実生の森」（約1.4ha）をつくりました。

1997年2月に種まきを行い、当初は、草刈りやゴザやワラを敷いたりして苗木の成長を助けたり、実生の森に親しむための講演会を開催したり、海の日などに実生の森内の清掃、除草作業を行いました。

近年は、活動から20年が経過し、種から育てた木々は立派な森となりました。現在は、この森の成り立ちや当時の取り組み、エコパークについてなど市民の学びの森としての活用を目的とした「実生の森一斉行動」を行っています。

■もやい音楽祭の実施

2008年2月から、水俣病で被害を受けた人や、障がいを持つ人が、それぞれの思いや夢を詩に託し歌うことで、命の尊さや水俣病を二度と発生させないという思いを次世代に語り継いでいく機会として、毎年もやい音楽祭を開催しています。

④水俣病公式確認60年事業の実施

2016年度には、水俣病発生地域の再生・融和の促進や地域内外に向けた効果的な情報発信を行うことを目的として、地方公共団体や民間の団体から企画・提案を募り、効果的な事業を提案した団体に対して事業費の補助を行う「水俣病公式確認60年事業」を実施し、9事業に対し補助を行いました。

(2) 環境再生の象徴づくり

水俣病の犠牲を無駄にしないためには、二度と同じ過ちを繰り返さないよう水俣病の教訓を内外に発信するとともに、水俣湾埋立地及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくことが求められています。

1) 水俣病の教訓を伝える

①水俣病資料館の活動

水俣病資料館では、水俣病に関する資料を収集、保存、展示し、語り部制度を設け、水俣病の教訓を継承し、環境問題の情報発信に努めています。

ア) 入館者数等

水俣病資料館入館者数（過去5年間）(人)

年度	入館者数		
		小中高校生	語り部聴講者数
2014	41,824	26,656	27,655
2015	37,395	26,165	26,668
2016	39,393	24,548	24,541
2017	41,250	26,450	25,735
2018	42,935	27,657	26,680

イ) 水俣病慰霊の碑に奉納する水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼

水俣病犠牲者名簿への記載申込の募集・協力依頼を行い、2018年5月1日開催の水俣病犠牲者慰霊式において、新たに水俣病犠牲者4人の名簿を水俣病慰霊の碑に奉納しました。

●水俣病犠牲者名簿奉納者総数（1996年度～2018年度）：402人

ウ) 「水俣に学ぶ肥後っ子教室」受け入れ

2002年度から始まった「こどもエコセミナー」は、2011年度から新たに「水俣に学ぶ肥後っ子教室」となり、熊本県内全校の小学5年生（2018年度は310校、16,221人）が水俣市を訪れ、水俣病や環境について学びました。

エ) 水俣病発生地域間交流事業への協力

新潟県が主催する水俣病発生地域間交流事業が、2018年8月1日～3日に行われ、新潟県の小学生12名が水俣市を訪問、市内2校の小学生12名とともに、水俣病や環境についての学習を通して交流を深めました。

オ) 広報・普及・啓発の充実に関するここと

●水俣病資料館ホームページによる新着情報の更新

水俣病資料館ホームページアクセス件数 2018年度 255,043件

●語り部講話ビデオ・DVDの貸出 2018年度 141本

●水俣病資料館サテライト展

水俣病問題の啓発を図るため、県内外 4 カ所（熊本、鹿児島、大阪、水俣）でパネル展示を行いました。

●企画展「おるが水俣ー鬼塚巖展ー」

鬼塚巖さんが撮影した公害の状況、安賀闘争、漁民騒動、新宿街頭カンパ、水俣の風景、小さな生物等の写真や映像を展示。水俣市民でありチッソの労働者であった鬼塚巖さんのレンズを通して、当時の水俣で起きたこと、水俣で生活する様々な立場の人々の感情や暮らし、失われた尊い命や大切な自然などについて想いを巡らせるものとして実施しました。

（期間：2018年8月25日～2018年12月28日）

●企画展「ストックホルムからジュネーブへー水銀のない世界へー」

水俣病患者の中には、自らの体験や思いを伝えるために、日本国内にとどまらず、世界中を飛び回っておわれる方がいます。1972年、坂本しのぶさんや濱元二徳さんたちは、国連人間環境会議に出席するため、スウェーデンのストックホルムを訪れ、水銀汚染の恐ろしさを身をもって伝えました。それから39年後、スイスのジュネーブで開催された水銀に関する水俣条約の会議（COP1）において、坂本しのぶさんは「水俣の悲劇を繰り返さないでほしい」と訴えました。

当時の写真や現地の様子をもとに、水銀汚染の恐ろしさと二度と繰り返さないための方策について、自らの生き方とともに感じて考えていただくために実施しました。

（期間：2019年1月19日～）

●水俣病フィールドツアー

水俣での環境学習プログラムについてより広く周知を図るため、県外の教育委員会職員15名・中学校1校を招き、水俣病資料館での公害学習と周辺地域のフィールドワークを体験していただくツアーを開催しました。

（期間：2018年12月22日、2019年1月5日）

●伝え手制度の創設

語り部講話の維持・充実のため、語り部の活動を補助する、伝え手制度を新たに創設し、2018年11月26日、4名の伝え手を委嘱しました。

2) 環境再生の象徴の地づくり

水俣病の発生した水俣湾及びその周辺を環境再生の象徴の地にしていくために、次のことが進められました。

①水俣湾の環境

熊本県による水俣湾の環境調査の結果（2018年度）は次のとおりです。

	地点数等	結 果
水 質 (海水)	4 地点	水銀は検出されませんでした。 (環境基準は 0.0005mg/リットル以下です。)
魚 類	2 魚種	暫定的規制値を下回っていました。 暫定的規制値 総水銀 0.4mg/kg メチル水銀 0.3mg/kg ① カサゴ 総水銀 0.27mg/kg、メチル水銀 0.19g/kg ② ササノハベラ (H30) 総水銀 0.15mg/kg、メチル水銀 0.12mg/kg
底 質	2 地点	暫定除去基準値を大きく下回っていました。 (暫定除去基準値 25mg/kg) ① 八幡プール沖 総水銀 0.04mg/kg、アルキル水銀<0.01mg/kg ② 水俣川河口 総水銀 0.04mg/kg、アルキル水銀<0.01mg/kg

②水俣湾埋立地及び周辺地区の整備

水俣湾埋立地については、水俣病を教訓に、環境と健康をテーマとする公園を整備する計画が 1994 年度に確定し、熊本県により整備が進められてきました。周辺地区では、竹林園（1992/11）、水俣病資料館（1993/01）、熊本県環境センター（1993/08）、水俣メモリアル（1996/10）、みなまた観光物産館「まつぼっくり」（1996/04、2009 年 5 月、道の駅に認定）、国立水俣病情報センター（2001/06）が建設され、公園内では親水緑地、潮騒の広場が整備され、水俣湾埋立地は「エコパーク水俣」という愛称で、2007 年に誰もが集い憩える緑の公園として完成しました。

③環境教育、学習、研究

水俣には環境省の国立水俣病総合研究センターがあり、医学・疫学・社会学分野で研究が進められています。

また、国立水俣病情報センター、熊本県環境センター、水俣病資料館周辺を「まなびの丘」と称し、修学旅行生をはじめ、内外の児童生徒に対する社会教育、環境学習の機会が提供される場として活用されています。

◆修学旅行の誘致

1997 年度より熊本県の協力を得て水俣市教育旅行誘致実行委員会を発足しました。水俣病の教訓を活かし、「環境学習の場・水俣」を広く伝えるため、教育旅行の誘致活動、受け入れ体制の整備に取り組みました。その後、N P O 法人水俣教育旅行プランニング（現・一般社団法人環不知火プランニング）が設立されるなど、これまで官民一体となつた誘致活動を展開してきました。

2018年度の水俣市の環境への取り組み

主な出来事

(1) 水俣環境アカデミア活動

水俣環境アカデミアは、高等教育・研究活動及び产学官民連携の拠点として、2016年4月に開設し、これまで延べ10,000人を超える国内外からの大学生、研究者等が来所しました。

2018年度は、アジア3か国から13名の大学院生等を招聘し、日本の科学技術や地域の再生及び活性化に関する活動を学ぶ「さくらサイエンスプラン水俣研修」、水俣の過去や現在を学び、これから環境共生型の地域振興を考える「慶應義塾大学及びASEAN諸国の留学生等によるフィールドワークプログラム」、環境省職員等を対象とした「環境調査研修所水俣研修」等を実施しました。

その他にも、持続可能な地域社会づくりをテーマとしたシンポジウム、市内の小中学生を対象に大学教授や研究者等が指導を行う「ジュニアサイエンスセミナー」、地域住民の生活に身近で役に立つテーマで行う「市民公開講座」などを開催しました。

さらに昨年に引き続き、水俣高校の活動も支援し、慶應義塾大学との「遠隔講義」や、产学官民連携事業としての「木育ワークショップ」なども行いました。

《主な事業内容》

- 水俣環境アカデミアの運営、研究者等の受入促進
- 研究者、事業者等とのネットワーク構築及び研究・产学官民連携の促進
- 環境調査研修所水俣研修等の各種研修事業の受入れ
- 市民公開講座、ジュニアサイエンスセミナー等の人材育成事業
- 熊本県立水俣高等学校支援事業（遠隔講義、木育ワークショップ等）
- さくらサイエンスプラン水俣研修の実施



(2) 水銀に関する水俣条約関連行事の開催

① 「水銀に関する水俣条約記念フォーラム 2018-19」

日 時：2019年2月7日

場 所：熊本市国際交流会館 6階ホール（熊本県熊本市中央区花畠町4-18）

主 催：環境省、熊本県、水俣市

参加者：120名程度

内 容： 水銀に関する水俣条約は、2013年に熊本市・水俣市で開催された外交会議において採択された国際環境条約です。環境省、熊本県及び水俣市では、条約の周知を進め、各国の条約実施を促進するため、水俣条約を記念する行事を毎年開催してきました。

「水銀に関する水俣条約記念フォーラム 2018-19」では、環境省から、2018年11月に開催された水俣条約締結国会議第2回会合（COP2）の結果を報告するとともに、地元からのCOP2に向けた情報発信の取組等を発信しました。

プログラム：

- 1 ビデオメッセージ（レペト水俣条約事務局長）
- 2 基調講演「改めて考える“水銀”と私たちの暮らし」
(京都大学 浅利准教授)
- 3 “水銀フリー社会”の実現に向けた取組み（熊本県）
- 4 国連工業開発機関（UNIDO）による水俣視察プログラムの実施・結果報告（水俣環境アカデミア）
- 5 水俣条約 COP2 の主な成果について（環境省）
- 6 水俣市の中学生による水銀排出抑制技術の現地研修報告
(水俣市各中学校 生徒代表) (味の素ファインテクノ株)
- 7 水銀に関する研究報告
(水俣高等学校) (野村興産株)
- 8 タンブラーを介した水俣条約外交会議参加者との交流
(水俣高等学校) (真和高等学校)



第2部

2018年度の環境施策の取り組み状況

環境基本計画の体系と市の取り組み状況

1 取り組み状況一覧表

第2次水俣市環境基本計画後期実施計画に沿って市が2018年度に取り組んだ状況を一覧にしました。成果は○（目標の80%以上達成できた）、△（おおむね計画どおりだが、目標達成ができなかった）、×（目標の60%未満、または、取り組みができなかった）を目安にあらわしています。事業終了のものもあります。

それぞれの取り組み内容の詳細は「掲載頁」をご参照ください。

テーマ	キーワード	プログラム 事業	指標	対応部署	成果	掲載頁	
水俣病の教訓を胸に	「もつともゼロた向いエなイーストの心実を現持につ向まけちてづくり	(1) 祈りを捧げ、忘れない					
		水俣病犠牲者慰霊式の実施	水俣病犠牲者慰霊式への参加者数	環境課	○	18	
		火のまつりの実施	火のまつりへの参加者数	環境課	△	18	
		(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり					
		水俣病被害者と地域を結ぶ	もやい直しセンター利用者数	振興公社(もやい館、おれんじ館)	○	18	
			水俣病相談窓口の設置継続、相談員配置職員数	環境課	○	18	
		埋立地等の安全対策	熊本県に対する要望活動	環境課	○	18	
		水銀フリー社会の実現に向けて	水銀フリー社会に向けた普及啓発活動 ・街路灯及び防犯灯のLED化 ・公共施設におけるLED化推進	環境課 市民課、該当部署(環境課)	○ ○ 18・19		
		(1)ごみの減量・分別の徹底(重点)					
		マイマイ運動の促進	マイバッグ持参率	環境課	○	19	
1	「もつともゼロた向いエなイーストの心実を現持につ向まけちてづくり	ごみゼロ推進活動証書の授与件数	環境課	○	19		
		ごみ減量取り組み団体への支援	市報におけるごみ減量情報提供回数	環境クリーンセンター	△	19・20	
		ごみ減量・リサイクルの推進	市民1人1日あたりのごみ排出量 ごみ総量 リサイクル率 可燃ごみへの資源ごみ混入率 山間部における生ごみの自家処理推進(生ごみ処理機普及推進)	環境クリーンセンター 環境クリーンセンター 環境クリーンセンター 環境クリーンセンター 環境クリーンセンター	△ ○ ○ ○ ○	20 20 20 20 20	
		リユースの促進	公共施設におけるリユース促進の拠点数	福祉課(ごどもセンター)、市民課(ふれあいセンター)、図書館、環境課	○	20	
		(2)地域丸ごと環境ISOの推進(重点)					
		家庭版環境ISOの推進	家庭版環境ISO登録世帯数	環境課	○	21	
		学校版環境ISOの推進	学校版環境ISOの普及率	教育総務課、環境課	○	21	
		事業所版環境ISOの推進	事業所版環境ISO登録事業所数 エコショップ認定店舗数	環境課	○ △	21 21	
		水俣市役所環境ISOの推進	公共施設における二酸化炭素排出量t-CO2(基準年2005年比削減率)	全庁(環境課)	○	21	
		(1)安心安全なものづくり(重点)					
2	環境とビジネスを結ぶまちづくり ・環境と経済の調和したまちづくり ・地域資源を活かした水俣らしい産業づくり ・環境ビジネスの活性化及び交流の場づくりと充実	環境保全農業と地産地消	特産品づくりへの取り組み(みなまたブランドづくり) 直売所(有人、物産館含む)の設置数	農林水産課	△ ○	22 22	
			学校給食への地場産食材使用品数	学校給食センター	○	22	
			地区寄付会活動助成件数	生涯学習課	△	22	
			休耕地面積	農林水産課	×	22	
			環境マイスター制度の推進	環境マイスター認定者数	環境課	○	22
		(2)資源循環のまちづくり(重点)					
		水俣エコタウンの推進	エコタウン企業の資源取扱量 環境関連事業への支援案件	経済観光課	×	23 23	
			産業団地まつり参加者数	経済観光課	○	23	
			地場企業の活性化支援と環境関連事業の推進	経済技術研究開発助成事業等申請支援	経済観光課	○	23
			(3)自然資源の保全と活用(重点)				
		バイオマス資源の活用	住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討	環境課、政策推進課、経済観光課	○	23	
			再生可能エネルギーの活用促進	太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭) 太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭) 公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数及び容量	環境課	△ △ ○	23 23 23
			廃食用油の回収量 バイオディーゼル燃料(BDF)製造量	環境クリーンセンター	△	23	
			バイオマス資源活用事業所数	経済観光課、農林水産課、環境課	○	23	

テーマ	キーワード	プログラム 事業	指 標	対応部署	成果	掲載頁
3・4 環境にこだわる地域と暮らしづくり ・「循環」と「共生」による元気づくり ・心を和ませ、健やかな環境づくり ・環境に配慮した暮らしづくり		(1) 自然環境(海・山・川・大気)の保全(重点)				
		環境保全活動の実施	環境月間清掃活動拠点数 海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数・参加者数 地区環境協定の締結地区数	環境課	○ ○ ○	24 24 24
		環境調査の実施	海と川の水質検査実施回数 ばい煙測定事業所数	環境課	○ ○	24 24
		豊かな森づくりの推進	豊かな森(実生の森)づくり活動参加者数 森林の間伐面積・育林保育面積 海藻収穫量(海藻の森づくり)	環境課 農林水産課 農林水産課	○ × ×	25 25 25
		生物多様性の保全	生物多様性保全のための活動 ホタルマップの作成	生涯学習課、環境課 環境課	○ ○	25 25
		水源の保全・保護・涵養機能の向上	愛林館における森づくり活動等参加者数 水源の保全・保護に関する啓発活動	農林水産課 水道局	○ ○	25 25
		(3) 公共用水域の水質保全				
		下水道への接続推進	公共下水道接続率(公共下水道供用開始区域内)	下水道課	○	25
		合併処理浄化槽の設置推進	合併処理浄化槽設置率(公共下水道供用開始区域外)	下水道課	○	25
		(4) 花と緑のまちづくり				
		花いっぱい運動 湯の児チェリーラインの整備活動 ポケットパーク、公園整備の支援 グリーンカーテンの推進	花の苗配布団体数 湯の児チェリーライン清掃参加者数 中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数 公共施設におけるグリーンカーテン設置数	都市計画課 都市計画課 都市計画課 各施設(環境課)	△ ○ ○ △	26 26 26 26
		(5) 健やかな住まいと建物づくり				
		環境に配慮した公共施設の整備 地域の伝統と風土に根ざした市営住宅の整備 環境共生型住宅の普及	公共事業環境配慮の推進 環境配慮型市営住宅の建設・供給戸数 環境共生型住宅の普及件数(補助件数・市産材活用量) エコハウス来館者数	該当部署(環境課) 都市計画課 環境課 都市計画課	○ △ ○ ○	26 26 26 26
		(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり				
		自転車のまちづくり コミュニティバスとおれんじ鉄道の利用促進 エコカーの普及(インフラ整備・低公害車導入)	自転車市民共同利用システム設置数・会員登録数・走行距離 ノーマイカーデーの実施 コミュニティバス年間利用者数 肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数 市役所における低公害車導入数(ハイブリッド・電気・低排出ガス・燃費基準達成自動車) 電気自動車走行距離数	総務課 総務課 総務課 総務課 財政課 環境課	○ ○ ○ ○ △ ×	26 27 27 27 27 27
5 感性や五感を活かした環境学習 ・学び(実践)の場づくり ・学習(実践)の機会づくり ・エコ路人の育成による人づくり		(1) 公害・環境学習の拠点づくり(重点)				
		水俣病の教訓発信 水俣病と環境を学ぶ場の提供	水俣病資料館入館者数 水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報センターとの連携	水俣病資料館 水俣病資料館	△ ○	28 28
		集中講義等研修活動の受入	水俣病資料館、熊本県環境センターとの連携	水俣病資料館	○	28
		(2) 公害・環境学習プログラムの充実(重点)				
		村丸ごと生活博物館 環境モデル都市市民講座の実施	村丸ごと生活博物館指定地区数・来訪件数 環境モデル都市市民講座(開催及び参加者数)	総務課	△ ○	28 28
		観察研修の実施・受入れ エコマップづくり	観察研修の実施受入れ(団体数及び人数:環境課対応分) 環境マップの作成	環境課	× ○	28 28
		環境学習資料の作成	環境レポートの作成発行	環境課	○	28
環境市民協働による ・市民協働による ・市民協働による ・市民協働による		(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進(重点)				
		円卓会議等による市民協働の推進 市民協働による普及啓発活動の実施	円卓会議等の開催数 環境モデル都市フェスタの開催	環境課	× ○	29 29
		市民参加による評価	市民監査の実施・公表(環境ISO)	環境課	○	29

2 取り組み内容

水俣病の教訓を胸に

水俣病は人の健康被害と環境破壊の大きさにおいて世界に類例をみないといわれています。水俣病の教訓を胸に、多くの生命の基盤となる様々な自然環境の保全・再生・回復に努め、環境に負荷をかけない暮らしづくりを進めます。

【プログラムと市の取り組み状況】

(1) 祈りを捧げ、忘れない

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
水俣病犠牲者慰霊式 ^(※1) の実施	・国・県・近隣市町村への参列の呼びかけ	・参列者数 700人	・参列者数 680人 ・実行委員会 2回開催	○
火のまつり ^(※2) の実施	・実行委員会の開催 ・市民参加の促進（菜の花あかり製作など） ・ライトダウンの呼びかけ	・参加者数 500人	・参加者数 300人 ・実行委員会 6回開催 ・前日が雨だったことにより、水俣病資料館で開催	△

(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
水俣病被害者と地域を結ぶ	・施設及びもやい直しや交流等事業の周知及び充実 ・被害者の高齢化に伴う相談対応と充実 ・相談内容と件数の把握	・もやい直しセンター利用者数（もやい館）71,300人 ・もやい直しセンター利用者数（おれんじ館）11,000人 ・水俣病相談窓口の設置 2箇所 ・水俣病相談員配置職員数 3人	・もやい直しセンター利用者数（もやい館）59,306人 ・もやい直しセンター利用者数（おれんじ館）9,058人 ・水俣病相談窓口の設置 2箇所（市役所、保健センター） ・水俣病相談員配置職員数 3人	○ ○ ○ ○
埋立地等の安全対策	・国県等関係機関への働きかけ、連携協力	・水俣・芦北地域振興計画への掲載	・水俣・芦北地域振興計画への掲載	○
水銀フリー社会の実現に向けて	・国県等との連携 ・情報発信（市HP・資料館など） ・水銀廃棄物の適正管理検討 ・自治会長会議において、補助金の説明	・水銀フリー社会に向けた普及啓発活動 ・街路灯及び防犯灯のLED化 80%	・熊本市にて水銀に関する水俣条約記念フォーラムの開催 ・街路灯及び防犯灯のLED化 100%	○ ○

(※ 1) 水俣病の発生によって、犠牲となり亡くなられた方々の慰霊と、環境破壊に対する反省と環境再生への誓いを込め、全市民で祈りを捧げることを目的として水俣病の公式確認日（1956年）である5月1日に毎年開催しています。

(※ 2) 水俣病で犠牲になった全ての生命に祈りを捧げ、その思いを炎に託し、あわせて水俣再生を願うものです。1994年から始まり、市民の手づくりで毎年9月のお彼岸に近い土曜日に開催されています。

	・公共事業環境配慮調整会議	・公共事業環境配慮の実施	・公共事業環境配慮の実施	○
--	---------------	--------------	--------------	---



「もったいない」の心を持つまちづくり～ゼロ・ウェイストの実現に向けて～

資源には限りがあります。私たちが取り組んでいるごみの分別、リサイクルはとても大事なことですが、その行為にも、資源やエネルギー、お金が使われています。これから先も豊かな生活を営むために、資源を大切に、そして有効に使っていくためにはどうすればいいのでしょうか。

一人ひとりが自分の暮らしの中で環境に配慮することができる地域社会の構築をめざします。

キーワード

- ・「むだ」なものはないですか？
- ・まだ使えるもの探し
- ・形を変えてもう一度

【プログラムと市の取り組み状況】

(1) ごみの減量・分別の徹底（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
マイマイ運動 ^(※3) の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率調査の実施 ・ごみ減量女性連絡会議との協働による広報活動等 ・イベントやキャンペーン実施による強化期間の設定 ・ごみゼロ推進活動証書^(※4)について周知広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率90%以上(有料化店) ・ごみゼロ推進活動証書の授与件数 12団体、1,120人 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参率 生協くまもと 90.9% ・ごみゼロ推進活動証書の授与 10団体、1,209人 	○ ○
ごみ減量取り組み団体への支援	・ゼロ・ウェイスト ^(※5) 円卓会議の開催	・市報におけるごみ減量情報提供回数 4回	・市報におけるごみ減量情報提供（みなへ	△

(※ 3) 水俣市では、暮らしの中でのごみを減らすために、「マイマイ運動」の取り組みを進めています。これは、自分のお箸（マイ箸）や水筒（マイ水筒）を持ち歩くことで、割りばしやペットボトルなどのごみを減らそうというものです。

(※ 4) 水俣市では、水俣市を訪れる学校や団体がマイマイ運動の取り組みをされたときに「ごみゼロ推進活動証書」を授与しています。これは、お箸や水筒を持ち歩くそなちよつとしたことが、環境にやさしい暮らしについて考えるきっかけになるというものです。

(※ 5) 水俣市では、2009年11月22日に、「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行いました。ゼロ・ウェイストとは、資源やエネルギーなどの無駄な消費をなくして、ごみを限りなくゼロに近づけていくという考え方です。日本では、徳島県勝浦郡上勝町、福岡県三潴郡大木町、奈良県生駒郡斑鳩町が宣言しており、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないしくみをつくるという目標

	・みなへら通信 ^(※6) の発行		ら通信発行)回数1回	
ごみ減量・リサイクルの推進 ※ごみ処理の状況について詳細はP.42～P.45に掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル推進委員会の開催 ・リサイクル推進員説明会の開催 ・可燃ごみの組成調査の実施 ・ごみ減量女性連絡会議^(※7)との連携 ・イベントによる普及啓発 ・市報等による紹介 ・生ごみ処理器モニターの支援 ・生ごみ処理器普及支援（補助制度等の検討） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人1日あたりのごみ排出量716g/人・日 ・ごみ総量7,353t/年 ・リサイクル率46.1%以上 ・可燃ごみへの資源ごみ混入率45%以下 ・生ごみ処理器普及啓発活動モニター推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民1人1日あたりのごみ排出量522g/人・日 ・ごみ総量6,999t/年 ・リサイクル率40.0% ・可燃ごみへの資源ごみ混入率52.3% ・生ごみ処理器普及啓発活動 	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
リユースの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもセンターにおける使用済物品等のリユース（再利用）の徹底 ・各課、各施設等における使用済み物品等の相互再利用のための全庁的なリユース関連情報共有システム（制度）の構築 ・センター利用者の子育て関係等使用済、不用品等の寄附受入れ及びリユース（再利用）希望者へのリユース物品提供のためのリユース関連情報の収集・提供と「もったいないボックス」^(※8)の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるリユース促進の拠点数4か所 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設におけるリユース促進の拠点数4か所（市庁舎（環境課もったいないボックス）、こどもセンター、ふれあいセンターリユースコーナー^(※9)、市立図書館（古本市年3回開催）） 	<input type="radio"/>

を立て、取り組みを進めています。

- (※ 6) ゼロ・ウェイスト円卓会議では、「ゼロ・ウェイスト宣言のまち、みなまたから無理なく、楽ちんに、みんなでごみを減らしたい」という思いから、市民目線でごみ減量について紹介する情報紙「みなへら通信」を編集、発行しています。
- (※ 7) 水俣市では、水俣市内の女性活動団体の16団体からなる「ごみ減量女性連絡会議」を1997年12月に発足させ、ごみ減量に必要な仕組みづくりを検討し、ごみになるものを家庭に持ち込まないことや、あるものを永く大事に使い続けたり、環境に配慮した商品の購入をすすめるなどを実践されています。
- (※ 8) 家庭の中に眠っている不用品をゆずりたい、新品でなくてもいいので使いたいものがあるという方のための生活用品のリユース・リサイクルの情報交換の場です。窓口は環境課で、情報は市役所1階のもったいないボックスコーナーと市のホームページに掲載しています。
- (※9) 地域の方がどなたでも利用できる「ふれあいセンター」を2008年に栄町（水光社本店近く）にオープン。作品展示販売コーナーや喫茶コーナー、絵本コーナーもあり、家庭で不用になったものを販売できるリユースコーナーも設けています。

(2) 地域丸ごと環境 I S O の推進（重点）

事業	推進手段	2018 年度の目標	2018 年度取り組み状況	成果
家庭版環境 I S O ^(※10) の推進	・環境関連補助金申請者への案内、登録 ・円卓会議と連携した普及推進	・家庭版環境 I S O 登録世帯数 2,000 世帯	・家庭版環境 I S O 登録世帯数（延べ） 2,120 世帯	○
学校版環境 I S O ^(※11) の推進	・学校版 ISO 制度の周知広報 ・担当職員研修の開催 ・定期審査、更新審査の実施	・学校版環境 I S O の普及率 100%	・学校版環境 I S O の普及率 100%（定期審査不適合校なし） ・環境教育担当者研修会の開催	○
事業所版環境 I S O の推進	・事業所版 ISO 制度の確立 ・広報や説明会の実施 ・調査と分析フォロー実施 ・小規模小売店舗への拡大 ・市民への周知、PR	・事業所版環境 I S O 登録事業所数 60 事業所 ・エコショップ ^(※12) 認定店舗数 18 店舗	・事業所版環境 I S O 登録事業所（エネルギー消費実態調査回答事業所）数 54 事業所 ・エコショップ認定店舗数 11 店舗	○ △
水俣市役所環境 I S O の推進	・省エネ・省資源の徹底 ・新設備の随時導入検討（公共事業環境配慮の推進）	・公共施設における二酸化炭素排出量 5,211.5t-CO ₂ （基準年 2005 年比削減率 △16.5%）	・公共施設における二酸化炭素排出量 4,933.8t-CO ₂ （基準年 2005 年比削減率 △20.95%）	○



2018 年度のまとめと 2019 年度の方向性

水俣市環境 I S Oにおいては、公共施設における二酸化炭素排出量の目標値を達成しました。また、学校版 I S O も普及率が 100% となっており、浸透しているといえます。一方、事業所版・家庭版 I S O が低迷しているので、住民一人一人の環境意識を高めるため、引き続きゼロ・ウェイスト円卓会議等と連携しながらごみ減量に努めます。

(※10) 市民一人一人が、各家庭で環境にいい暮らしづくりを推進するため、2000 年から取り組んでいます。2009 年には制度の見直しを行い、「みなまたエコダイアリー」を作成。取り組み内容を登録して行動し、家庭で使った電気、ガスなどのエネルギー、水などの資源を記録して行動を見直すことを繰り返し、省エネ・省資源につなげます。

(※11) ISO14001 環境マネジメントシステムの概念を一部取り入れた水俣市オリジナルの制度です。それぞれの学校で、水俣の海、山、川そして大気を守り、次の世代に伝えていくため、二酸化炭素の削減、資源の有効利用、環境負荷の軽減、環境保全などの行動を宣言し取り組んでいます。2000 年度から市内の全小中学校が取り組んでいるのに加え、2008 年度に熊本県立水俣高校が認証を取得し、市内にあるすべての学校が「環境にいい学校づくり」に取り組んでいます。

(※12) 省エネ・省資源・リサイクルの推進・環境にいい商品の販売など環境に配慮した店づくりをしている店舗を「エコショップ」として水俣市が認定し応援する制度で 1999 年から始まりました。認定された店舗は年 1 回の定期審査、3 年に 1 回の更新審査を受けています。

環境とビジネスを結ぶまちづくり

水俣病の経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。水俣が持つ地域資源や特性を十分に活かして、資源循環による環境と経済の両立に基づく水俣らしい、持続可能な産業振興により調和の取れたまちづくりを進めていきます。

キーワード

- ・環境と経済の調和したまちづくり
- ・地域資源を活かした水俣らしい産業づくり
- ・環境ビジネスの活性化及び交流の場づくり

【プログラムと市の取り組み状況】

(1) 安心安全なものづくり（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
環境保全農業と地産地消	<ul style="list-style-type: none">・新規作物の導入支援等・既存の特売所の継続・JAあしきたの物産館建設については、費用対効果等と検討し、補助金活用を検討・旬の地場産食材の使用・給食だより、市HPで紹介・生産者との交流、体験学習・試食会の開催・寄ろ会みなまた^(※13)の菜の花事業の活性化。各地区的会員の勧誘・農地バンク推進事業、日本型直接支払制度等を活用し、農地の維持管理を行う。	<ul style="list-style-type: none">・特產品づくりへの取り組み（みなまたブランドづくり）3品目・直売所（有人、物産館含む）の設置数7箇所・学校給食への地場産食材使用品数40品目以上・地区寄ろ会活動助成件数10件・休耕地面積95ha	<ul style="list-style-type: none">・特產品づくりへの取り組み（みなまたブランドづくり）2品目・直売所設置数6箇所（東部かっさい市場、湯の鶴温泉保健センター、おろろんこ、愛林館、まつぼっくり、鶴の屋）・学校給食への地場産食材使用品数32品目・地区寄ろ会活動助成件数6件・休耕地面積172.5ha	<p>△ ○ ○ △ ×</p>
環境マイスター ^(※14) 制度の推進	<ul style="list-style-type: none">・新たなマイスター人材の掘り起こし・マイスター活動の広報PR	<ul style="list-style-type: none">・環境マイスター認定者数40人	<ul style="list-style-type: none">・環境マイスター認定者数32人	○

(※13) 1991年、水俣病によって分断された地域コミュニティを再構築するため、当時の26の行政区ごとに住民の自治的組織「地区寄ろ会」が発足。その集合体が「寄ろ会みなまた」。「いっちょう寄ろうかい」、「いっちょうやろうかい」という掛け声がそのまま組織名となっています。地域資源の再発見とその活用を図るために、住民自ら寄り合い話し合い、自らの手で環境にいい地域づくりを行うことを目的としています。

(※14) 「マイスター」とはドイツ語で職人の師匠・親方を意味します。水俣市では1998年2月から環境や健康に配慮した安心安全なもののづくりをする職人を「環境マイスター」として認定し、水俣ブランドの確立を図っています。

(2) 資源循環のまちづくり（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
水俣エコタウン ^(※15) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連事業への支援 ・企業支援センター等による支援 ・産業団地まつりの魅力向上と周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン企業の資源取扱量前年(69,928t)以上 ・環境関連事業への支援案件1件 ・産業団地まつり参加者数800名 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウン企業の資源取扱量24,078t ・環境関連事業への支援案件0件 ・産業団地まつり参加者数1,200名 	× × ○
地場企業の活性化支援と環境関連事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の周知 ・企業支援センター等による支援 	・環境技術研究開発助成事業等申請支援5件	・環境技術研究開発助成事業等申請支援5件	○

(3) 自然資源の保全と活用（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保	<ul style="list-style-type: none"> ・環境首都創造ネットワーク^(※16)への参画・連携 ・環境先進自治体の動向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が優先的に地域の自然資源を利用する権利を確保するための方策検討 	○
再生可能エネルギー ^(※17) の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、インターネット、イベント等での広報 ・国・県等の補助事業の情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)5年間で延べ125件 ・太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)5年間で延べ100件 ・公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数延べ19件(容量延べ10kW) 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム設置補助件数(一般家庭)5年間で延べ93件 ・太陽熱利用システム設置補助件数(一般家庭)5年間で延べ77件 ・公共施設等への再生可能エネルギー新規導入件数延べ22件(容量延べ517.6kW) 	△ △ ○
バイオマス資源 ^(※18) の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収及びバイオディーゼル燃料(BDF)製造を維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収量3,000ℓ ・バイオディーゼル燃料(BDF)製造量2,700ℓ ・バイオマス資源活用事業所数の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃食用油の回収量4,257ℓ ・バイオディーゼル燃料(BDF)製造量0ℓ ・バイオマス資源活用事業所数4事業所 	○ × ○

(※15) 2001年2月、水俣市は環境保全活動を活かした資源循環型社会の構築を目指して「環境モデル都市」(1992年)にふさわしい産業の創出と育成など、小都市型の展開を特徴とした「水俣エコタウンプラン」を策定し、経済産業省と環境省の承認を受けました。コンセプトは、資源循環型社会、環境共生を軸とする環境モデル都市にふさわしい産業を育成するとともに、全国他地域への普及を図り、全国中小都市のモデルとなる質の高い環境ビジネスの拠点となることです。

(※16) 環境首都創造ネットワークは、環境首都を目指し、自治体、NGO、研究機関によって2012年に発足し、地域から持続可能な社会を実現するための調査・研究、政策立案、実施、全国への普及に協働で取り組んでいます。

(※17) 再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマスなど、自然の力で定常的(もしくは反復的)に補充されるエネルギー全般をいいます。

(※18) バイオマス資源とは、家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源をいい、循環型のエネル



2018年度のまとめと2019年度の方向性

みなまたエコタウンの推進については、みなまた産業団地まつりの開催や、各企業による視察受入等により、みなまたエコタウン企業の知名度向上や環境に関する意識の醸成に寄与しているものと考えられます。引き続き、各種取組を支援していくことが必要です。

農産物直売所や学校給食への地場産食材使用など定着した取り組みを継続させていく支援が必要です。また、引き続き公共施設や一般家庭向けの再生可能エネルギーの導入を推進していくことが必要です。

環境にこだわる地域と暮らしづくり

水俣病を経験した水俣市では、その経験を教訓として環境に配慮したまちづくりを進めてきました。これからも、水俣病の犠牲を無駄にしないよう、地域に存在するすべてのものの共生と循環を考え、持続可能なまちづくりを目指します。

キーワード

- ・「循環」と「共生」による元気づくり
- ・心を和ませ、健やかな環境づくり
- ・環境に配慮した暮らしづくり

【プログラムと市の取り組み状況】

(1) 自然環境（海・山・川・大気）の保全（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
環境保全活動の実施	<ul style="list-style-type: none">・各自治会長への周知・市報、回覧等での呼びかけ・実施箇所の増加検討	<ul style="list-style-type: none">・環境月間清掃活動拠点数 80 箇所・海と川のクリーンアップ作戦実施箇所数 11 箇所・参加者数 1,000 人・地区環境協定^(※19)の締結地区数 8 地区	<ul style="list-style-type: none">・環境月間清掃活動拠点数 110 箇所・海と川のクリーンアップ作戦 11 箇所・参加者 823 人・地区環境協定の締結地区数 8 地区	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・水質検査・ばい煙測定の継続	<ul style="list-style-type: none">・海と川の水質検査実施回数 6 回・ばい煙測定事業所数 2 事業所	<ul style="list-style-type: none">・海と川の水質検査実施回数 6 回・ばい煙測定事業所数 2 事業所	<input type="radio"/> <input type="radio"/>

ギーなどに活用されています。生物資源から得られるエネルギーで、薪や炭、動物の糞を燃やすという方法や、植物から燃料用エタノールを作るなどさまざまな利用方法があります。

(※19) 地区の環境保全を地区住民自身が行っていくため住民ができる最低限度の生活ルールをつくり、守りながら生活していくとするもので、地区の住民間で締結されます。

豊かな森づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・実生の森実行委員会の開催及び活動支援 ・高性能林業機械を2台購入（2014）することで、間伐をより多く行う。 ・適切な資源管理・養殖等の整備 ・県漁連等との連携による販路拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森（実生の森^(※20)）づくり活動数 1活動 ・森林の間伐面積 270ha ・海藻収穫量（海藻の森づくり^(※21)）45t 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな森（実生の森）づくり活動数1活動 ・森林の間伐面積 47.22ha ・海藻収穫量（海藻の森づくり）11.3t 	○ × ×
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動の実施 ・無田湿原の保全活動 ・ホタルマップの作成 ・市報等による周知PR 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全のための活動2回 ・ホタルマップの作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性保全のための活動4回 ・ホタルマップの作成 	○ ○

（2）水源のかん養機能の向上（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
水源の保全・保護・涵養機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「水源の森」の水源涵養機能を維持するための森づくりの活動（蔓きり、下刈り等）を住民と連携し継続的に行う。 ・ホームページ、パンフレット配布による広報 ・水道週間時の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛林館における森づくり活動等参加者数 1,640人（累計） ・水源の保全・保護に関する啓発活動1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛林館における森づくり活動等参加者数 1573人（累計） ・水源の保全・保護に関する啓発活動9回 	○ ○

（3）公共用海域の水質保全

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
下水道への接続推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣市水洗化促進計画に基づく公共下水道接続促進活動 ・ホームページへの掲載 ・広報紙への掲載 ・戸別訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道接続率 (公共下水道供用開始区域内) 90.04% 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道接続率 (公共下水道供用開始区域内) 90.64% 	○
合併処理浄化槽の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣市水洗化促進計画に基づく浄化槽普及促進活動 ・ホームページへの掲載 ・広報紙への掲載 ・戸別訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置率 (公共下水道供用開始区域外) 36.67% 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽設置率 (公共下水道供用開始区域外) 30.57% 	○

(※20) 公害防止事業により水俣湾に造成された埋立地（現在の水俣広域公園「エコパーク水俣」）内に、シイ、カシなどのドングリの実を植えた実生の森づくりが市民の手で進められています。

(※21) 水俣市では、海を浄化し、魚のえさ場や産卵の場所にもなる海藻を増やす「海藻の森づくり」に取り組んでいます。

(4) 花と緑のまちづくり

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
花いっぱい運動	・市内企業、事業所に対する呼びかけを行なう	・花の苗配布団体数 78 団体	・花の苗配布団体数 54 団体	△
湯の児チェリーラインの整備活動	・市報による呼びかけや、市内団体への直接呼びかけ	・湯の児チェリーライン清掃参加者数 200 人	・湯の児チェリーライン清掃参加者数 184 人	○
ポケットパーク、公園整備の支援	・中尾山コスモス会主催による新聞折込広告等を用いてのイベント周知 ・自治会等を中心とした管理を希望する団体等への呼びかけ。	・中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数 1 回 ・「住民でできる公園管理」委託箇所数 11 箇所	・中尾山コスモス会主催によるコスモス祭り開催数 1 回 ・「住民でできる公園管理」委託箇所数 11 箇所	○ ○
グリーンカーテン ^(※22) の推進	・グリーンカーテン取組みの設置呼びかけ ・取組み状況調査の実施と公開（年 1 回）	・公共施設におけるグリーンカーテン設置率 50.0%	・公共施設におけるグリーンカーテン設置率 33.3%	△

(5) 健やかな住まいと建物づくり

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
環境に配慮した公共施設の整備	・公共事業環境配慮調整会議の実施 ・環境配慮チェックシートの作成 ・環境側面抽出及び環境影響評価書の作成	・水俣市環境 I S O における公共事業環境配慮の実施	・水俣市環境 I S O における公共事業環境配慮の実施	○
地域の伝統と風土に根ざした市営住宅の整備	・牧ノ内団地の建替	・牧ノ内団地 72 戸建設	・牧ノ内団地 50 戸建設	△
環境共生型住宅の普及	・補助制度の周知 ・業者向け説明会の開催 ・補助金利用者アンケートの実施 ・環境共生型住宅の普及推進活動の実施	・エコ住宅建設 17 戸 ・エコ住宅での市産材利用 207.7 m ³ ・エコハウス来館者数 1,390 人	・エコ住宅建設 25 戸 ・エコ住宅での市産材利用 244.87 m ³ ・エコハウス来館者数 1,621 人	○ ○ ○

(6) 人と環境にやさしい交通のまちづくり

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
自転車のまちづくり	・HP や市報等を活用し、利用促進を図る ・市報等への掲載	・自転車市民共同利用システム会員登録数 1,050 人	・自転車市民共同利用システム会員登録数 1,126 人	○

(※22) 室内温度の上昇を抑えるために、窓際にツル性の植物（あさがお、ゴーヤなど）を植え、植物のカーテンをつくることです。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの実施 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマイカーデーの環境 ISO 研修会等による職員への周知 1回 	○
コミュニティバスと肥薩おれんじ鉄道の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・運行内容の見直し等、利便性の向上を図るとともに、時刻表の作成やHP、市報等を活用し、利用促進を図る ・関係機関と連携し、利用促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス年間利用者数 93,027人 ・肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数 171,909人 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス年間利用者数 104,064人 ・肥薩おれんじ鉄道の市内における年間利用者数 184,083人 	○ ○
エコカーの普及（インフラ整備・低公害車導入）	<ul style="list-style-type: none"> ・更新又は新たに導入する車両（特殊車両を除く）について、より環境負荷の少ない自動車の選定に努める。 ・公用車として利用し、PR。 ・イベント等による普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所における低公害車導入数（ハイブリッド自動車・電気自動車・低排出ガス車・燃費基準達成自動車）3台 ・電気自動車走行距離数 5,400 km ・エコカー普及啓発イベント 1 活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所における低公害車導入数（ハイブリッド自動車・電気自動車・低排出ガス車・燃費基準達成自動車）2台 ・電気自動車走行距離数 1,274 km ・エコカー普及啓発イベント 1 活動 	△ × ○



2018年度のまとめと2019年度の方向性

海のクリーンアップ作戦をはじめ、清掃活動や環境保全活動など、市民や企業の理解と努力により継続・維持されています。

また森林については、皆伐期を迎えており、間伐面積が減少している状況です。さらに海藻収穫量については、磯焼けを防ぐこと及び魚のえさ場や産卵場所の確保のために海藻を増やしたため、減少していると考えられます。

感性や五感を活かした環境学習

水俣は、海、山、川の豊かな自然に囲まれています。そして、そこに根ざした地域の文化や食、生活の知恵などさまざまな地域資源もあります。このような水俣の環境を水俣に住む私たちが五感を使って理解し興味を持つことで、環境に配慮した行動が当たり前になっていくことを目指します。

キーワード

- ・学び（実践）の場づくり
- ・学習（実践）の機会づくり
- ・エコ路人の育成による人づくり

（1）公害・環境学習の拠点づくり（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
水俣病の教訓発信	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病関係資料の収集、保存 ・常設展示の充実 ・語り部講話の実施 ・各種企画展、サテライト展の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病資料館入館者数 54,000人 ・語り部の講話の聴講者数 30,000人 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病資料館入館者数 42,935人 ・語り部の講話の聴講者数 26,680人 	△ ○
水俣病と環境を学ぶ場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な意見交換の開催 ・連携的イベント、総合的イベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病資料館、熊本県環境センター、国立水俣病情報センター3館の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・見学、聴講等の調整を行い、3館連携して、環境・公害学習の推進を図った。 	○
集中講義等研修活動の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・環境首都創造事業等補助金の活用及び関係機関との連携、全国大学への営業活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中講義等研修活動の受入 1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・集中講義等研修活動受入 12件 	○

(2) 公害・環境学習プログラムの充実（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
村丸ごと生活博物館 (※23)	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報紙・HPでの周知 ・物産展等への出展を通じてのPR等、ものづくり推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・村丸ごと生活博物館指定地区数 4地区 ・村丸ごと生活博物館来訪件数 40件 	<ul style="list-style-type: none"> ・村丸ごと生活博物館指定地区 4地区（頭石、久木野、大川、越小場） ・村丸ごと生活博物館来訪件数 5件 	○ △
環境モデル都市市民講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・講座プログラムの充実 ・受講者アンケート実施 ・市報等での呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市市民講座開催数 6回 ・環境モデル都市市民講座参加者数 60人 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境モデル都市市民講座開催数 5回 ・環境モデル都市市民講座参加者数 200人 	○ ○
視察研修の実施・受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な視察研修の受入れ ・環境モデル都市実践事例集の紹介（販売冊数） 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修の実施受入れ団体数（環境課対応分）51団体 ・視察研修の実施受入れ人数（環境課対応分）710人 	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修の実施受入れ団体数（環境課対応分）26団体 ・視察研修の実施受入れ人数（環境課対応分）216人 	△ ×
エコマップづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・配布・活用 ・内容のリニューアル、再印刷 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・配布・活用 	○
環境学習資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な更新 ・公表（水俣市ホームページ等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境レポートの作成発行 1回 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境レポートの作成発行 1回 	○

(※23) 生活文化、自然、産業などを守り、伝え、育てるに意欲のある地区を水俣市が指定します。目に見える建物や田畠、目に見えない知恵や言い伝え、そこに住む人々、村のすべてを博物館に見立てた「屋根のない生活の博物館」です。



2018年度のまとめと2019年度の方向性

2018年度、水俣病資料館においては、伝え手制度の施行による語り部講話の充実、関係資料の収集、整理とそれに基づく企画展・サテライト展の開催により、来館者数の復調が見られました。2019年度においては、語り部増員による講話運営の維持向上を図るとともに、常設展示の多言語化を実施し、より広範な教訓発信に努めます。

また環境課における視察対応件数は減っているものの、水俣環境アカデミアにおいては、大学や研究機関との連携、研修誘致等を通して多くの方が訪れています。

市民協働による環境まちづくり

環境のまちづくりを市民協働で推進していくために、テーマに応じた部会「円卓会議」を設立し、市民協働による環境モデル都市づくりを目指します。「円卓会議」という名称には、市民、事業者、行政が同じ一つのテーブルを囲んで話し合い・実行していくという意味が込められています。

(1) 市民協働による環境モデル都市づくりの推進（重点）

事業	推進手段	2018年度の目標	2018年度取り組み状況	成果
円卓会議等による市民協働の推進	・円卓会議の開催 ・環境まちづくり課題の検討	・環境モデル都市推進委員会の開催回数6回	・ゼロ・ウェイスト円卓会議の開催回数1回	×
市民協働による普及啓発活動の実施	・実行委員会の開催 ・フェスタ内容の充実 ・各地域を巡る開催	・環境モデル都市フェスタを2年に1回ペースで開催	・産業団地まつりへの参加	○
市民参加による評価	・ISO市民監査委員会 ・市民監査の実施 ・エコスター評価と公表	・ISO市民監査の実施及び公表 ・1件エコスター5★	・ISO市民監査の実施及び公表 ・エコスター5★	○ ○



2018年度のまとめと2019年度の方向性

ゼロ・ウェイスト円卓会議では、牛乳パックやキエーロの使い方などについて、話し合われました。またI S O市民監査では、「エコスター5」で終了することができました。今後は、水俣市総合計画事務事業シートや地球温暖化対策推進実行計画等により管理していきます。

第3部

水俣の環境

自然を大切に

自然は私たち人間のものではなく、多くの生き物も共に棲む生命のより所です。水俣には、海や山、川があり、水俣を流れる川の流域を生命基盤としています。

1 海の保全・再生 水俣の海、海べり

海べりが海水を浄化すると共に小魚の群れ育つ場であることから、自然の諸の保全再生が基本となります。改修する時には自然に配慮し、その影響を最小限にしていくことがまず求められます。また、改修した所でもできるだけ生態系を回復すること、また開発の際に環境に配慮し環境負荷を極小化することが求められていますが、そのためにも環境アセスメントの実施は不可欠です。

海べりの開発状況

茂道漁港や丸島漁港で一部埋立等整備が行われており、また、月浦地区（坪谷）での埋立及び湯の児温泉街前海岸で高潮対策による整備が進められました。

光の届く浅い海の保全状況

小魚の群れ育つ浅い海を保全もしくは再生することを目的に、当面、現存する浅い海を残していくことを目標としています。

埋立地などの人工護岸の多自然化状況

人工護岸を多自然化することを目的に、当面、現存する石積み護岸など、人の手が加わりながらも生物が生息できる護岸を残すことが目標となります。

海藻の森づくり

環境の変化によって減少した藻場を再生することにより、水質の浄化と豊かな漁場づくりを目指しています。

第33回全国豊かな海づくり大会

全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海域環境保全の大切さを広く情報発信するとともに水産業の振興を図ることを目的に、毎年全国各地を巡りながら開催されており、2013年10月26日より27日まで、天皇皇后両陛下をお招きして、熊本県の熊本市、水俣市、天草市の3海域で実施されました。あわせてヒラメ（約1,000尾）、鮎の稚魚（約500尾）を放流しました。



2 山(森)の保全・再生

(1) 水俣の山(森)の状況

水俣市の面積 16,329ha のうち、2018年4月現在の林野面積は 12,133ha (74%) です。

【単位 : ha】

年	総面積	総林野面積	人工・天然の区分		所有者区分		
			人工林	天然林	国有林	公有林	私有林
2016	16,329	12,177	9,103	1,044	1,755	704 (418)	9,717
2017	16,329	12,144	8,990	1,138	1,755	702 (416)	9,686
2018	16,329	12,133	8,890	1,229	1,755	702 (416)	9,676

() 内は市有林 資料: 熊本県林業統計要覧 (熊本県農林水産部)

(2) 対策

森林の 85.5%を占める民有林のうち、スギ・ヒノキなどの人工林が 87%以上を占め、その人工林の大半が 40 年生以上の伐採対象となる森林部分です。これらの森林では間伐等を行うことにより、環境負荷が小さく、再生産可能な資源である木材の生産という目的以外にも、下層植生が繁茂し、公益的機能が十分に発揮できるという効果があります。森林のもつ公益的機能とは、土壤流出、山腹崩壊、水質汚濁等の防止、水源かん養、二酸化炭素固定、生物多様性、景観等です。

また、炭焼きやレクリエーション等により、里山の機能を見直し、保全していきます。

1) 森林の整備

木材生産以外に、土壤流出防止、水源かん養のためにも、人工林では間伐等の森林整備を行うことが不可欠です。民有林は、森林整備において経済性が大きく関係するため、助成制度を利用した間伐や植栽、道路網の整備を推進していきます。また、若い樹木を成長させることで、二酸化炭素固定効果も期待できます。

【人工林の除間伐面積】

年 度	2016	2017	2018
面積 (ha)	147	114	75

2) 森林の保全・再生

林道路網からの距離・地形等勘査して、複層林、混交林、広葉樹林等、その土地に適した樹種、施業方法で森林をつくっています。植栽・施業困難地は、経済性・生物多様性の面から天然林として残すことが望ましいと考えられています。

市有林でも公益的機能にも充分配慮して管理しています。

公益上重要な機能を持つ森林は、保安林制度を活用し、その機能が充分発揮されるよう誘導しています。

【保安林の指定状況】

【単位：ha】

	水源かん 養保安林	土砂流出防 備保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	魚つき 保安林	保 健 保安林	合 計
国有林	1,112	482	43	5		17 (43)	3 (37)	1,662 (80)
民有林	470	176			10	4		660 (24)

※（ ）は同一箇所で2種類以上の保安林種に指定されている兼種指定数

3) 漁民の森へと

漁民は流域の自然環境に大きな恩恵を受けています。豊かな海は森が育てています。このことから、豊かな水を供給する森林を守り育て、豊かな海づくりにつなげるため、漁業者が中心となった森づくりが行われるようになりました。

【漁民の森づくり】

事業主体：水俣市漁業協同組合

事業年度：2002年度～2005年度、2013年度

植栽場所：水俣市久木野字金迫（4ha）

【2002】植栽面積：1ha、山桜500本、ケヤキ250本、クヌギ500本、イチイガシ500本、モミジ150本、イチョウ100本（合計2,000本）

【2003】植栽面積：1ha、ケヤキ500本、クヌギ500本、イチイガシ500本、モミジ200本、イチョウ100本（合計1,800本）

【2004】植栽面積：1ha、クヌギ500本、イチイガシ500本、モミジ100本、イチョウ200本、ヒノキ200本、緑の少年団記念樹100本（合計1,600本）

【2005】植栽面積：1ha、ケヤキ100本、クヌギ300本、イチイガシ300本、モミジ100本、イチョウ400本（合計1,200本）

【2013】植栽面積：0.1ha、イチイガシ80本、ヤマモモ20本（合計100本）

3 川の保全・再生

（1）対策

1) 自然な川べりの保全と再生

目的：自然な川べりの保全と再生

目標：昔の自然に近い形態の護岸を保全再生

実施：特になし。ただし、寄ろ会みなまたで調べた「水の経絡図」を活用し、地域

懇談会などで話し合われたことをもとに調査。

2) 伝統的な石積み護岸の保全と再生

目的：伝統的な石積み護岸の保全と再生

目標：現存する石積み護岸などの保全

実施：石積みの保全については、これまでの河川改修などでなくなる傾向にありましたが、近年はコンクリートで河岸や川床を固めたりするのではなく、現地にある石を利用したり、生物の生育に配慮した製品を使用する工法が主流になっており、石積みの護岸も増えつつあります。

3) 自然な川相の保全と再生

目的：自然な川相の保全と再生

目標：自然な川相の保全・再生。魚道づくり。

現状：23箇所の井堰全てに魚道があります。ただし、アユ、ウナギ、カニ、ヨシノボリなどが遡上しにくいので、構造的に改良した方がいいものがあります。

自然と共に

人は人だけではない多くの生命の存立基盤である自然環境に手を加え、半自然にしながら生きてきました。その手の加え方は、10 数年ごとに伐採し、炭などにしていく雑木林のように使いながら、使い尽くさない循環を基調とするものでした。言葉を変えて言うなら、改変された半自然と共に生き続けることが可能な暮らし方でした。

暮らしの中に伝えられてきた循環と共生のあり方を再び把握し直し、環境に負荷の少ない暮らし方を促していくことが求められています。

1 環境に負荷の少ない暮らし方の促進

(1) 水環境 水俣の水めぐり

水俣市は、豊富な水資源により、安定した市民生活を営んでいます。しかしながら、1994 年度から 1995 年度にかけての少雨による異常渇水が発生し、山間部を中心に生活用水の補給がなされました。

水俣の水めぐりをよくしていく行動は、森から始まり、生活の中で使う水をきれいにして流し、また川を保全していくことから始まります。

◆水のゆくえ 水の経絡図の作成

【調べた内容】自然林、雑木林、水路、川、農業用水路、井堰、自家水源、簡易水道、上水道の水源、配水池、管路、湧き水、洗い場、排水先、田、畠、自然神（山の神、水神、田の神、荒神）

【期間】1992～1993 年

【主体】「寄ろ会みなまた」各地区（26 地区）ごとに市と協働で実施

1) 水利用の状況

飲み水は以前、谷の表流水や湧き水、井戸で汲み上げた地下水などを利用した自家水道でしたが、都市化の進展、衛生観念の普及、人工林の拡大で、市街地だけでなく、水俣の海辺は上水道になっています。農山村地域でも簡易水道施設の整備が進みました。

2) 上水道

上水道は、1937 年の給水開始以来、常に清浄・豊富で、安全な水を安く供給しています。2012 年 3 月 31 日に水道事業変更申請（第 6 次拡張事業）が認可され、現在の計画給水人口は 24,100 人、一日最大給水量 9,025 トンとなっています。

3) 簡易水道等

簡易水道は 2 カ所、専用水道 1 カ所、飲料水供給施設は 51 カ所あります。1950

年代から 1960 年代に設置された小規模で老朽化した施設が多く、使用量の増加に対応できず、改修が必要となっています。また、少子高齢化の進行により、維持管理が困難となっている施設もあります。

4) 水俣市簡易水道事業等統合計画

特に、東部地区や久木野地区においては、経営や水質面で大きな問題を抱えている簡易水道等が存在し、地元住民から早急な施設整備及び経営の市への移管の要望が寄せられていました。

そこで、本市では 2009 年 7 月に「水俣市簡易水道事業等統合計画」を策定し、東部地区の 3 簡易水道（渡野、深川、釣橋）及び 6 飲料水供給施設（中鶴、深川下向、松山、今俵、ひご山、市渡瀬 8 組）と久木野地区の 2 簡易水道（鶴、有木・田頭）を 2016 年度末までに上水道に統合し、併せて必要な施設整備を行うこととしました。

この計画に基づき、2010 年度から基本計画、資産調査、水道事業変更認可申請、国庫補助金要望等を行いました。次いで、2011 年 10 月 1 日には 5 簡易水道（渡野、深川、釣橋、鶴、有木・田頭）について経営を組合から水俣市水道局に移管し、水道料金も上水道と統一しました。さらに、2012 年 3 月 31 日付けで 5 簡易水道は上水道に統合され、2016 年度末には主要な施設整備が完了しました。



ひご山配水池（水俣市市渡瀬 2015 年度完成）

簡易水道施設（計画給水人口が101人以上5,000人以下）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	15	湯出総合	1971/12	70	158	湧 水	40	55
2	15	湯出流合	1958/05	56	80	湧 水	54	27
計				126	238			

専用水道施設（1日最大給水量が20m³を超える）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	16	野川	2001/11	32	71	深井戸	10	24

飲料水供給施設（給水人口が100人以下かつ1日最大給水量が20m³以下）

No.	区	組合名	設置年月	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	源 水	貯水容量 (m ³ /日)	給水量 (m ³ /日)
1	6	松尾平	2001/01	13	24	深井戸	10	6
2	6	大窪	1983/04	27	68	深井戸	10	19
3	6	鶴団地	1985/10	19	46	深井戸	19	16
4	6	中尾山	1997/09	10	20	深井戸	20	19
5	8	風穴	1963/09	9	21	湧 水	12	8
6	8	小野川内	1958/07	10	22	湧 水	20	10
7	8	石神	1961/09	5	9	湧 水	10	10
8	9	深川長谷	2009/03	4	6	深井戸	-	-
9	10	集	1957/02	14	39	深井戸	30	15
10	10	丸石	1958/08	4	8	湧 水	10	5
11	10	新屋敷	1958/08	19	35	深井戸	20	15
12	10	宝川内川原	2003/12	4	11	深井戸	13	5
13	10	中屋敷上	1957/11	13	21	湧 水	9	19
14	11	中屋敷下	1956/09	7	11	湧 水	10	5
15	11	羽迫上	1962/01	7	18	湧 水	15	12
16	11	羽迫下	1960/02	12	27	深井戸	10	10
17	11	市渡瀬	1962/06	5	14	湧 水	7	3
18	11	市渡瀬日当	2007/06	7	20	深井戸	10	4
19	11	元村	1962/11	19	53	浅井戸	20	17
20	11	馬淵	1962/11	5	13	深井戸	-	5
21	11	仁王木	1957/12	15	35	深井戸	10	13
22	12	石坂川・構	1958/12	18	33	深井戸	40	16
23	13	井良迫	1928/04	9	18	湧 水	30	10
24	14	薄原	1958/08	23	58	湧 水	40	19

25	14	薄原丸尾	1957/03	14	33	湧水	25	17
26	14	桜野	1999/07	28	69	深井戸	24	16
27	15	湯出新屋敷	1955/04	11	29	深井戸	12.5	8
28	15	下村	1952/05	10	16	湧水	14	13
29	15	芦刈	1958/02	8	8	湧水	6	9
30	15	桜野上場	1972/12	8	23	深井戸	8	7
31	15	頭石中村	1959/09	11	27	湧水	10	10
32	15	頭石手小田	1958/09	13	33	湧水	15	15
33	15	頭石上	1960/10	2	4	湧水	10	3
34	15	招川内	1961/11	6	9	湧水	11	5
35	16	長崎	1961/10	22	59	深井戸	40	19
36	16	茂川	1963/03	20	51	湧水	20	19
37	23	暖谷	1960/12	5	9	湧水	5	2
38	23	寒川	1958/11	17	34	湧水	20	19
39	24	中小場	1958/12	18	36	湧水	30	19
40	25	大川	1958/10	23	44	湧水	25	19
41	25	大川日添	1958/10	4	6	湧水	20	6
42	25	大川井手山	2007/08	3	5	深井戸	-	3
43	25	寺床	1960/03	27	39	湧水	18	11
44	26	日当野	1960/03	29	42	湧水	40	19
45	26	一本木	1960/01	9	20	湧水	4	10
46	26	本井木中尾	1960/03	4	4	深井戸	5	3
47	26	本井木	1962/02	20	26	浅井戸	20	15
48	26	中須	1960/03	4	8	湧水	4	4
49	26	岩井口上	1960/03	3	8	湧水	20	3
50	26	岩井口日当	1952/03	12	20	湧水	9	9
51	26	無田	1961/03	10	16	湧水	6	7
計				619	1,308			

※空き家で水道のみ引いている家があるため、給水戸数が給水人口を上回る場合がある

(2) 水をきれいに

水俣川の水質は、生活環境の保全に関する環境基準では A 類型、AA 類型といわれ、きれいな状態です。でも川に入ってみると、ごみの散乱、コンクリート護岸の増大による川の浄化力の低下、家庭排水のほか田畠に散布される農薬や化学肥料等の河川流入などでの水質汚染があり、回復してきたとはいえ、ダクマ(テナガエビ) やホタルなど水棲生物は昔ほど生息していません。

1) 公共下水道

水俣市の下水道の整備は 1975 年度から整備をはじめ、1992 年 3 月から市街地の一部を供用開始しました。現在、汚水の処理について全体計画区域 361ha のうち 361ha について事業認可を受け、工事を実施しています。

2018 年度末における供用面積は 357ha、普及率約 52.5% となっていますが、2017 年度末における全国の普及率 78.8%、同じく熊本県の 68.2% に対して大きく遅れています。

公共下水道の計画及び整備状況

2019 年 3 月末現在

項目区分	全体計画 ～2035 年度	事業計画認可 ～2023 年度	整備状況 2017 年度末	整備状況 2018 年度末
処理区域面積	361ha	361ha	357ha	同左
処理人口	9,900 人	12,100 人	12,922 人	12,860 人
終末処理場処理能力	6,700 m ³ /日	6,700 m ³ /日	8,400 m ³ /日	同左
ポンプ場	汚 水	2	2	同左
	雨 水	5	5	同左
下水道普及率	—	—	52.3%	52.5%
水洗化人口	—	—	11,755 人	11,656 人
水洗化率	—	—	90.5%	90.6%
行政人口	—	—	24,858 人	24,493 人

2) 合併処理浄化槽

生活雑排水による生活環境の悪化や、河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道事業認可区域外において、合併処理浄化槽を設置する市民に対して、補助金を交付する補助制度（合併処理浄化槽設置整備事業）を 1989 年度から開始し、合併処理浄化槽の普及に取り組んできました。

この制度により、2018 年度まで 1,862 基が設置されており、今後は啓発活動を行うなどして、さらに普及促進を図ることにしています。

合併処理浄化槽設置数

人槽 年度	5	6~7	8~10	11~20	年 計	事業費 (千円)
1989 ～1991	6	8	0	0	14	5,425
1992	2	5	0	0	7	2,850
1993	1	12	0	0	13	5,700
1994	1	12	0	0	13	5,700
1995	0	27	0	0	27	12,150
1996	6	30	27	0	63	37,992
1997	7	42	48	0	97	61,161
1998	39	71	20	0	130	53,367
1999	48	43	12	1	104	41,874
2000	61	56	5	4	126	71,840
2001	58	48	4	0	110	60,750
2002	65	46	5	3	119	66,840
2003	68	47	2	2	119	65,750
2004	32	42	1	1	76	43,020
2005	53	45	1	0	99	37,896
2006	32	22	3	1	58	22,827
2007	27	24	1	0	52	19,988
2008	27	29	2	0	58	22,426
2009	35	26	2	3	66	26,837
2010	28	32	2	1	63	24,939
2011	46	21	4	0	71	37,878
2012	46	23	0	0	69	37,587
2013	53	17	2	0	72	36,270
2014	45	17	1	0	63	32,606
2015	39	14	0	0	53	26,134
2016	42	7	3	0	52	25,776
2017	26	4	1	0	31	14,226
2018	32	4	1	0	37	16,048
計					1,862	

浄化槽で発生する汚泥は一般廃棄物として処理計画に基づき、衛生的かつ適正に処理することと定められています。水俣市では、し尿・浄化槽汚泥はそれまで海洋投入で処分を行っていましたが、2001年10月からアール・ビー・エス肥料工場が稼動し、し尿・浄化槽汚泥は全てここで処理・製品化され、各方面に出荷されています。

2 資源の循環

水俣市は1993年から、燃やすもの・資源・粗大・埋立・有害ごみの5種類20分別の収集を始めました。

それまで燃やすもの、不燃ごみとして焼却や埋立処分されていた紙・布、アルミ・スチール缶、びん類が資源として回収されるようになり、埋立量も約3分の1に減少しました。びん類が資源として回収されるようになり、埋立量も約3分の1に減少しました。

資源の回収については、1998年4月にはペットボトル、2000年4月からは廃プラスチック類等、2002年12月からは生ごみ、2005年4月からは電気コード類の収集を開始し2009年4月からは、食用油の収集を開始しました。収集された食用油は、燃料（BDF）やせっけんなどの原料として利用されます。その他品目統合を図りながら、現在20分別を実施しています。

また、2002年12月からは、可燃ごみの処理を水俣芦北広域行政事務組合に移行。同組合の溶融炉から搬出される溶融スラグは、道路の路盤材としてリサイクルされています。溶融炉で処理することにより、埋立量もさらに減少しました。生ごみの分別収集は、リサイクル率の向上とごみ総量の抑制に効果がありました。今後もごみ減量やリサイクルに向けた取り組みを向上させていく必要があります。

（1）ごみ処理の状況

1) ごみ排出量の推移

(単位: t)

年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
種類					
可燃	4,625	4,728	4,435	3,899	3,914
※1 粗大不燃	455	574	608	416	632
資源	1,670	1,562	1,436	1,406	1,304
生ごみ	1,064	987	954	1,168	1,245
計	7,814	7,851	7,433	6,889	7,095
※2 資源化量	3,019	2,904	2,668	2,869	2,795
リサイクル率	38.6%	37.0%	35.9%	41.6%	39.4%

※1 火災等による直接埋立は粗大不燃に含まれる

※2 H21年度よりリサイクル率は資源物出荷量に応じて算出

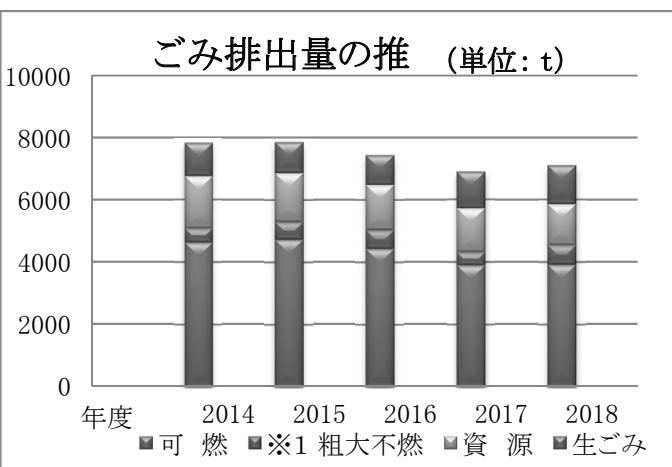
2) 埋立量の推移

(単位: t)

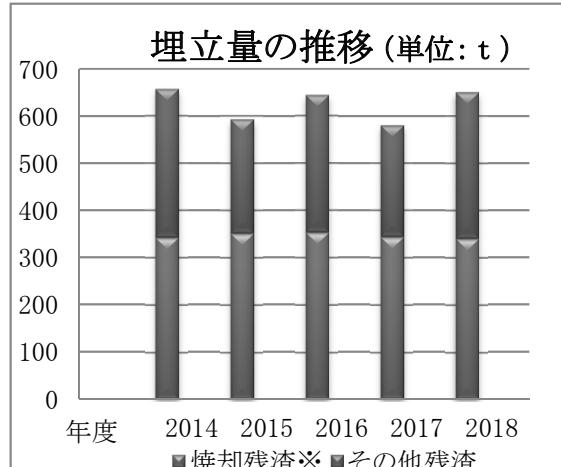
年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
種類					
焼却残渣※	342	351	353	343	340
焼却残渣水俣市分	226	221	222	216	209
その他残渣	314	241	290	236	310
計	656	592	643	579	650
計(水俣市分)	540	462	512	452	519

※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共下水道汚泥分が含まれる。

ごみ排出量の推 (単位: t)



埋立量の推移 (単位: t)



3) 2018年度のごみ処理の状況

① ごみ処理量

種類	年間(t)	一日平均(kg)	一戸平均(kg)	一人平均(kg)
可燃	3,914	10,723	332	158
生ごみ	1,245	3,411	106	50
粗大・不燃	536	1,468	45	22
資源	1,304	3,573	111	53
計	6,999	19,175	594	283

(2018年10月1日現在)

人口	24,769人
世帯数	11,784世帯
(2018年稼働日数)	
可燃・生ごみ収集	205日
粗大・資源収集	204日
センター稼動	249日
焼却処理	311日

※生ごみの分別収集は中山間地域を除く市街地域のみで行っているが、ここでは市全体の人口、世帯数で算出。一日平均は365日で算出。

(ア) 家庭系の内訳

種類	年間(t)	一日平均(kg)	一戸平均(kg)	一人平均(kg)
可燃	2,936	8,044	249	119
生ごみ	744	2,038	63	30
粗大・不燃	368	1,008	31	15
資源	1,214	3,326	103	49
計	5,262	14,416	446	213

※一日平均は、365日で算出

(イ) 事業系の内訳

種類	年間(t)	一日平均(kg)
可燃	978	2,679
生ごみ	501	1,373
粗大・不燃	168	460
資源	90	247
計	1,737	4,759

※一日平均は、365日で算出

② 中間処理の状況

種類	年間(t)	一日平均(kg)
焼却処理	4,121	11,290
破碎処理	536	1,468
資源化量	2,795	7,658
計	7,452	20,416

※一日平均は、365日で算出

※焼却処理量は粗大ごみ破碎によって発生した可燃物分が含まれる。

※焼却処理量は過年度の粗大可燃分が含まれる。

※資源化量は粗大ごみ破碎によって発生した金属分が含まれる。

※資源化量は本年度出荷量に応じて算出するため、過年度分が含まれ、翌年度繰越分は含まれない。

③ 最終処分の状況

種類	年間(t)	1日平均(Kg)
埋立処理	656	1,797
残灰※	340	932
うち水俣市	209	573
カレット	221	605
瓦礫	95	260

※一日平均は、年日数365日で算出

※焼却残渣には津奈木町・芦北町・水俣市公共下水道汚泥分が含まれる。

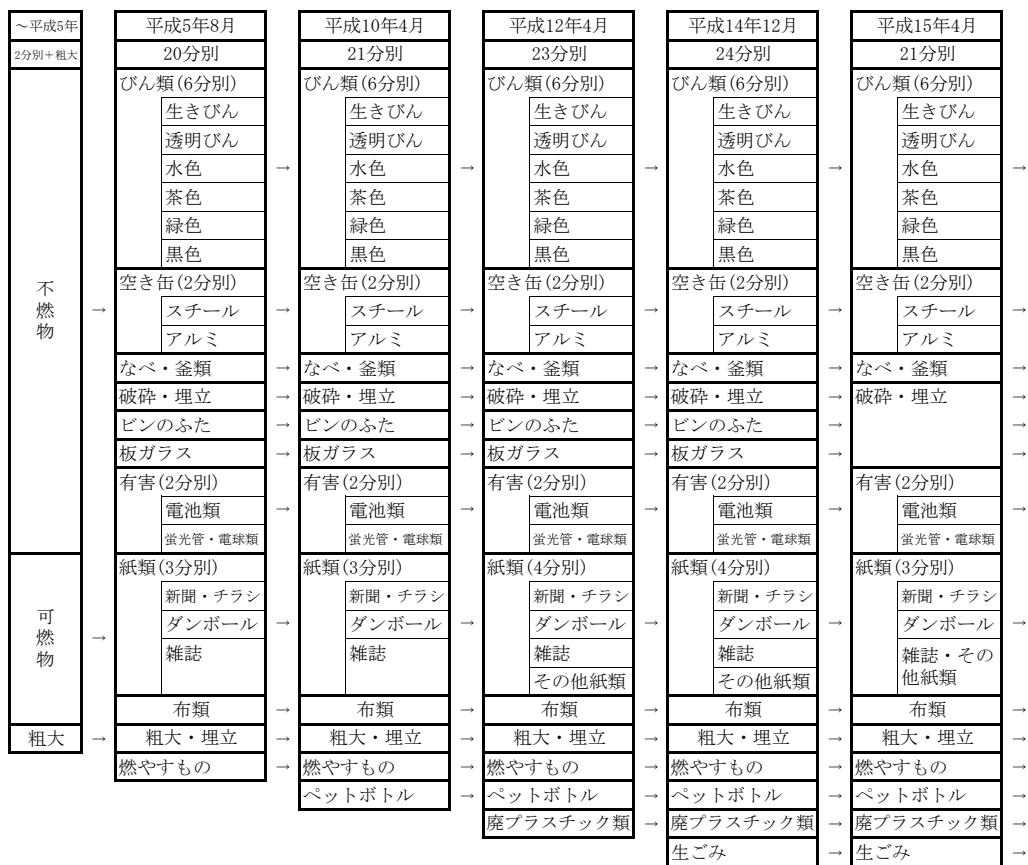
④ ごみ処理費用

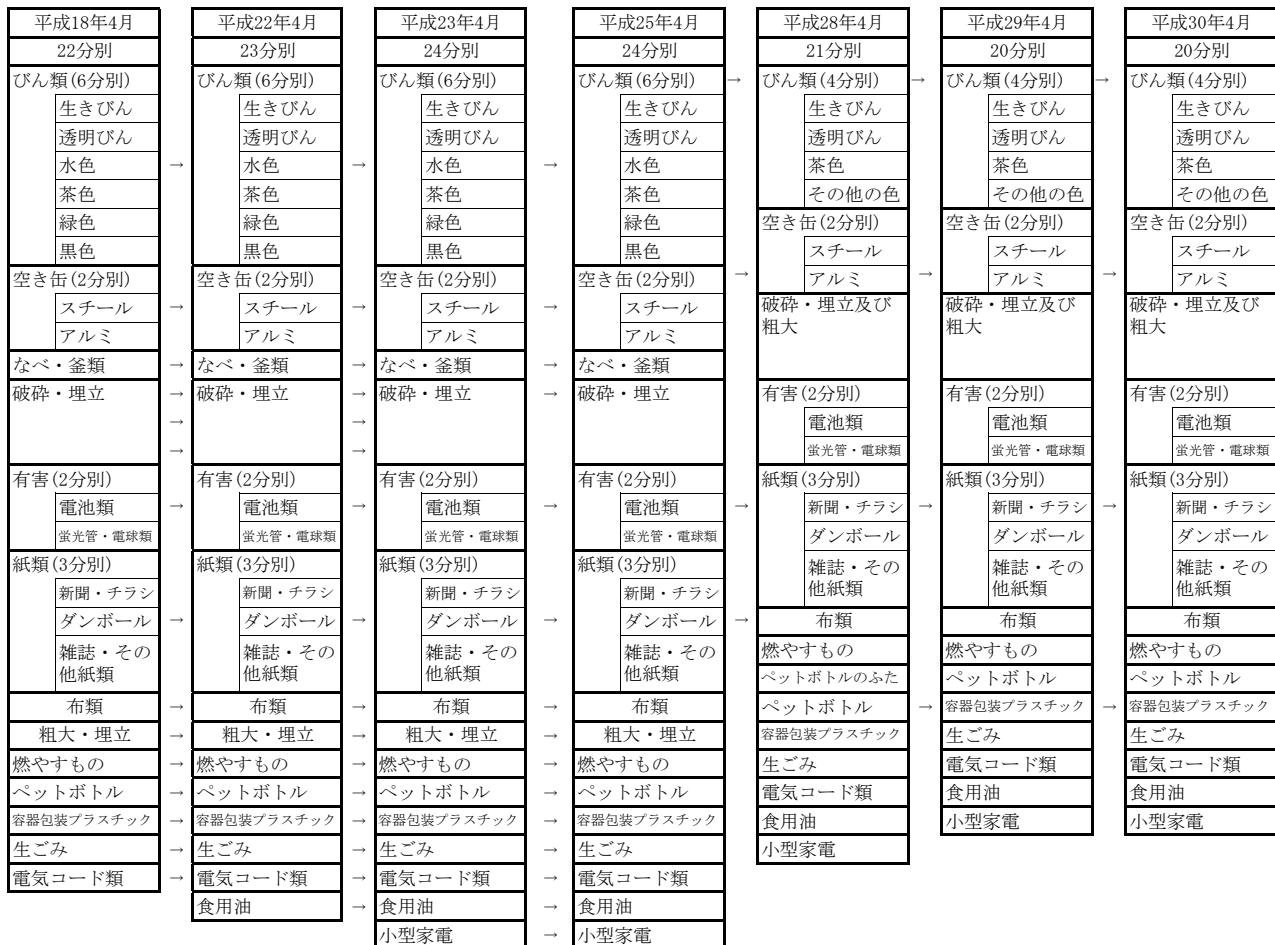
単位：円

費用計(人件費含む)	1tあたり	一日あたり	一世帯あたり	一人あたり
732,219,530	104,618	2,006,081	62,137	29,562

※一日あたりは、365日で算出

4) ごみ分別の変遷





(2) 対策

1) ごみの減量とリサイクルの促進

ごみの減量とリサイクルを促していくためには、次の4段階で実施する必要があります。

- A なるべくごみを出さないようにすること（例：無駄なものを買わない）
- B 家庭で処理できるものは、処理すること（例：生ごみを生ごみ処理器キエーロや家庭コンポスト等でリサイクルする）
- C できるだけ長く、大切に使い続けること
- D 捨てる時は、分別して捨てるこ

また、ごみを減らす（Refuse：リフューズ）ことに関しては、買い物袋の利用、過剰包装を少なくするなど、主にごみ減量女性連絡会議を中心とする活動が進んでいます。また、生ごみは家庭で処理できる唯一のごみと考えられますので、生ごみ処理器キエーロの普及を進めています。資源ごみとして出していただいたものについては、市が処理もしくはリサイクルして、その収益金を各地域の実績に応じてリサイクル助成金という形で配分をしています。

① 生ごみの堆肥化・減量化の推進

全市的な生ごみの減量化・堆肥化

また、2017年度から家庭用生ごみ処理容器「キエーロ」の無償貸与事業を実施し、生ごみの自家処理の推進をしています。

なお、2019年度以降も「キエーロ」の無償貸与を継続して行う予定です。

② 資源化の徹底

目標：資源化率 46.1%（総量比）以上を維持する

実施：2018年度の資源化率 39.4%

③ 生ごみ分別困難者に対する対策

2006年6月から、生ごみの分別が困難と認められた障がい者や高齢者の方に「生ごみ・可燃ごみ分別ご免除シール」を配布する制度を実施しています。

④ ごみ減量女性連絡会議の活動

増え続けるごみをまず家庭から減らしていくと、1997年12月9日に市内の女性16団体が集まり、「ごみ減量女性連絡会議」を発足させました。

1998年9月18日には、市内の大型小売4店舗と食品トレイの65品目について「食品トレイの廃止申し合わせ書」の締結を行い、さらには「お買い物

袋（マイバッグ）」の全戸無料配布を行いました。また、環境にいい店づくりをしている店舗をエコショップとして認定するための活動も行っています。

3 環境にやさしい暮らし方（ライフスタイル）の創造

6月の環境月間を中心に、住んでいる地区や学校、道路沿い、公園などの公共施設及び思い出の川や海べりなど、各地区や職場で、美化清掃などを展開しました。

2018年度 環境月間における主な行事

行 事 名	内 容	実施主体 参加者数	場 所
花いっぱい運動	花の苗 4種類 3,240本を市民に無料配布。	水俣市 221人	駅前広場
環境美化運動	地区的排水路、居住地周辺の清掃・除草作業	市民 約3,000人	各地区
海と川のクリーンアップ作戦	川や海岸・港周辺のごみ拾いなどを実施	市民 約900人	水俣川周辺、海沿い 11ヵ所
湯の児チェリーライン清掃活動	湯の児の桜の状況をより多くの市民に知ってもらい、桜を次世代に引き継ぐため市民参加の清掃活動を行う	市民 184人	湯の児海岸道路周辺

4 心を癒す住まい町並みづくり

村の佇まいは美観ではなく、生存景観です。水場のある山の麓に住まいを求め、家まわりには食べ物などを得る有用木があり、さらにそのまわりに水田や畑があります。また裏手には雑木山などがあります。

都市部における町並みは、生存する場であると共に、水路の水べり、緑と共に歴史的伝統的な建物が存在し、潤いをもたらしてくれます。

（1） 都市・農村景観の保持と形成

1) 都市景観

水俣市では、市内の良好な都市景観の形成を図るため、花苗の無料配布等の実施による「花と緑のまちづくり」を進め、又景観形成地域が指定されていることにより、良好な景観創出がなされてきました。

これからも、景観に対する市民意識の高揚を図り、市民と行政の協働による都

市景観の形成を推進します。

2) 農村景観の保全

農村・漁村などの集落景観は、住む人とその生業、それに風土がつくりあげてきたもので、暮らしそのものが景観といえます。農村景観の保全には、暮らしていくことを前提に、農村の風土と暮らしの醸し出す優れた景観の保全にあたっています。

石飛や桜野上場などの茶畑、湯出・久木野地区の棚田、冬場に大根を干し上げる櫛の木のある風景など水俣の特徴あるいは景観要素、葛渡・久木野・湯出・深川などの日当あるいは日添え山つきの村の佇まいの景観保全に努めています。

- ・第1回熊本県農村景観コンクール 農村景観努力賞 薄原地区（1990年度）
 - ・第4回熊本県農村景観コンクール 農村景観特別賞 石飛地区（1993年度）
 - ・第9回国土庁全国アメニティコンクール 国土庁長官表彰「最優秀賞」
石飛地区（1994年度）

3) 村丸ごと生活博物館

人と地域と経済が元気な村づくりに向けて、豊かな村づくり、農村漁村の風格のある佇まいづくりを交流により進めるため、意欲のある地区を「村丸ごと生活博物館」として水俣市が指定するものです。

この生活博物館には、集落の暮らしを案内・調査する「生活学芸員」と、漬物づくりや石積みなど生活技術の熟練者である「生活職人」がいますが、これらは指定地区の住民が担い、水俣市が認定します。

2002年度に頭石（かぐめいし）地区、2004年度に久木野地区、大川地区、2006年度に越小場地区を指定しました。

- ・「村丸ごと生活博物館」頭石地区を指定
(2002年8月5日)
 - ・「村丸ごと生活博物館」久木野地区を指定
 - ・「村丸ごと生活博物館」大川地区を指定
(2005年2月24日)
 - ・頭石地区が「第44回豊かなむらづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞
(2005年10月17日)
 - ・「村丸ごと生活博物館」越小場地区を指定。
(2007年3月1日)
 - ・頭石地区が「平成20年度立ち上がる農山漁村」(農林水産省)として選定される
(2009年3月3日)
 - ・水俣市の「元気な村づくり」が「平成21年度過疎地域自立活性化優良事例」として総務大臣賞を受賞(2009年7月7日)

- ・「村丸ごと生活博物館」大川地区が、「平成 22 年度熊本県農業コンクール食と農部門」で優良賞を受賞（2011 年 2 月 3 日）
- ・越小場地区が「第 50 回豊かなまちづくり全国表彰」農林水産大臣賞を受賞（2011 年 10 月 26 日）

（2）健やかで地球環境に配慮した住まい建物づくり

定住化を図るためにには、安価で良質な宅地の供給が求められていますが、一方で自然環境と共生し、健康で快適な住まいづくり・建物づくりが必要となっています。

これまで、水俣の伝統と風土に根ざした住まいづくり「水俣市地域住宅計画」を開発してきましたが、その取り組みを継続しつつ、1996 年度に策定した「水俣市環境共生住宅建設基本計画」に基づき、自然環境と共生する健康で快適な住まいづくりを推進しています。

また、2010 年には月浦台地福祉ニュータウン地区に水俣エコハウスを建設し、モデルハウスとして公開しています。この水俣エコハウスは温室効果ガス削減を目標とした住まいづくりを目指しており、昔から受け継がれた伝統構法で地元の職人による地場の材料を使った家づくり、なるべく環境に負荷をかけない暮らし方の普及啓発を推進していきます。

（3）歴史文化遺産の継承

地域の持っている伝統文化の厚み、そして風土が培地となり、交流の中から新たな文化が生まれていきます。伝統文化の厚みと奥行きは地域の風格を構成しています。

水俣の新たな文化創造のため、水俣の歴史文化遺産を継承していきます。

1) 文化財の保護

文化財は、歴史の営みの中で、自然や風土、社会や生活を反映して継承されてきたもので、地域の文化や歴史を理解するために欠くことのできないものであり、また、将来の地域文化の向上発展にとって基礎となるものです。

水俣市では、文化財保護法、熊本県文化財保護条例、水俣市文化財保護条例等に基づき、指定文化財をはじめとする文化財の調査・保護に努めています。

●文化財指定状況（2019年3月現在） ※詳細は「指定文化財一覧」に掲載

		国指定	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物			1	1
	絵画			1	1
	書跡			5	5
	典籍				
	古文書			0	0
	彫刻			7	7
	工芸			1	1
	考古				
	歴史資料				
	小計			15	15
無形文化財					
民俗文化財	有形民俗文化財				
	無形民俗文化財			8	8
	小計			8	8
記念物	史跡		2	3	5
	名勝				
	天然記念物		1	4	5
	小計		3	7	10
伝統的建造物群					
保存技術					
合計		3	30	33	
重要美術品					
選択無形文化財					
選択無形民俗文化財					
登録文化財		1			1
環境保全地区					
合計		1			1

●周知の埋蔵文化財包蔵地箇所数（2019年3月現在）

箇所数	根拠資料
90件	熊本県遺跡地図〔2005年〕

●文化財保護施策の内容と 2018 年度実績

区分	内 容	実 績
文化財の管理	指定文化財の管理・修理・現状変更制限、補助金交付等	水俣市立蘇峰記念館管理運営
		徳富蘇峰・蘆花生家管理運営
		県・市指定史跡等草刈
		無田湿原保全作業（夏草刈等）
		無形民俗文化財保存団体支援
文化財の調査	指定文化財、指定候補物件、埋蔵文化財包蔵地等の調査	水俣 IC 工事にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書刊行
		その他埋蔵文化財調査
文化財の活用	文化財の保存・活用のための施設等の設置、管理 文化財の学習活動、資料提供	

2) 文化人の顕彰

水俣が生んだ文化の理解と継承のため、徳富兄弟などの水俣出身の文化人を顕彰します。

○蘇峰・蘆花施設の公開及び活用

徳富蘇峰・蘆花兄弟に関する資料を収集し、その業績をしのび、広く市民の観覧に供するとともに、本市の文化交流の場として、地域文化の向上に資するため、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家を設置しています。

区 分	内 容	2018 年度事業実績
水俣市立蘇峰記念館	蘇峰、蘆花に関する資料の収集・展示	入館者数 807 人
徳富蘇峰・蘆花生家	蘇峰、蘆花に関する資料の収集・展示及び兄弟が幼少時代を過ごした史跡としての保存活用	入館者数 3,683 人
蘇峰・蘆花の顕彰	蘇峰・蘆花を顕彰する事業	・徳富蘆花講演会 参加者 約 50 人

指定文化財一覧

水俣市指定文化財 (30件) (2019年3月末現在)

指定番号	指定区分	名称	指定年月日	所在地
第 1 号	史跡	水俣城趾	1965 年 6 月 10 日	古城
第 2 号	史跡	南福寺貝塚	1972 年 10 月 24 日	南福寺
第 3 号	史跡	石飛遺跡	1972 年 10 月 24 日	石坂川
第 5 号	有形文化財	薩摩部屋	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 6 号	有形文化財	西念寺寺号許可書	1972 年 10 月 24 日	平町西念寺
第 7 号	有形文化財	後奈良院宸筆百人一首	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 8 号	有形文化財	親鸞聖人直筆	1972 年 10 月 24 日	浜町源光寺
第 9 号	有形文化財	加藤清正公木像	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 10 号	有形文化財	加藤清正公靈牌	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 11 号	有形文化財	豊太閤紋入鏡	1972 年 10 月 24 日	陣内加藤神社
第 12 号	無形民俗文化財	久木野棒おどり	1972 年 10 月 24 日	久木野寒川地区
第 13 号	無形民俗文化財	久木野俵おどり	1972 年 10 月 24 日	久木野
第 14 号	無形民俗文化財	湯出棒おどり	1972 年 10 月 24 日	湯出
第 15 号	無形民俗文化財	頭石臼太鼓おどり	1972 年 10 月 24 日	湯出頭石地区
第 16 号	無形民俗文化財	袋棒おどり	1972 年 10 月 24 日	袋
第 17 号	天然記念物	無田湿原（保護地区）	1973 年 6 月 24 日	越小場無田
第 18 号	無形民俗文化財	宝川内臼太鼓おどり	1978 年 2 月 25 日	宝川内
第 19 号	有形文化財	仏涅槃図	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 20 号	有形文化財	誕生釈迦仏	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 21 号	有形文化財	釈迦如来坐像	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 22 号	有形文化財	西念寺開山当時の古文書	1981 年 6 月 23 日	平町西念寺
第 23 号	天然記念物	キイセンニンソウ	1982 年 2 月 23 日	袋
第 24 号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 25 号	有形文化財	木造菩薩形立像	1985 年 1 月 25 日	平町西念寺
第 26 号	有形文化財	木造十一面觀音菩薩立像	1985 年 1 月 25 日	中小場觀音堂
第 27 号	有形文化財	木造聖觀音菩薩立像	1985 年 1 月 25 日	中小場觀音堂
第 28 号	無形民俗文化財	招川内古代虚無僧踊り	1994 年 3 月 25 日	招川内
第 29 号	無形民俗文化財	宝川内志賀段七踊り	1994 年 3 月 25 日	宝川内
第 30 号	天然記念物	茂川のヤマナシ	2008 年 4 月 18 日	茂川
第 31 号	天然記念物	荒神神社のムクノキ	2017 年 3 月 24 日	大園荒神神社

県指定文化財 (3件)

第388号	史跡	陣内官軍墓地	1977 年 10 月 11 日	古城
第464号	天然記念物	薄原神社のナギ	1978 年 2 月 2 日	薄原
第86号	史跡	徳富蘇峰・蘆花生家	1997 年 10 月 20 日	浜町

国登録文化財 (1件)

43-0005	建築物	水俣市立蘇峰記念館	1997 年 11 月 5 日	陣内
---------	-----	-----------	-----------------	----

生命の尊重

水俣における大気、水、土壤等の環境悪化を防止するため、これまで法規制や監視、企業との公害防止協定等の規制、誘導等を実施してきました。近年、産業廃棄物の処理、自動車の増加に伴う排気ガスによる大気環境の汚染、生活雑排水による水環境への環境負荷の増大などで、都市型、生活型の公害の増大が懸念されます。

1 環境汚染の防止

環境悪化を防止するため、公害関係法令等に基づく工場・事業場への規制・指導を継続するとともに、公害防止協定の見直し等による工場・事業場への指導等の充実、家庭雑排水の浄化などの規制対象外の発生源や事業活動に対する誘導、大気汚染防止のための自動車使用の低減、自転車の利用、低公害車の導入などを促します。

また、産業廃棄物を適正に処理し、化学物質を安全に管理していきます。

① 大気汚染防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・自動車使用の低減、低公害車の積極的な導入、自転車の利用促進を誘導・啓発

② 水質汚濁防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公害防止協定に基づく発生源の監視の継続
- ・合併処理浄化槽の設置等で、家庭雑排水による環境負荷の低減
- ・有機塩素化合物による環境汚染を未然に防止するため、地下水調査の継続
- ・環境測定の継続により水質の監視
- ・畜産排水浄化の指導と監視

③ 騒音、振動の防止

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・自動車使用の低減等の指導、啓発を図ること
- ・道路交通騒音、振動測定に基づき道路改良等の要請
- ・楽器等による近隣騒音防止についての指導・啓発の実施

④ 悪臭の防止

- ・畜産業、廃品回収業等の発生源に対する悪臭防止対策の指導・啓発の推進

⑤ 土壤汚染の防止

- ・化学物質の安全な取り扱い、産業廃棄物の適切な保管、処理の指導・啓発

⑥ 下水道の管理

- ・関係法令等による規制等の継続
- ・公共下水道の整備
- ・公共下水道区域内の指導と管理

⑦ 廃棄物最終処分場の管理

- ・一般廃棄物処理施設の維持管理
- ・一般廃棄物最終処分場の維持管理

⑧ 化学物質の安全管理

- ・建設、解体現場におけるアスベスト対策の徹底について指導・啓発
- ・工場等の化学物質の使用抑制、自己責任による自主管理の徹底などの呼びかけ、安全管理の誘導
- ・化学物質についての情報の提供
- ・日常生活における各種の化学物質の適切な取り扱い情報を提供し啓発
- ・農地、ゴルフ場、山地での農薬使用による環境汚染の防止のため、適切な使用について指導・啓発

(1) 大気汚染の防止 (熊本県「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書」を引用)

1) 概要

環境基本法では、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、一酸化炭素などについて環境基準が定められています。

熊本県は、大気汚染防止法、熊本県公害防止条例に基づき、ばい煙発生施設等について適切な届出を行わせるとともに、これらの施設から排出されるばい煙等や、自動車排出ガス等について規制を実施するなど、大気汚染の防止を図っています。

本市は、県と緊密な連絡を取りながら、大気環境を常時監視し、環境保全協定に基づいた立入調査を実施するなど環境保全に努めています。

表1 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	一酸化炭素
環境上の条件	0.04ppm 0.1ppm 1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	0.10mg/m ³ 0.20mg/m ³ 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	0.06ppm 1時間値が0.06ppm以下であること。	0.04ppm ～ 0.06ppm 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの中のゾーン内又はそれ以下であること。	10ppm 20ppm 1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
評価について	1 短期的評価 連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日または時間についてその評価を行う。 2 長期的評価 ア 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合 1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%内の範囲内にあるものを除外した値が環境基準を維持し、かつ1日平均値が環境基準を維持しなかった日が2日以上連続しなかった場合は、環境基準が達成されたと評価する。 イ 二酸化窒素の場合 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が0.06ppm以下に維持された場合は、環境基準が達成されたと評価する。				

2) 大気環境の現況

2017年度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物について熊本県が設置している測定局(水俣保健所)で大気質の常時監視測定を実施しましたが、2016年度と比較して光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数の増加傾向がみられました。

表2 一般環境自動測定一覧表

項目 測定局名	ガス状物質				粒子状物質		気象
	二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	浮遊粉じん	風向風速
水俣保健所	●	●	●		●		●

注) ●印は県が実施したもの。

3) 大気質 環境基準の達成状況

① 二酸化硫黄

【評価方法(長期的評価)】

- 年間にわたる日平均値の2%除外値が、0.04ppmであること
- 日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと

【評価方法(短期的評価)】

- 連続して又は随時行った測定について1時間値が0.1ppm以下で、かつ、1時間値の平均値が0.04ppm以下であること。

表3 二酸化硫黄年間値測定結果

測定局	年 度	年平 均値 (p p m)	長期的評価			短期的評価		
			日平均値の 2%除外値 (p p m)	日平均値が0.04 p p mを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	長期的評価の達成状況	1時間値の 最大値 (p p m)	日平均値の 最大値 (p p m)	短期的評価の達成状況
水俣保健所	2014	0.002	0.006	○	達成	0.044	0.010	達成
	2015	0.001	0.004	○	達成	0.043	0.005	達成
	2016	0.001	0.003	○	達成	0.021	0.004	達成
	2017	0.001	0.004	○	達成	0.045	0.006	達成
	2018	0.002	0.005	○	達成	0.037	0.006	達成

② 浮遊粒子状物質

【評価方法(長期的評価)】

- 年間にわたる日平均値の2%除外値が、0.1mg/m³以下であること
- 日平均値が0.1mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと

【評価方法(短期的評価)】

- 連続して又は随時行った測定について、1時間値が0.2mg/m³以下で、かつ、1時間値の日平均値が0.1mg/m³以下であること

表4 浮遊粒子状物質年間値測定結果

測定局	年 度	年平 均値 (p p m)	長期的評価			短期的評価		
			日平均値の 2%除外値 (p p m)	日平均値が0.1mg/m ³ を超える日が2日以上連続した日の有無 (有×・無○)	長期的評価の達成状況	1時間値の 最高値 (p p m)	日平均値の 最大値 (p p m)	短期的評価の達成状況
水俣保健所	2014	0.025	0.055	○	達成	0.144	0.067	達成
	2015	0.023	0.044	○	達成	0.096	0.054	達成
	2016	0.023	0.052	○	達成	0.107	0.067	達成
	2017	0.022	0.053	○	達成	0.099	0.066	達成
	2018	0.022	0.056	○	達成	0.121	0.076	達成

③ 光化学オキシダント

【評価方法】

- 昼間(5時～20時)の1時間値が0.06ppmであること

表5 光化学オキシダント年間測定結果

測定局	年 度	昼間の1時 間値の年平 均値 (p p m)	昼間の1時 間値の最高 値 (p p m)	環境基準の 達成状況	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数 と時間数	
					(日)	(時間)
水俣保健所	2014	0.030	0.106	未達成	59	265
	2015	0.036	0.085	未達成	72	313
	2016	0.038	0.102	未達成	71	313
	2017	0.039	0.110	非達成	87	503
	2018	0.037	0.099	未達成	81	390

④ 窒素酸化物(二酸化窒素)

【評価方法】

- 年間にわたる日平均値の98%値が0.06ppm以下であること。

表6 窒素酸化物(二酸化窒素)年間値測定結果

測定局	年 度	年平均 値 (p p m)	日平均値の 年間98%値 (p p m)	環境基準の 達成状況
水俣保健所	2014	0.004	0.007	達成
	2015	0.003	0.006	達成
	2016	0.003	0.007	達成
	2017	0.003	0.006	達成
	2018	0.003	0.006	達成

⑤微小粒子状物質(PM2.5)

【評価方法】

以下の長期基準、短期基準の両方を達成し環境基準達成

- 長期基準 1日平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

- 短期基準 年間にわたる日平均値の98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

表7 微小粒子状物質(PM2.5)年間測定結果表(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	年 度	1年平均値	1日平均値 の98%値	1日平均値 の最高値	長期基準	短期基準	環境基準の 評価
水俣保健所	2014	16.1	37.3	52.7	未達成	未達成	未達成
	2015	13.4	28.7	34.5	達成	達成	達成
	2016	12.8	28.1	36.3	達成	達成	達成
	2017	11.6	26.8	40.3	達成	達成	達成
	2018	14.4	33.0	45.2	達成	達成	達成

⑥ ダイオキシン類等

1997 年 4 月に施行された改正大気汚染防止法において、長期的に曝露されたとき、健康に影響を及ぼす恐れがあるとされる有害大気汚染物質の中から、健康リスクが高く、優先的に取り組むべき物質として、ダイオキシン類、ベンゼン等の 22 物質が指定されました。

また同時に、人の健康被害を防止するため、その排出または飛散を早急に抑制しなければならないものとしての指定物質に、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが指定され、平成 13 年 4 月にジクロロメタンが加えられ、現在はこれら 4 物質に環境基準が設定されています。(ダイオキシン類については、2000 年 1 月に施行されたダイオキシン類対策特別措置法で規制されています。)

4) 立入調査等

公害防止協定を締結している 1 事業所について、2018 年度もばい煙濃度の立入調査を実施しました。結果は表 7 のとおりで、法、協定基準違反はありませんでした。

表 8 事業所施設立入調査結果

ばい煙発生施設		測定年月日	測定項目	法・協定基準	測定値
新栄合板工業(株)	1号ボイラー	2018. 11. 14	ばいじん	0. 30g/N m ³	0. 0413 g/N m ³

(2) 水質汚濁防止

1) 概要

私たちの周りに存在する「水」は、私たちの生活に絶大な影響を及ぼします。

そこで、私たち周辺の水環境が良好か、そうでないのかを判断する基準として水質基準があります。

水質基準には大きく2種類あります。それが、「環境基準」と「排水基準」です。

まず「環境基準」ですが、これは海域、河川、湖沼等の公共用水域の水質基準です。各事業場や各家庭から排出された水は、その殆どが公共用水域に流入します。公共用水域は元々自然水が存在しますので、これが人為的に変化した排水と混じり合った結果が環境基準です。根拠法令は「環境基本法」です。

次に「排水基準」ですが、これは各事業場や各家庭から排出される水の水質において守るべき基準です。根拠法令は主に水質汚濁防止法であり、排水主体の種類によっては下水道法、廃棄物処理法、浄化槽法等に定められています。

2) 環境基準（環境基本法第16条第1項）

環境基準にも2種類あります。

「生活環境の保全に関する環境基準」と「人の健康の保護に関する環境基準」です。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、公共用水域の水としての清冽さを示した基準です。

「人の健康の保護に関する環境基準」は別名「健康項目」と呼ばれ、カドミウム、シアンなどの人体に対して有害な成分で、その基準は全ての公共用水域に適用され、かつ直ちに達成されるように努めるものとされています。

① 生活環境の保全に関する環境基準

その公共用水域の水としての清冽さを示した基準です。その基準は清冽さの順から、AA, A, B, C, D, Eの6段階の類型により判定されます。この水域の類型は熊本県により指定されます。水俣市の環境基準類型は以下のとおりです。

類型	AA	A	B
河川 (測定地点)	水俣川（桜野橋より上流） (測定地点:桜野橋)	水俣川（桜野橋より下流） (測定地点:鶴田橋)	—
海域	—	八代海（梅戸港内以外）	八代海（梅戸港内）

水俣市における海域については、すべて水域類型Iに分類されます。

測定項目は、河川、湖沼、海域によって異なります。

測定項目及び基準値は以下とおりです。

(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年号外環境庁告示第59号)別表第2)

1 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値						該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群		
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50 MPN/100ml 以下		
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下		
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5.0mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下	昭46環 告59の 第1の2 の2(2) により、 水域類型 ごとに指 定する水 域	
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5.0mg/l 以上	—		
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2.0mg/l 以上	—		
E	工業用水3級環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認められな いこと	2.0mg/l 以上	—		

備考

- 基準値は日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする。(湖沼もこれに準ずる)
- 水道1級～3級と言う記載は、水道水として使用する場合の処理のランクを示す。水が清冽なほど処理のランクは低くなる。
- 水産1級～3級と言う記載は、生息する魚類の種類のこと。魚も清流を好むものから濁

った水を好む魚もあり、その生息分布から判断される。

- 5 工業用水1級～3級と言う記載は、必要な水処理工程の複雑さのランク。水質汚濁のレベルにより水処理工程は多くなる。

2 海域

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 酸 素 量 (DO)	存 素 量 (SS)	大 腸 菌 群 数	
A	水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l 以下	7.5mg/l 以下	1,000 MPN/100ml 以下	検出され ないこと	水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l 以下	5.0mg/l 以下	—	検出され ないこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l 以下	2.0mg/l 以下	—	—	

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

3 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万m³以上かつ水の滞留時間が4日間以上である人口湖）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	浮 物 質 量 (SS)	遊 遊 素 量 (DO)	存 素 量 (DO)	

AA	水道1級水産1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50 MPN/100ml 以下	
A	水道2、3級水産2級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100ml 以下	別に、環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
B	水産3級工業用水1級農業用水及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	15mg/ℓ 以下	5.0mg/ℓ 以上	—	
C	工業用水2級環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2.0mg/ℓ 以上	—	

② 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康に悪影響を及ぼす有害物質の水中濃度について、維持されることが望ましい基準として設定されています。その性質上、水域の条件の如何を問わず全公共用水域につき一律に基準が設定されています。その基準は以下のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年号外環境庁告示第59号)別表第1)

(地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)別表)

項目	基準値(河川・海域)	基準値(地下水)
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下

項目	基準値（河川・海域）	基準値（地下水）
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
セレン	0.01mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	10mg/ℓ以下
ふつ素	0.8mg/ℓ以下	0.8mg/ℓ以下

ほう素	1mg/ℓ 以下	1mg/ℓ 以下
1. 4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係わる基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に揚げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜鉛酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものの和と規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

3) 排水基準（水質汚濁防止法第3条第1項）

排水基準は法に定められた特定施設を持つ事業場が公共用水域に排水する場合に遵守する規準です。特定事業場を指定する法律はいくつかありますが、ここでは、水質汚濁防止法を基準として紹介します。また一部の業種について（生活環境項目については、排水量に応じて）、熊本県より県下全域有害物質の上乗せ基準があります。

各家庭からの生活排水については法による規制はありませんが、公共用水域の水質は、その地域の公共下水道及び合併浄化槽の普及率に大きく影響を受けます。

なお、環境基準と同じく排水基準も「生活環境項目に係る排水基準」と「人の健康の保護に係る有害物質の排水基準」の2つに分けられます。

① -1 生活環境項目に係る排水基準（排水基準を定める省令、別表第2）

生活環境項目に係る排水基準

項目	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考
pH (水素イオン濃度) 但し、海域以外の公共用水域に排出される	5.8 以上 8.6 以下	—	3、4
pH (水素イオン濃度) 但し、海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	—	3、4
BOD (生物化学的酸素要求量) mg/ℓ	160	120	5

項目	最大 (許容限度)	日間平均 (許容限度)	備考
COD (化学的酸素要求量) mg/ℓ	160	120	5
SS (浮遊物質量) mg/ℓ	200	150	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/ℓ (鉱油類含有量)	5	—	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 mg/ℓ (動植物油脂類含有量)	30	—	
フェノール類含有量 mg/ℓ	5	—	
銅含有量 mg/ℓ	3	—	4
亜鉛含有量 mg/ℓ	2	—	4、8
溶解性鉄含有量 mg/ℓ	10	—	3、4
溶解性マンガン含有量 mg/ℓ	10	—	4
クロム含有量 mg/ℓ	2	—	4
大腸菌群数 個/c m ³	—	3,000	
窒素含有量 mg/ℓ	120	60	6、8
りん含有量 mg/ℓ	16	8	7、8

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。
- この表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用します。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する工業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しません。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧き出していく

る温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しません。

- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用します。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらを流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。）として環境大臣が定める海域及びこれらを流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用します。
- 8 業種によって暫定排水基準があります。

①-2 熊本県の上乗せ条例

（水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例）

ア 一日当たりの平均的な排出水の量が20m³以上50m³未満の特定工場に対する水素イオン濃度等の項目に係る排水基準

（熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第10の2）

項目	許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	160 (日間平均120)
浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	200 (日間平均120)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	5

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000

イ 一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上 1,000 m³未満の特定事業場に係る上乗せ排水基準

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第4)

(単位: mg/ℓ)

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度	
		BOD 及び COD	SS
既設の工場 又は事業場 区域に所在するもの	全業種 (し尿処理施設を除く。)	25 (20)	40 (30)
	し尿処理施設	20	70
	豚房施設、牛房施設又は馬房施設をもつもの	70 (50)	90 (70)
	食 料 品 製 造 業	30 (20)	60 (50)
		40 (30)	60 (50)
	水産食料品製造業、野菜・果実缶詰製造業、みそ及びしょう油製造業、めん類製造業	40 (30)	60 (50)
	飲 料 製 造 業	40 (30)	60 (50)
		30 (20)	60 (50)
	その他のもの (弁当製造業を除く。)	40 (30)	40 (30)
	繊維工業	40 (30)	40 (30)
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	90 (70)	60 (50)
	パルプ、紙又は紙加工品の製	60 (45)	80 (60)

	新設の工場 又は事業場 区域に所在 するもの	造業のうちパルプ製造施設を 持たないもの			
		窯業・土石製品製造業	25 (20)	100 (80)	
		窯業原料精製業、採石業にか かる採取場、砂利採取場	—	150 (100)	
		旅館業	60 (50)	70 (50)	
		共同調理場、弁当仕立屋、弁当 製造業又は飲食店に係る特定 施設を有するもの	60 (50)	70 (50)	
		と畜場	40 (30)	60 (40)	
		下水道終末処理施設	20	70	
		し尿処理施設	30	70	
		その他のもの	25 (20)	40 (30)	
		全業種（し尿処理施設を除 く。）	25 (20)	40 (30)	
	新設の工場 又は事業場 区域に所在 するもの	し尿処理施設	20	70	
		豚房施設、牛房施設又は馬房 施設をもつもの	30 (25)	80 (60)	
		食 料 品 製 造 業	畜産食料品製造業、水産 食料品製造業、野菜・果 実缶詰製造業、みそ及び しょう油製造業、動植物 油脂製造業、飲料製造業	25 (20)	50 (40)
			その他のもの（弁当製造 業の除く。）	25 (20)	40 (30)
		一般製材業、木材チップ製造 業、合板製造業及びパーティ クルボード製造業	25 (20)	50 (40)	
		パルプ、紙又は紙加工品の製 造業のうちパルプ製造施設を 持たないもの	25 (20)	70 (50)	
		窯業・土石製品製造業	25 (20)	100 (80)	
		窯業原料精製業、採石業に係 る採取場、砂利採取場	—	100 (80)	
		旅館業	30 (25)	60 (40)	
		共同調理場、弁当仕出屋、弁当 製造業又は飲食店に係る特定 施設を有するもの	30 (25)	60 (40)	
		下水道終末処理施設	20	70	

		し尿処理施設	20	70
		その他のもの	25 (20)	40 (30)

() 内は、日間平均

イ 一日当たりの平均的な排出水の量が 1,000 m³以上の特定事業場に係る上乗せ排水基準
(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第5)

(単位 : mg/l)

工場又は事業場	業種等	項目及び許容限度			
		BOD	COD	SS	
既設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種 (し尿処理施設を除く。)	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		し尿処理施設	20	20	70
その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食糧品製造業	30 (20)	30 (20)	60 (50)
		その他のもの	40 (30)	40 (30)	60 (50)
		水産食料品製造業、めん類製造業	40 (30)	40 (30)	60 (50)
		飲料製造業	30 (20)	30 (20)	50 (40)
		その他のもの (弁当製造業を除く。)	40 (30)	40 (30)	40 (30)
	一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	50 (40)	50 (40)	60 (50)	
パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	50 (40)	50 (40)	70 (50)	
		80 (65)	80 (65)	50 (35)	
	ポリビニルアルコール製造業	50 (40)	50 (40)	40 (30)	
	プラスチック圧延フィルム製造業	80 (60)	45 (35)	40 (30)	
	化学肥料製造業	50 (25)	50 (25)	40 (30)	
	窯業・土石製品製造業	25 (20)	25 (20)	100 (80)	
	窯業原料精製業、採石業	—	160 (120)	150 (100)	

		にかかる採取場、砂利採取場			
		旅館業	40 (30)	40 (30)	40 (30)
		下水道終末処理施設	20	20	70
		し尿処理施設	20	20	70
		その他のもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)
新設の工場又は事業場	下水道処理区域に所在するもの	全業種（し尿処理施設を除く。）	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		し尿処理施設	20	20	70
	その他の区域に所在するもの	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業	25 (20)	25 (20)
		品 製 造 業	その他のもの（弁当製造業の除く。）	25 (20)	40 (30)
		一般製材業、木材チップ製造業、合板製造業及びパーティクルボード製造業	25 (20)	25 (20)	50 (40)
	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	パルプ製造施設を持たないもの	25 (20)	25 (20)	60 (40)
		パルプ製造施設をもつもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)
		窯業・土石製品製造業	25 (20)	25 (20)	100 (80)
		窯業原料精製業、採石業に係る採取場、砂利採取場	—	160 (120)	100 (80)
		下水道終末処理施設	20	20	70
		し尿処理施設	20	20	70
		その他のもの	25 (20)	25 (20)	40 (30)

() 内は、日間平均

② 人の健康の保護に係る有害物質の排水基準

人の健康の保護に係る有害物質の排水基準（一律基準）

(排水基準を定める省令、別表第1)

(水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例 別表第2)

【単位：mg/l】

項目	許容限度	
	水質汚濁防止法 排水基準	県・上乗せ条例 排水基準
カドミウム及びその他化合物	0.03	0.01
シアン化合物	1	0.1
有機リン化合物：パラチオン、 メチルパラチオン、メチルジメ トン及びEPNに限る	1	0.1
鉛及びその他化合物	0.1	0.05
六価クロム化合物	0.5	0.05
ヒ素及びその化合物	0.1	0.01
水銀及びアルキル水銀その他の 水銀化合物	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	—
ポリ塩化ビフェニル（P C B）	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.1	0.03
テトラクロロエチレン	0.1	0.01
ジクロロメタン	0.2	0.02
四塩化炭素	0.02	0.002

1, 2-ジクロロエタン	0. 04	0. 004	
1, 1-ジクロロエチレン	1	0. 02	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0. 4	0. 04	
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	0. 3	
1, 1, 2-トリクロロエタン	0. 06	0. 006	
1, 3-ジクロロプロペン	0. 02	0. 002	
チウラム	0. 06	0. 006	
シマジン	0. 03	0. 003	
チオベンカルブ	0. 2	0. 02	
ベンゼン	0. 1	0. 01	
セレン及びその化合物	0. 1	—	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	10	—
	海域に排出	230	—
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出	8	—
	海域に排出	15	—
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの及び、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	100	—
1, 4-ジオキサン	0. 5	—	

③ 水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定事業場

公共用水域の水質汚濁を防止するため、熊本県は水質汚濁防止法、下水道法及び県公害防止条例に定める特定施設を設置する工場・事業場（以下「特定事業場」という。）に対し、届出の徹底を期するとともに、これらの特定事業場に対して立入検査を行い、法令違反の防止に努めています。特に排水基準が適用される日間平均排水量 50 m³以上のものや、有害物質を排出するおそれのある特定事業場については、自主検査の励行を指導するとともに、県でも排水検査を実施して、排水規制の徹底を図っています。

本市では、県と緊密な連携をとりながら、公害防止協定等に基づいた立入検査をはじめ、市内の主要な工場・事業場を定期的に排出水の検査を実施し、県の施策と合わせて公共水域の環境保全を図っています。（法令による規制事務の委任はありません。）

4) 水質汚濁の現況

① 河川、海域

ア) 河川

本市の主要河川は、水俣川と湯出川が下流で合流して水俣川を形成し、1 日約 20 万トンもの水流が市内を縦貫しながら、八代海へ注いでいます。

この水俣川は、環境基準類型指定がなされており、中流から上流にかけては、最も清流河川とされる AA 類型、下流域は A 類型に指定されています。一方の湯出川は類型指定はありませんが、A 類型相当の良質な水質で、両河川とも環境基準を維持している状況であり、下流末端においては市民の日常生活に欠くことのできない上水道水源となっています。

しかし、この両河川の流域には、農村集落、住宅、温泉街等があり、水質汚濁に影響を及ぼしつつあります。

一方、市街地を流れる河川小水路は、水俣川から清流水を引き入れ、水質浄化を図っていますが、事業系、生活排水系が多く流入するため、汚濁影響を強く受けている状況です。

イ) 海域

本市の海域は、八代海沿岸と天草諸島とに囲まれた閉鎖的水域で、陸上からの汚濁の影響を非常に受けやすい状況ですが、現在良好な水質を保ち、魚介類も多い好適な漁場になっています。

また、さらに内海である水俣湾の水質は、公害防止事業完了後から徐々に回復し、今では良好な環境基準 A 類型になっています。

② 水質環境調査総括

ア 河川水質調査

水俣川、湯出川及び都市排水、工場・事業所の排水が流入する4排水路の下流における水質及び河川が流入する遊水池水質の調査結果は、表1のとおりです。

表1 河川水質環境調査結果総括表

(生活環境項目 : 2018年度)

単位 : mg/ℓ(大腸菌群数を除く)

項目 地点	BOD	S S		大腸菌群数 (MPN/100ml)	
		a/n	a/n	a/n	
浜雨水幹線下流	<0.5	0.5/3	—	—	—
丸島水路水門	<0.5~0.8	0.6/3	—	—	—
百間水路水門	<0.5~0.9	0.67/3	—	—	—
田在川下流	<0.5	<0.5/1	—	—	—
湯出川江南橋	<0.5~<0.5	<0.5/2	1~2	1.5/2	700~3,500
湯出川大森橋	<0.5	<0.5/1	3	3/1	460
水俣川鶴田橋	<0.5~<0.5	<0.5/2	2~6	4/2	5,400~16,000
水俣川桜野橋	<0.5	<0.5/1	3	3/1	9,200
袋遊水池	<0.5	<0.5/1	—	—	—

項目 地点	M B A S	(T-P)		(T-N)	
		全リン	a/n	全窒素	a/n
浜雨水幹線下流	<0.01~0.03	0.02/3	0.064~0.11	0.089/3	0.64~1.1
丸島水路水門	0.03~0.19	0.09/3	0.097~0.17	0.397/3	0.75~1.2
百間水路水門	0.02~0.07	0.04/3	0.16~0.3	0.26/3	1~1.9
田在川下流	0.04	0.04/1	0.051	0.051/1	0.51
湯出川江南橋	0.02	0.02/2	0.016~0.022	0.019/2	0.55~0.68
湯出川大森橋	0.01	0.01/1	0.017	0.017/1	0.72
水俣川鶴田橋	0.03~0.05	0.04/2	0.015~0.024	0.02/2	0.46~0.83
水俣川桜野橋	0.02	0.02/1	0.018	0.018/1	0.66
袋遊水池	—	—	—	—	—

(備考 : aは平均値、nは検体数)

(健康項目 : 2018年度)

単位 : mg/ℓ

項目 地点	総水銀 (T-Hg) m/n	(As) ヒ素 m/n		(Pb) 鉛 m/n		(Cd) カドミウム m/n	
		ヒ素 m/n	鉛 m/n	カドミウム m/n	(Cd) m/n		
浜雨水幹線下流	0.0005未満	0/3	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	—
丸島水路水門	0.0005未満	0/3	0.002	0/1	0.001未満	0/1	—
百間水路水門	0.0005未満	0/3	0.002	0/1	0.001未満	0/1	—
田在川下流	0.0005未満	0/1	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	—
湯出川江南橋	0.0005未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0003未満
水俣川鶴田橋	0.0005未満	0/2	0.001未満	0/2	0.001未満	0/2	0.0003未満
袋遊水池	0.0005未満	0/1	0.001未満	0/1	0.001未満	0/1	0.0003未満

項目 地点	シアン (CN) m/n	(O-P) 有機リン m/n		(6-Cr) 六価クロム m/n	
		有機リン m/n	(6-Cr) m/n	六価クロム m/n	(6-Cr) m/n
浜雨水幹線下流	0.1未満	0/1	—	—	—
丸島水路水門	0.1未満	0/1	—	—	—
百間水路水門	0.1未満	0/1	—	—	—
田在川下流	0.1未満	0/1	—	—	—
湯出川江南橋	0.1未満	0/2	0.1未満	0/2	0.005未満
水俣川鶴田橋	0.1未満	0/2	0.1未満～0.1	0/2	0.005未満
袋遊水池	0.1未満	0/1	0.1未満	0/1	0.005未満

(備考 : nは検体数、mは基準超過数)

表2 水質経年変化

河川等 (BOD)

単位 : mg/ℓ

年度 地点	2014	2015	2016	2017	2018
浜雨水幹線下流	(0.9) 0.8~1.1	(1.3) 0.8~1.1	(0.8) 0.6~1.2	(0.9) <0.5~1.5	(0.5) <0.5
丸島水路水門	(-) <0.5~2.6	(1.1) 0.9~1.5	(-) <0.5~0.9	(0.83) <0.5~1.0	(0.5) <0.5~0.5
百間水路水門	(-) <0.5~2.1	(0.8) 0.7~1.0	(0.8) 0.7~1.0	(0.9) 0.7~1.2	(0.9) 0.5~0.9
田在川下流	1.8	2.1	1.1	<0.5	<0.5
湯出川江南橋	(-) <0.5	(-) <0.5~0.6	(-) <0.5~<0.5	(<0.5) <0.5~<0.5	(<0.5) <0.5
湯出川大森橋	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
水俣川鶴田橋	(-) <0.5~0.8	(-) <0.5~0.9	(-) <0.5~<0.5	(<0.5) <0.5~<0.5	(<0.5) <0.5
水俣川桜野橋		(-) 0.6	(-) <0.5~0.5	(<0.5) <0.5~<0.5	(<0.5) <0.5
袋遊水池	2.1	0.6	<0.5	<0.5	<0.5

(備考 : () 数値は平均値)

表3 栄養塩類の経年変化 (年間平均値)

単位 : mg/ℓ

年度 地点	2014	2015	2016	2017	2018
浜雨水幹線下流	全窒素 0.65	0.67	1.89	1.07	0.83
	全リン -	-	0.047	0.069	0.089
丸島水路水門	全窒素 1.0	0.81	-	1.43	0.97
	全リン 0.12	0.34	0.16	0.102	0.132
百間水路水門	全窒素 1.03	0.97	0.98	1.23	1.53
	全リン 0.10	0.36	0.24	0.18	0.26
田在川下流	全窒素 0.83	0.68	0.53	0.6	0.51
	全リン 0.035	0.019	0.021	0.062	0.061
湯出川江南橋	全窒素 0.62	0.71	0.52	0.55	0.62
	全リン 0.021	0.018	0.041	0.021	0.019
湯出川大森橋	全窒素 0.66	0.69	0.71	0.6	0.72
	全リン 0.027	0.027	0.061	0.027	0.017
水俣川鶴田橋	全窒素 0.595	0.49	0.45	0.63	0.65
	全リン 0.029	0.017	0.023	0.027	0.02
水俣川桜野橋	全窒素 0.48	0.4	0.51	0.88	0.66
	全リン 0.027	0.019	0.018	0.014	0.018

イ 袋湾水質調査

新栄合板工場の水面貯木場外周の水質を調査した結果は、表4のとおりです。
なお、袋湾の環境基準類型は未指定となっています。

表4 袋湾水質調査結果総括表 (単位: mg/ℓ)

項目 年度	COD	n-ヘキサン 抽出物	MBAS
2018年度	1.0	<0.5	0.12
全リン		全窒素	総水銀
0.025		0.99	<0.0005
HCHO		検体採取日: 2018年9月10日	
<0.1			

ウ 西湯の児水質調査

西湯の児は、八代海に面しA類型の基準指定を受けています。沿岸部には湯の児温泉その周辺には住宅などが点在しているため、事業排水及び生活排水等が多いにもかかわらず、湾内は魚介類も多く、良好な漁場となっています。

なお、その水質は表5のとおりです。

表5 西湯の児水質調査結果総括表 (単位: mg/ℓ)

項目 年度	COD	n-ヘキサン 抽出物	大腸菌群数
2018年度	0.5	<0.5	0
MBAS		全リン	全窒素
0.08		0.018	1.6

検体採取日: 2018年12月25日

エ 梅戸港水質調査

水質は表6のとおりです。

表6 梅戸港水質調査結果総括表 (単位: mg/ℓ)

項目 年度	COD	n-ヘキサン 抽出物	全窒素
2018年度	1.5	<0.5	0.75
総水銀		全リン	MBAS
<0.0005		0.014	0.11

検体採取日: 2019年3月7日

③ 主要工場排水水質調査総括

ア J N C (株) 水俣製造所

特定施設の排水が主に流れるB水路において、pH、COD、SS等、13の生活環境項目について、水質調査を実施しました。

また、有害物質については、総水銀を中心に10項目の水質調査を実施しましたが、水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乗せ排水基準)を超過したものは認められませんでした。

イ 新栄合板工業(株)

工場排水について、pH、COD、SS等、5項目の水質調査を実施しました。水質汚濁防止法に基づく排水基準(上乗せ排水基準)を超過したものは認められませんでした。

表7 J N C (株) 水俣製造所水質調査結果総括表

(生活環境項目)

単位: mg/l (pH以外)

項目 年度	pH		COD		SS	
		m/n		m/n		m/n
2018年度	7.3~7.8	0/6	1.4~3.5	0/18	2~9	0/6
法規制値	5.0~9.0	—	160	—	200	—

n-ヘキサン 抽出物	銅		亜鉛	
		m/n		m/n
<0.5~<0.5	0/4	<0.3~<0.3	0/2	<0.2~<0.5
30.0	—	3	—	2.0

溶解性鉄	溶解性 マンガン		全クロム	
		m/n		m/n
<0.3~<0.3	0/2	<1~<1	0/2	<0.2~<0.2
10.0	—	10.0	—	2.0

BOD	全窒素		全リン	
		m/n		m/n
0.7~1.8	0/6	1.2~1.4	0/2	0.2~0.33
160	—	120.0	—	16.0

フッ素	m/n	
		m/n
<0.1~<0.1	0/2	
15.0	—	

(備考: nは検体数、mは基準超過数)

(有害物質)

単位 : mg/ℓ (pH以外)

項目 年度	総水銀		カドミウム		ヒ素	
	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
2018年度	<0.0005 ～<0.0005	0/6	<0.003 ～<0.003	0/2	<0.001～ ～<0.001	0/2
法規制値	0.005	—	0.03	—	0.1	—

六価クロム	全シアン		トリクロロエチレン	
	m/n	m/n	m/n	m/n
<0.005 ～<0.005	0/2	<0.1 ～<0.1	0/2	<0.003 ～<0.003
0.5	—	1	—	0.1

テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン		有機リン	
	m/n	m/n	m/n	m/n
<0.001 ～<0.001	0/2	<0.003 ～<0.003	0/2	<0.1 ～<0.1
0.1	—	3	—	1

鉛	m/n	
	m/n	m/n
<0.001 ～<0.001	0/2	
0.1	—	

(備考 : nは検体数、mは基準超過数)

表8 新栄合板工業(株) 水質調査結果総括表

単位 : mg/ℓ (pH以外)

項目 年度	pH		COD		SS	
	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
2018年度	7.3～8.7	0/6	0.9～8.7	1/12	1～10	0/12
法規制値	5.0～9.0	—	100(80)	—	200	—

ホルムアルデヒド	n-ヘキサン抽出物	
	m/n	m/n
<0.1 ～<0.1	0/3	<0.5 ～<0.5
5.0	—	30

(備考 : nは検体数、mは基準超過数)

④ 他の特定工場排水調査総括

ア 調査概要

本市内の主要2工場以外の2事業場についてpH、COD他有害物質を含む11項目について調査を実施しましたが、基準を上回る値のところはありませんでした。

イ 調査結果

表9 事業場排水

(生活環境項目：2018年度)

単位：mg/ℓ

No.	項目 業種（流出先）	pH	COD	BOD	SS	n-ヘキサン抽出物
1	洗濯業 (袋湾)	7.6	—	—	—	<0.5
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	7.4	7.6	2.8	10	<0.5

No.	項目 業種	MBAS	全リン	全窒素	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	洗濯業 (袋湾)	0.03	—	—	<0.003	<0.001
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	0.06	3.1	5.3	—	—

No.	項目 業種	1.1.1-トリクロロエタン
1	洗濯業 (袋湾)	<0.03
2	家畜食料品及び冷凍 調理食品製造業 (水俣川中鶴)	—

⑤ 有機塩素系化合物による水質汚染調査

有機塩素系化合物を含む水による地下水汚染が全国的に広がりを見せ始めたため、地下水汚染防止対策として、1984年2月に厚生省は、表10の3物質について「水道における暫定水質基準」を定めました。1989年3月には水質汚濁防止法施行令等の一部が改正され、3物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが新たに有害物質に指定され、工場・事業所排水に対して、同年10月1日より規制基準が適用されました。

また、1989年4月には、3物質に加えて四塩化炭素を含む排出水について地下への浸透を禁止し、管理目標値を定めました。

さらに、県では全国に先駆けて1990年10月2日「熊本県地下水保全条例」を公布し、1991年4月1日から施行されています。

このため、本市では、地下水が市民の生活にとって欠くことのできない重要な水資源であることから、地下水汚染を未然に防止するため、この3物質については、1985年度から井戸水、1986年度には工場・事業場排水、さらに1988年度からは河川水等について調査を実施してきました。

2018年度は、表10のとおり井戸水についても3物質の調査を実施しましたが、基準値を超えるものはありませんでした。

表10 有機塩素系化合物に係る調査結果（2018年度）

項目 物質名	井戸数 (本)	濃度 (mg/ℓ)	基準値を超えた井戸数(本)	厚生省の水道水の暫定水質基準(mg/ℓ)
トリクロロエチレン	4	<0.003	0	0.01
テトラクロロエチレン	4	<0.001	0	0.01
1.1.1-トリクロロエタン	4	<0.03	0	0.3

（3）騒音・振動の防止

1) 概要

騒音は、公害の中でも特に日常生活に密着したものであり、苦情発生の多いものです。

環境基本法では、生活環境を保全し、人の健康に資するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準を定めています。騒音規制法では、騒音防止を図るため、工場及び事業所の騒音と建設作業騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度の必要事項を定めています。さらに、熊本県公害防止条例では、他の法令に特別の定めのない事項につき、騒音の防止に関し必要な事項を定めています。

振動公害として問題となる振動は、主に、工場・建設作業・道路交通・鉄道等に起因しています。振動に係る環境基準は定められていませんが、振動規制法では、振動規制を図るため、工場及び事業所の振動と建設作業振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置等、必要な事項を定めています。

本市は、熊本県とともに、法、条例に基づき、騒音・振動の防止に取り組んでいます。

2) 騒音・振動の現況

① 特定工場等の騒音

2018 年度に実施した、騒音規制法及び熊本県公害防止条例に定める特定施設を有する主要工場・事業所（特定工場等）を対象にした騒音測定では、4 社において規制基準の超過が見られました。

表 1 特定工場等の騒音測定結果（2018 年度）

No.	特定工場等	規制地域区分	測定地点数	規制基準値 (dB)	測定値 (dB)
1	化学品等製造業	3 種	6	〃 50	42.1～55.8
		4 種	8	〃 60	41.6～52.7
2	合板製造業	3 種	4	〃 50	50.8～59.8
3	塩ビフィルム製造業	3 種	3	〃 50	49.7～57.7
4	樹脂加工品製造業	3 種	3	〃 50	49.9～56.2

3) 特定施設及び特定建設作業の届出状況

騒音規制法、熊本県公害防止条例及び振動規制法では、特定施設を設置もしくは数を変更し、又は特定建設作業を実施しようとするときなどには、届出が義務付けられています。2018 年度の届出状況は表 2～4 のとおりです。

表2 騒音規制法に基づく届出（2018年度）

(ア) 特定施設

施設の種類	届出の種類		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等総数	⑥特定施設等総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械											25	107
空気圧縮機等											50	501
土砂用破碎機等		1									10	59
織機											3	25
建設用資材製造機械		2									5	7
穀物用製粉機											0	0
木材加工機械											14	29
抄紙機											0	0
印刷機械											8	27
合成樹脂用射出成型機											0	22
鋳型造型機											0	0
計	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	115	777

注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。

⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。

2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

(7) その他の届出

届出の種類	防止の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出	計
件 数	0	2	0	2

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	1
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	2
空気圧縮機を使用する作業	0
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	3
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	7

表3 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出（2018年度）

(ア) 特定施設

施設の種類	届出の種類		①設置届出		②使用届出		③使用全廃届出		④数変更届出		⑤特定工場等総数	⑥特定施設等総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
石材切断機		2									2	6
セメント製品成型機											1	2
木材加工機械											14	49
鋳型造型機											0	0
空気圧縮機等											106	765
クーリングタワー		1									0	57
バーナー											0	80
脱水機	1										1	48
ダンボール製造機械											0	0
計	1	3	0	0	0	0	0	0	0	2	124	1007

注) 1 ①、②、③、④欄の施設別工場等数欄は、当該施設を設置している工場等の延べ数。

⑤欄では、特定工場等の有する施設のうち、代表的な施設のところのみ計上。

2 ⑥欄の施設数=年度の⑥欄の施設数+(本年度の①欄の施設数+②欄の施設数+④欄の施設数-③欄の施設数)

⑦その他の届出					
届出の種類	防止の方法 変更届出	氏名等 変更届出	使用全廃届出	承継届出	計
件 数		2	3		5

(イ) 特定建設作業

種 類	件 数
コンクリートカッター使用作業	0
掘削機械使用作業	3
鋼球使用作業	0
計	3

(ウ) 特定作業

届出 作業	実施届出数	経過措置 届出数	総 数
板金作業			0
製かん作業			0
橋梁等組立作業			0
金属研磨作業			0
金属切断作業			0
木材切断作業			0
計	0	0	0

その他の届出	
種 類	件 数
氏名等変更の届出	0
廃止届出	0
承継届出	0
計	0

表4 振動規制法に基づく届出（2018年度）

(ア) 特定施設

施設の種類	届出の種類		①設置届出	②使用届出	③使用全廃届出	④数変更届出	⑤工場等 実数	⑥施設数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数		
金属加工機械								
圧縮機								
土砂用破碎機等		1						
織機								
コンクリートブロックマシン等								
木材加工機械								
印刷機械								
ロール機								
合成樹脂用射出成型機								
鋳型造型機								
計	0	1	0	0	0	0	0	0
							49	376

⑦その他の届出					
届出の種類	防止の方法 変更届出	使用の方法 変更届出	氏名等 変更届出	承継届出	計
件 数			1		1

(イ) 特定建設作業

作業の種類	⑧届出件数
くい打機等を使用する作業	1
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破碎機を使用する作業	0
ブレーカーを使用する作業	3
バックホウを使用する作業	2
計	6

(4) 悪臭の防止

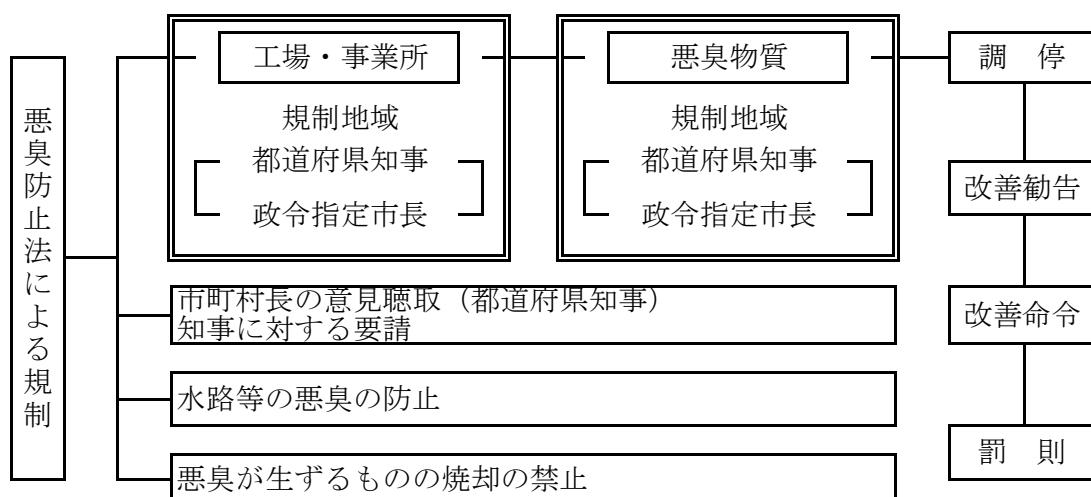
1) 概要

悪臭防止法（1971年制定）では、不快な臭いが原因となって生活環境を損なう恐れるある物質を「特定悪臭物質」として政令で定め、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生するこれらの物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することとしています。（図1）

この悪臭防止法を施行することに伴い、1972年に悪臭公害の原因となっている5物質

（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）の特定物質が指定されました。さらに、1976年には3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）が追加指定され、1989年9月には4物質（ノルマル酪酸、イソ吉草酸、ノルマル吉草酸、プロピオン酸）が追加指定されました。悪臭物質の中には、この12物質以外の臭気物質が原因となっているものが多くあることから、法による規制を強化するため、1993年の法改正によってトルエン等10物質が追加指定されました。（表1）

図1 悪臭防止法の体系



○悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準

1974年3月1日から悪臭防止法に基づく本市の規制地域及び規制基準が施行されています。

- ① 規制地域 (ア) 都市計画用途地域 (イ) 芦北海岸県立公園 (ウ) 観光道路
(エ) 公共施設の悪臭発生源 (オ) 学校周辺の地域

② 規制基準

(ア) 敷地境界

表1 規制基準

悪臭物質名	大気中の許容限度	悪臭物質名	大気中の許容限度
アンモニア	1.0 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm
メチルメルカプタン	0.002	トルエン	10.0
硫化水素	0.02	キシレン	1.0
硫化メチル	0.01	酢酸エチル	3.0
トリメチルアミン	0.005	メチルイソブチルケトン	1.0
二硫化メチル	0.009	イソブタノール	0.9
アセトアルデヒド	0.05	プロピオンアルデヒド	0.05
スチレン	0.4	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
プロピオン酸	0.03	イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマル酪酸	0.001	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
ノルマル吉草酸	0.0009	イソバレルアルデヒド	0.003

悪臭防止法で次の22物質が特定悪臭物質として規制がなされています。

表2 特定悪臭物質

特定悪臭物質名	においの性質	主な発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭	畜産事業場、化学肥料工場、ごみ処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツ臭	ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐魚臭	畜産事業場、魚腸骨処理場、複合肥料製造業等
アセトアルデヒド	青ぐさい刺激臭	アセトアルデヒド 製造工場、酢酸製造工場、塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場等
プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	
イソバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦臭	
イソブタノール	刺激的な醜酵臭	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	
メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	
トルエン	ガソリン臭	
スチレン	都市ガスのような臭	スチレン 製造工場、ポリスチレン 製造加工工場、ポリスチレン 製造業、SBR 製造工場、FRP 製品 製造工場、化粧合板 製造工場等
キシレン	ガソリン臭	塗装工場、その他金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用器具製造工場、鋳物工場等
プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	脂肪酸 製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉 製造工業等
ノルマル酪酸	汗臭	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品 製造工場、でん粉 製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下臭	
イソ吉草酸	むれた靴下臭	

(5) 廃棄物の管理

1) 一般廃棄物最終処分場

- ・岡山不燃物埋立処分場

水俣市袋南志水1587番地-11にあり、一般廃棄物の焼却灰と不燃物の埋立を行っている。

<法定要求項目>

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

第1条の2の十 水質検査項目29個(地下水)

第1条の2の十四 水質検査項目43個(排水)

スラジ溶出試験4個

ダイオキシン類特別措置法 水質検査項目 排水・地下水それぞれ3個

※2018年度は上記全項目について、異常は認められない。

2) 産業廃棄物最終処分場（遮断型最終処分場）

水俣市浜字外平4051番地1にあり、下水道施設の建設に伴う土砂（カーバイト残渣を含む）が埋め立てられている。

<観測井の水質検査項目>

- ・塩化物イオン、電気伝導率 1回／月 2018年度 異常なし

- ・熊本県産業廃棄物指導要綱の地下水検査
最終処分場維持管理基準 3回／年 2018年度 異常なし(5月, 9月, 2月)

- ・水銀及びアルキル水銀その他化合物 3回／年 2018年度 異常なし(5月, 9月, 2月)

(6) 公害苦情

1) 公害苦情の発生状況

公害に関する苦情は、近年、発生件数の比率が事業所原因のものから日常生活の中から発生するものへと推移しています。本市における公害に関する苦情は、関係法令に基づき指導を行っており、いずれも、発生源に対する指導と当該事業所の協力でその大半は改善がなされていますが、不法投棄等の原因者不明苦情も多くなっております。

表1 年度別公害苦情件数の推移

年度	種別	典型7公害							その他	合計
		大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
1996		2	2		9	2		15	30	21 51
1997		2			4			7	13	7 20
1998		9	2					2	13	3 16
1999		1	3					5	9	0 9
2000		1						3	4	2 6
2001					1			1	2	4 6
2002		4	1		2			3	10	2 12
2003			1	1	1			7	10	0 10
2004		1	1	1	3			5	11	1 12
2005		2		1	2			6	11	3 14
2006			2					2	4	3 7
2007			4	1				3	8	0 8
2008		1	4		3				8	6 14
2009		1	6		1			4	12	22 34
2010		9	2	1	3	1		1	17	31 48
2012		3	4	1				3	11	12(10) 23
2013		4	6	3				3	16	5(2) 21
2014		2	4		2				8	13(5) 21
2015		8	4	2	3				17	11(1) 28
2016		6	3						9	6(3) 15
2017		6	7		1			1	15	15(13) 30
2018		11	2	1	2	1	0	7	15	44(21) 68

※2012年から不法投棄数を()にて内数を掲載

表2 苦情発生源の種類 (2018年度)

種別	発生源	製造事業所					建築・土木事業	交通機関・自動車	牧畜・養豚・養鶏場	家庭生活	鉱業施設・採石場	商店・飲食店	その他			合計	
		食料品	繊維衣服 その他の繊維製品	木材・木製品	化学工業	パルプ・紙製品							農作業	廃品回収業	その他		
典型7公害苦情	大気汚染		1	1			1			1			5	2		11	
	水質汚濁													2		2	
	土壤汚染									1						1	
	騒音						1							1		2	
	振動						1									1	
	地盤沈下															0	
	悪臭									1		1	2	3		7	
不法投棄										12			1	3	5	21	
その他							1							22		23	
計		0	0	1	1	0	0	4	0	0	15	0	1	0	9	32	568

表3 被害の用途地域別苦情件数

用途地域 種別	都 市 計 画 区 域						合 計	
	第一種 住居專用 地域	第二種 住居專用 地域	住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	商 業 地 域	工 業 地 域		
典型 7 公 害 苦 情	大気汚染	2			1		8	11
	水質汚濁	1					1	2
	土壤汚染				1			1
	騒音						2	2
	振動	1						1
	地盤沈下							0
	悪臭	3			2	1	1	7
不法投棄		4			4	1	12	21
その他		13	1	1	1		7	23
計		24	0	1	1	9	2	31
								68

2 災害対策

本市は、2003 年に梅雨末期の豪雨による土砂災害が発生し多くの被害を受けております。発生する災害の種類として、台風の常襲地帯のため、風水害、土砂災害、また、日奈久断層帯、出水断層帯等による地震、津波の災害の懸念も高いものがあります。

本市では、2003 年に発生した水俣土石流災害の反省と教訓を踏まえ、初動体制の見直しや、地域の防災力活用のために、自主防災組織の育成などを進めています。

（1）災害対応力の向上

目的：市職員の研修・訓練、自主防災組織の活動強化を図り、災害対応力を向上させる。

目標：市職員の災害対応力の強化、自主防災組織の活動強化

実施：関係各課と災害対応に係る事前調整を行ったほか、連絡網を活用した伝達訓練や熊本県防災情報メールサービスを活用した伝達訓練を行いました。また、鹿児島県原子力防災訓練に参加し、出水市からの広域避難者の受入訓練、原子力防災講演会を実施し、職員及び市民の原子力防災意識の高揚を図りました。

その他、防災行政無線の戸別受信機の普及率向上に取り組んでいます。

（2）防災意識の啓発

目的：災害への備え等を周知し、自助・共助による災害対応を呼びかけ、災害への対応力を向上させる。

目標：災害全般への意識啓発

実施：災害時の備えについて、市報に掲載を行い、周知を図ったほか、地域などに出向いて防災対策に関する講演を行いました。また、以下の取り組みにより、災害全般への意識啓発を行いました。

- ・自主防災組織を対象とした防災講演会
- ・災害対策本部員を対象とした図上訓練

（3）消防防災施設の整備

目的：消火活動のための水利確保、老朽化した消防団車両の更新

目標：水利空白地帯の解消、20 年以上経過した消防団車両の更新

実施：新たな消火栓を古城・ひばりヶ丘地区に 1 基、袋地区に 2 基新設しました。また、長野地区、久木野地区に防火水槽をそれぞれ 1 基ずつ新設しました。さらに、2 分団 2 部の車両を更新しました。

(4) 治水対策の推進

目的：自然環境や景観を考慮した河川の改修事業の推進。

(5) 雨水による浸水対策の推進

目的：都市地域における降雨時の内水はん濫による浸水対策を行う。

実施：雨水管渠の整備及び雨水ポンプ場の整備を行っています。

◆水俣市公共下水道全体計画（雨水）（2035 年度まで）

降雨強度 72mm/h、確率年 7 年

排水区の名称	区域面積	雨水ポンプ場	併用開始
中央排水区	62ha	百間雨水ポンプ場	2003 年 6 月
東部第一排水区	69ha	浜雨水ポンプ場	1980 年 3 月
東部第二排水区	89ha	牧ノ内雨水ポンプ場	1990 年 3 月
		白浜雨水ポンプ場	1980 年 3 月
		水俣川	
北部排水区	71ha	丸島雨水ポンプ場	1996 年 4 月
		丸島公園雨水マンホールポンプ場	2011 年 3 月
西部排水区	64ha	八代海	
		汐見第一雨水マンホールポンプ場	1996 年 5 月
		汐見第二雨水マンホールポンプ場	1997 年 5 月
浜松排水区	6ha	八代海	
計	361ha		

実施：都市地域内の小水路の氾濫による浸水被害を防ぐため、都市下水路及び雨水ポンプ場を整備してきました。

◆雨水路の整備

雨水幹線名	着手年月日	完了年月日	集水面積	備 考
新地雨水幹線	1961. 07. 01	1962. 03. 31	80. 8ha	92 年度、新地都市下水路から
古賀雨水幹線	1962. 12. 25	1963. 03. 31	33. 4ha	75 年度、古賀都市水路から
陣内雨水幹線	1964. 11. 04	1966. 02. 20	95ha	96 年度、陣内都市下水路

				から
白浜雨水幹線	1963. 12. 27	1981. 03. 31	133ha	96 年度、白浜都市下水路から
古城雨水幹線	1971. 09. 21	1972. 03. 31	32ha	96 年度、古城都市水路から
丸島雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	69ha	89 年度、丸島都市水路から
百間雨水幹線	1977. 01. 18	1990. 02. 07	280ha	89 年度、百間都市水路から
牧ノ内雨水幹線	1980. 02. 19	1990. 03. 31	35ha	96 年度、牧ノ内都市水路から

◆公共下水道（雨水）の整備

排水区名	面積
東部第一	69.0 ha
東部第二	89.0 ha
中央	62.0 ha
西部	64.0 ha
北部	71.0 ha
浜松	6.0 ha
合計	361.0 ha

◆雨水ポンプ場の整備

ポンプ場名	計画排水能力	現排水能力	供用開始
白浜雨水ポンプ場	295 m ³ /分	244 m ³ /分	1980 年 3 月
浜雨水ポンプ場	736 m ³ /分	486 m ³ /分	1980 年 3 月
牧ノ内雨水ポンプ場	296 m ³ /分	282 m ³ /分	1990 年 3 月
丸島雨水ポンプ場	836 m ³ /分	372 m ³ /分	1996 年 4 月
汐見第1雨水マンホールポンプ場	5 m ³ /分	5 m ³ /分	1996 年 5 月
汐見第2雨水マンホールポンプ場	9 m ³ /分	9 m ³ /分	1996 年 4 月
百間雨水ポンプ場	1,422 m ³ /分	886 m ³ /分	2003 年 6 月
丸島公園雨水マンホールポンプ場	15 m ³ /分	15 m ³ /分	2011 年 3 月

3 野生の動植物の保護

近年、メダカを見かけなくなり、トンボも少なくなりました。ダクマ（テナガエビ）やホタルも多くなってきたとはいえ、以前のように多くはありません。

水俣市には、越冬ツバメが留鳥となって水俣川に生息しています。また、カワセミを町中で見かけることができます。近年は、テンやイタチなども見かけるようになりました。

川魚は次第に、水質などの影響で生息範囲を狭めています。身近なあるいは希少種となっている動植物の保護のため、その生息地の保護育成が急がれています。

なお、「熊本県の保護上重要な野生動植物－レッドリストくまもと 2014」に掲載されている、水俣市に生息が確認されている希少な動植物は以下（1）のとおりです。

（1）野生の動植物の現状

① 植物（維管束植物）

■絶滅危惧 IA類 (CR) : ごく近い将来における野生での絶滅が極めて高いもの

タキミシダ・サツマハチジョウシダ（要調査）・モエジマシダ・サツマシダ・ホソバヤブソテツ・キュウシュウイノデ・ミゾシダモドキ・アミシダ・アオグキイヌワラビ・シマシロヤマシダ・イヨクジャク・ヤリノホクリハラン（要調査）・キイセンニンソウ・ジュンサイ・ヤッコソウ・ハマハタザオ（要調査）・ツチグリ・ヒナノカンザシ・イヌセンブリ・コバナガシクビソウ（要調査）・アキノハハコグサ・キンバイザサ・クロホシクサ・ミノボロ（要調査）・ビロウ・ヒメミクリ・アンペライ・タコガタサギソウ・ギボウシラン（要調査）・ボウラン・コオロギラン・キヌラン（要調査）

■絶滅危惧種 IB類 (EN) : 絶滅危惧 IA類ほどではないが、近い将来における野性での絶滅の可能性が高いもの。

マツバラン・ヘゴ・ヒメムカゴシダ・アイコハチジョウシダ・ハガクレカナワラビ・クマガワブドウ・ヒメノボタン・ツルギキョウ・イズハハコ（要調査）・ノジギグ（要調査）・コキンバイザサ・オオホシクサ・ヒロハイヌノヒゲ・ハタベカンガレイ・ツクシカンガレイ・ユウシュンラン・オサラン

■絶滅危惧 II類 (VU) : 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I類」のランクに移行することが確実と考えられるもの

サイゴクホングウシダ・ヒメサジラン・ツクシキケマン・ハマナツメ・オキナワシタキヅル・ゴマクサ・マルバタウコギ・チョウセンスイラン・ホトトギス・イトイヌノヒゲ・イヌノヒゲ・キリシマテンナンショウ・イヌノハナヒゲ・イトイヌノハナヒゲ・シンジュガヤ・ツリシュスラン・ガンゼキラン・ナゴラン

② 哺乳類

■絶滅危惧 IB類 (EN)

ニホンモモンガ

■絶滅危惧 II類 (VU)

ヤマネ

- 準絶滅危惧（NT）：現時点での絶滅危惧度は小さいが生息・生育条件の変化によつては、「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの

ムササビ

③ 両生類

- 準絶滅危惧（NT）

コガタブチサンショウウオ・イモリ・ニホンヒキガエル・タゴガエル・ニホンアカガエル・ヤマアカガエル・トノサマガエル・カジカガエル

④ 昆虫類

- 絶滅危惧種 IB類（EN）

グンバイトンボ

- 絶滅危惧 II類（VU）

コフキヒメイトトンボ・ムカシヤンマ・マイコアカネ・コバネササキリ・セアカオサムシ・ムネアカセンチコガネ

⑤ 植物群落

- 破壊の危惧：現在の状態は良いが、日頃から保護・保全の配慮を怠れば、将来破壊されるおそれがある群落

単一群落：恋路島のタブノキ林・冷水のスダジイ林・鬼岳のスダジイ・イスノキ林・大滝のカツラ・ケヤキ林

- 対策が必要：対策を講じなければ状態が徐々に悪化する群落

単一群落：大川のコジイ林

- 緊急に対策が必要：緊急に対策を講じなければ壊滅する群落

複合群落：水俣市無田湿原

（2）保護対策

① 天然記念物の保護

水俣市では、無田地区の湿地を購入し、湿原植物の保護にあたっています。無田湿原には、ミミカキグサ、タヌキモ、モウセンゴケ等、県下でもごくまれな食虫植物をはじめ、多種な湿地植物が自生しています。湿原の保存状態も比較的無傷のまま残されており、貴重な湿原であることから、1973年6月24日に水俣市文化財保護条例に基づき、水俣市天然記念物に指定し保護しています。

また、2001年2月には熊本県自然環境保全地域に、2003年3月には水俣市ビオトープに指定されています。

◆無田湿原の保護対策

無田湿原は、ヨシやアブラガヤ等の生命力の強い植物がかなり繁殖し、また現在、外部からメリケンカルカヤという植物が入り込み、植生の変化が危惧されるため、今後も草刈り等の維持管理を継続する必要があります。また、湿原に流入する水量が減少し、湿原が乾燥傾向にあることが指摘されているため、湿原への水の確保方法も検討課題になっています。

目的：希少植物の生育に良好な環境を保つ
目標：湿原環境保全計画書に基づく保全対策の実施
実施：草刈りの実施（市）

※ なお、このほかに天然記念物として指定し、保護を図っているものとして、「薄原神社のナギ」（県指定）、「キイセンニンソウ」、「茂川のヤマナシ」、「荒神神社のムクノキ」があります。

○無田湿原の主な植物（所在地／水俣市越小場 1528-35）

1	チョウセンスイラン	2	コケオトギリ	3	ホタルイ
4	サワオグルマ	5	タユガタサイソウ	6	コシンジュガヤ
7	サツママアザミ	8	カワラナデシコ	9	イガクサ
10	ヒメシオン	11	ヒメノハギ	12	イヌノハナヒゲ
13	サワギキョウ	14	ヒメミクリ	15	エゾアブラガヤ
16	ヒメトラノオ	17	アキノウナギヅカミ	18	ハリイ
19	ムラサキミミカキグサ	20	カキラン	21	テンツキ
22	コムラサキ	23	ネジバナ	24	ヤマイ
25	ヌマトラノオ	26	コキンバイザサ	27	ヤワラスゲ
28	リンドウ	29	コバギボウシ	30	ゴウソ
31	エゾミソハギ	32	ノギラン	33	チゴザサ
34	カンガレイ	35	イ	36	ヤマドリゼンマイ
37	ハリコウガイゼキショウ	38	オオミズゴケ	39	ヒメノボタン

② ビオトープの創造

水俣市内には、ホタルが飛び交い、希少種であるハッチョウトンボやアキアカネ等のトンボが生息しています。また、小川には、水草が揺れる中をアブラハヤ等が泳ぎ、田園風景の中に暮らしと自然が共生する貴重な空間が残されていますが、しかし残念ながら、本市においても、人間の生活行動によってこれらの場所が侵されつつあります。市では、これらの生活環境を保全しつつ、県下においても先進的な事例であるビオトープの創造を行っています。生物の生息する場をつくり、自然とその周りに暮らす人間が共存できるような仕組みづくりを進め、貴重な自然を後世に残すための取り組みです。

參考資料

(参－1)

水俣市環境基本条例（平成5年3月31日条例第2号／改正平成20年12月17日条例第55号）

私たち水俣市民は、古来ふるさとの豊かな自然の恵みに育まれ、生活を営んできた。

しかしながら、わが国の経済優先の産業活動の中で、世界に類例のない水俣病が引き起こされ、甚大な環境破壊と健康被害を経験し、その悲惨さと復元の困難さを深く認識することとなった。また、産業公害の発生は、市民の連帯感の喪失、経済基盤の脆弱化など地域社会に多大な影響をもたらした。

このことは、環境への配慮に欠けた物質的な豊かさや快適性、利便性を追及するだけではなく、良好な環境の確保と共生に努める責務がいかに重要であるかを教えている。

もとより、多様な生命の存立基盤である自然環境と、人と人との関わりや社会の営みによる社会環境とは密接な関係があり、双方の良好な環境が保たれる折り合いの水準を高めていくためには、人間は生物の一員であるとの認識を持つことが求められている。

私たち水俣市民は、誰もが健康で文化的な生活を営む権利を持っているが、その権利が保障されるためには、循環する自然の生態系に配慮し、自然環境と調和し安定した経済活動を維持するとともに、持続可能な地域社会を築いていかなければならない。

このような地域社会の創造に加え、地球規模で進行する温暖化等の大きな問題にも目を向け、低炭素社会の実現に向けて有限な資源を大切に活用していく社会システムの構築を含む環境モデル都市づくりを追求する。

ここに、水俣病の経験を貴重な教訓として、市民協働による主体的な環境まちづくりの実践によって良好な環境を確保し、海、山、川のつながりの中で維持されている自然環境を市民の

生命基盤として次の世代に引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、水俣病の経験を貴重な教訓として、環境優先の理念の下、自然環境を継承しつつ市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために、市民、市民団体、事業者（以下「市民等」という。）、市内に一時的に滞在する者、通過する者（以下「滞在者等」という。）、市及び市職員の責務を明らかにするとともに、良好な環境の確保に関する施策の基本となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 良好的な環境 多様な生命が生存できる存立基盤としての自然環境及び持続可能な地域社会を維持できる社会環境をいう。

(2) 環境モデル都市 平成4年に市が宣言し、これまで継承してきた環境モデル都市づくりに加え、平成20年に国によって選定された新たな環境モデル都市の視点を踏まえ、低炭素社会の構築を目指しながら、市民協働で自然の生態系に配慮した暮らしを営む都市をいう。

(3) 市民協働 市民等、市及び市職員が環境まちづくりを行うに当たり、各々の立場を理解し、活動に伴う成果及び責任を共有する関係の中で、共通の目標に向かって対等な立場で協力しながら取り組むことをいう。

(4)環境まちづくり 良好的な環境の確保に関する市民等の取組み、市民等が安心して暮らすことができる地域社会の構築及び地域の持つ環境や特性を活かした環境モデル都市を構築するための具体的活動をいう。

(5)市民団体 公益の増進に寄与することを目的とする市民による自治組織、ボランティア団体等をいう。

(6)事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(自然環境の継承)

第3条 私たち水俣市民は、多様な生命の生存基盤として自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ有限な自然環境を健康で文化的な生活に欠くことができないものとし、次の世代にこれを継承していくなければならない。

(自然環境と調和した持続可能な地域社会の構築)

第4条 私たち水俣市民は、人の活動が環境に影響を及ぼしつつ行われていることを認識したうえで、自然環境に配慮しながら健康で文化的な生活を確保し、安定した経済活動が自然環境と調和し適正に維持され、持続することが可能な地域社会を築くように努めなければならない。

(環境モデル都市づくり等の基本となる考え方)

第5条 環境モデル都市づくりは、前条に規定する持続可能な地域社会の構築を推進するために、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等の地域資源を守り活かしながら進めるものとする。

2 環境モデル都市づくりは、環境問題の空間的な広がりを念頭におき、地球環境保全との結びつきを強く意識し、環境への負荷の軽減による循環型社会を築くことを目指すものとする。

3 環境まちづくりの推進は必要な情報を市民等、市及び市職員が共有し、市民協働で推進する

ものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、この条例の精神を重んじ、日常生活において環境に深く配慮し、自ら進んで良好な環境を確保し、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、この条例の精神を重んじ、自らの活動によって生じる環境負荷を低減し、環境まちづくりに積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、この条例の精神を重んじ、その事業活動によって環境を損なわないよう自己の責任において、必要な措置を自ら進んで講ずるとともに、環境まちづくりに協力するよう努めなければならない。

(滞在者等の責務)

第9条 滞在者等は、第6条に規定する市民の責務に準じて環境への配慮等に努めなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、施策を実施するに当たって、この条例の基本的な考え方従い、良好な環境を確保するための仕組みづくりに努めなければならない。

2 市は、教育活動、広報活動等を通じて、市民等の環境に関する意識を向上させ、責任の自覚を促すとともに率先的な行動に努めなければならない。

3 市は、環境モデル都市づくりを推進するに当たって、関係部局等による総合的かつ横断的体制を整備しなければならない。

(市職員の責務)

第11条 市職員は、自らの職務に関連する環境まちづくりの専門職員としての自覚を持ち、市民等への情報提供及び連携に努めなければならない

ならない。

- 2 市職員は、環境まちづくりが行われる場合、協力するよう努めなければならない。

第2章 施策の基本

(水俣病の教訓伝達及び地球環境の保全)

- 第12条 私たち水俣市民は、人類への警鐘となつた水俣病の教訓を重く受け止め、継承し続け、日本のみならず広く国際社会に伝え、その教訓に基づいた環境の保全及び再生の取組みを国際社会と共有し、地球環境の保全に役立てなければならない。
- 2 市は、市民協働により環境モデル都市づくりを推進する中で、数値目標及び実施時期をあらかじめ明確に示し、それを踏まえて温室効果ガス等の大幅な削減を達成するよう努めなければならない。

(環境基本計画)

- 第13条 市は、良好な環境を確保する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- (1)水俣病の経験及び教訓を踏まえた目指すべき環境像に関すること。
- (2)海、山、川等の生態系に配慮した健康で文化的な暮らしの創造に関すること。
- (3)安心安全な生活を維持するための持続可能な地域社会の形成に関すること。
- (4)その他良好な環境を確保し、及び継承するために必要な事項に関すること。
- 3 市は、基本計画を策定するとき、又は変更するときは、市民等の参画の機会を保障し、意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、基本計画を策定したとき、又は変更し

たときは、遅滞なく公表しなければならない。

- 5 市は、基本計画の策定及び実施について、他の計画との整合を図らなければならない。
- 6 市は、基本計画の実施状況、環境の状況等を明らかにするために、報告書を毎年作成し、及び公表することとし、報告書に対する市民等の意見を提出する機会の保障に努めなければならない。
- 7 前項に規定する報告書は、環境白書をもって代えることができる。

第3章 施策の推進及び評価

(自主的な活動の促進)

- 第14条 市は、良好な環境の確保に係る活動に多くの市民等が関われるよう、その自主的活動を促進するために、地区別の行動計画又は学校版行動計画の策定を支援する等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政措置及び体制整備)

- 第15条 市は、第13条第2項各号に掲げる事項の推進につき、財政上の措置を講じ、及び体制を整備するよう努めるものとする。
- (指導等)

- 第16条 市長は、環境の低下及び悪化を防止し、又はこれを除去するため、市民等に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- (弁明の機会)

- 第17条 市長は、前条の規定による公表をしようとするときは、公表をされる者に対し弁明の機会を与えるものとする。

- 2 市長は、緊急の必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、前条の公表をすることができる

きる。

(評価)

第 18 条 市は、基本計画の実効性を確保し、効果的な運用を図るために、基本計画に基づく施策の進捗状況及び成果の評価を実施するものとする。

2 市は、前項の評価を実施する場合、市民等の参画の機会を保障しなければならない。
(国及び他の地方公共団体との連携)

第 19 条 市は、良好な環境を確保するため、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）と連携してその施策を推進するとともに、国等に対し、必要な措置を講ずるよう提言又は要請するものとする。

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。
(水俣市公害防止条例の一部改正)
- 2 水俣市公害防止条例（昭和 46 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。
第 18 条中「水俣市環境基本条例（平成 5 年条例第 2 号）第 14 条」を「水俣市環境基本条例（平成 20 年条例第 55 号）第 20 条」に改める。

第 4 章 水俣市環境審議会

(審議会の設置及び権限)

第 20 条 水俣市に、水俣市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他良好な環境の確保に関する基本的事項を審議する。

3 審議会は、基本計画その他良好な環境の確保に関する事項に関して、市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第 21 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会の委員は、良好な環境の確保に関し、識見を有する者の中から市長が任命又は委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 雜則

(委任)

(参－2)

環境・健康・福祉を大切にするまちづくり宣言

我が水俣市は、戦後復興期の生産第一主義による急速な経済成長の過程で発生した、環境汚染による健康被害と自然生態系の破壊の深刻さにおいて、人類史上その類を見ない産業公害である水俣病を経験してきたところである。この間市民は、その未曾有の被害とはかりしれない影響を克服するため、これまでの貴重な教訓を生かし、環境を大切にし、自然と人間と産業が調和したまちづくりを目指し、市民一体となって努力しているところである。

近年、環境破壊が地球の存亡にかかる最大の問題として認識されつつある中で、水俣病の教訓を広く情報発信し、環境破壊への警鐘としていくことは、公害の原点と言われてきた水俣市が世界の環境問題に寄与する最大の役割であると考える。

よって市民は、創意を結集し、水俣病による犠牲を忘れることなく、いまだに苦しみ続けている被害者の救済を図るとともに、二度と再び災禍を繰り返さないという決意と、過去の反省の上に立って、生命の尊厳を守り、自然への畏敬の念を持って生態系に留意し、市民相互のふれあいと融和を図り、環境と健康を守り、福祉を大切にするまちづくりを推進することを宣言する。

平成4年6月25日
水俣市議会

(参-3)

環境モデル都市づくり宣言

水俣市の歴史と風土は、私たち人間が自然とどう向き合い、共生していくべきかを問いかけています。古くから、人々は水のほとりを中心に野や山さらに川や海の、豊かな恩恵に浴しながら、生活を営んできました。

しかしながら、近代工業都市化の過程での、人の健康被害と環境破壊の大きさに置いて世界に類をみないといわれている水俣病の発生は、地域に深刻な影響を与え、人のみならず多くの生命を奪い、人びとの心を蝕み、地域社会の存立さえも危うくし、市民は36年余の永い間苦悩を重ねてきました。

水俣市は、この水俣病の経験を貴重な教訓として、あらゆる生物の生命基盤である自然環境の変化は、産業社会のあり方や人びとの暮らしのあり方の投影であることを深く認識し、自然の生態系に配慮した環境モデル都市づくりを目指すことを決意し、さらに、水俣病の教訓を広く世界に伝えていきたいと考えます。

われわれは、二度と再び水俣病のような不幸な出来事を繰り返してはならないという強い使命感のもとに、次のことに努め、その成果を内外の人びとと共有していきたいと念願します。

- 1 水俣病の教訓を学び、後世に伝えていく。
- 2 水俣病被害者の救済と、市民の融和を図っていく。
- 3 循環する自然生態系の中の、人やその他多くの生物に配慮した産業活動への転換を促していく。
- 4 生命の基盤である海、山、川を大切に守り、次の世代に引き継いでいく。
- 5 文明社会のあり方を問い合わせ直し、有限な資源のリサイクルを基調とする社会システム作りを進めていく。

「環境・創造・みなまた'92」が開催された本年を、水俣市の新たな出発の年にするため、ここに宣言いたします。

平成4年11月14日
水俣市

(参-4)

ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

1. 前文

私たち水俣市民は、水俣の豊かな自然と文化に育まれてきました。
雲がたなびく矢筈岳、愛林の里、冷水の森、清らかな湯出川、水俣川の流れ、不知火の海に恋路島
そんな豊かな暮らしの中で、私たちは水俣病の経験をしました。
水俣病は、工場から海へすてられた水銀が食べ物のつながりを通って起きた病気です。
たくさんのいのちが傷つき、失われ、人をとりまく社会も壊れました。
「自然はすべてつながっている。自然にすてたものはいつか戻ってくる」
水俣病は「自然と共に生きる」ということの意味を私たちに教えていました。

私たちが考える「ゼロ・ウェイスト」とは、
資源やエネルギーの消費を “できるだけ減らす”
暮らしの中で使うものをムダなく “できるだけ回す”
自然にすてなければならないごみを “限りなく減らす”
そして、そのための暮らしやしくみを “みんなでつくり、支えていく”
ということです。

世界中に「ゼロ・ウェイスト宣言」をするまちが広がりつつあるのは、
「将来にわたって誰もが安心して暮らせる社会をつくっていきたい」という思いを、
世界中の人たちみんなが持っているからです。
それは、私たちが1992年から進めてきた「環境モデル都市づくり」に込めた思いと同じです。

私たちの思いが向かう目標のために、そして同じ思いを持つ仲間どうしがつながるために、
私たち水俣市民は「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」をします。

2. 水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた

私たち水俣市民は、「水俣がめざすゼロ・ウェイストのすがた」を掲げ、水俣で生きる者として
ゼロ・ウェイストの取り組みを進めます。

○水俣病の教訓を生かすゼロ・ウェイスト

私たちが水俣病から学んだこと、その1つが、廃棄物でいのちの基盤をこわしてはならない
ということでした。ゼロ・ウェイストの取り組みを進めることは、水俣病の教訓を生かすことにつな
がっています。

○処分場反対運動からのゼロ・ウェイスト

水俣市民はいのちと水を守るために、水俣に計画された産業廃棄物最終処分場の建設に反対し
ました。「埋立に頼らない」という選択は、最終処分場建設を止めた私たちにとってとるべき1つ
の方向性です。

○高度分別回収の経験を生かすゼロ・ウェイスト

私たちは1993年から、家庭ごみの高度分別収集を地域の力で支えながら続けてきました。
この経験で得たリサイクルの習慣と意識を、リユース（再利用）・リデュース（発生抑制）へと
発展させ、ゼロ・ウェイストの実現をめざします。

○環境モデル都市づくり宣言（1992年）の理念を大切にするゼロ・ウェイスト

1992年に水俣市が行った「環境モデル都市づくり宣言」は、水俣病の教訓から生態系へと思いを
はせ、文明社会のあり方を問うものでした。そしてこの宣言を機に、さまざまな取り組みを行って
きました。

私たちはこの理念と実践を大切にして、ゼロ・ウェイストを進めています。

○環境モデル都市（2008年）のゼロ・ウェイスト

水俣は、2008年に政府から認められた「環境モデル都市」の1つとして、ゼロ・ウェイストの取り組みを通して低炭素社会をめざし、他の環境モデル都市にもゼロ・ウェイストを広めていきます。

○私・私の家・私の地区のゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストはすでに私たちの暮らしの中にあります。私が買い物でマイバッグを使うこと、家での洗濯に石けんを使うこと、地域でのステーション回収…

ごみになるものを家に持ち込まず、環境に良いものを選び、ものを長く使う私たちの行動と、ゼロ・ウェイストとのつながりをいつも意識します。

○実現にこだわるゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイストの実現に向けて、市民・事業者・行政協働のもとで、裏付けのある目標設定をし、具体的な行動計画をつくります。

さらに、現状を評価しながら、常に目標の確認と再検討をし、ゼロ・ウェイストを確実に実現する方法の検討を続けます。

○継続・持続するゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト達成のために、議論を継続し、そのための場を確保し続けます。

また、経済的な持続可能性に留意し、達成後も必要な取り組みを続けながら、ゼロ・ウェイストを持続させます。

○世界の自治体のモデルとなるゼロ・ウェイスト

水俣は、ゼロ・ウェイストの達成とその過程も含めて、他のモデルとなる「ゼロ・ウェイストモデル都市」を目指し、そのための情報発信をしていきます。

○日本中・世界中の自治体と連携するゼロ・ウェイスト

日本中・世界中のゼロ・ウェイスト宣言自治体どうして、実質的な意義のある連携を実現し、そのしくみを持続します。

○広がっていくゼロ・ウェイスト

ゼロ・ウェイスト宣言都市の活動を「点」から「面」へ展開させ、ゼロ・ウェイストの動きを日本全体・世界全体へ広げていきます。また、そのためのリーダーシップを發揮します。

3. ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言

私たち水俣市民は、私たちの日常をあらためて見直して、自然の恵みを大切にし、限られる資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めます。

私たち水俣市民は、大切なふるさと水俣の自然をけがさず、全ての生き物の命と健康を脅かさないため、2026年までに、ごみ処理を焼却や埋立に頼らないまちづくりのしくみをつくります。

私たち水俣市民は、1992年「環境モデル都市づくり宣言」以来、私たちが続けてきた取り組みと努力に誇りを持ち、この経験と成果を生かして ゼロ・ウェイストを進めます。

私たち水俣市民は、ゼロ・ウェイストの取り組みを進めるために、市民・事業者・行政が必要な情報を共有し、継続的に話し合う場を設け、常に目標・行動・成果を見直しながら、協働で取り組みます。

私たち水俣市民は、志を同じくする日本中・世界中の人々や自治体と手をつなぎ、連携して問題解決を図り、日本と世界の環境をよくするゼロ・ウェイストの仲間づくりを進めます。

平成21年11月22日
熊本県水俣市

(参ー5)

(基本理念)

私たちは、環境破壊と健康被害の大きさで世界に類例のない水俣病の経験から、自然環境及び生態系を保全し、調和していくことの大切さを深く認識しました。

そこで1992年、水俣市は日本の自治体で初めてとなる「環境モデル都市づくり宣言」を行い、これに基づき環境基本条例の制定及び水俣市環境基本計画の策定を行い、行政と市民が一体となって「環境モデル都市」づくりを推進してきました。これらの取り組みの成果として、2008年、国による環境モデル都市に認定されました。

さらに2009年には「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」を行い、自然の恵みを大切にし、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する持続可能な社会づくりに努めました。

水俣市は、環境モデル都市として、これからも地域及び地球環境の保全・再生等に向けた地方公共団体の役割を積極的に担っていきます。

水俣市役所環境方針

水俣市役所は、市民と協働して、環境モデル都市づくりを推進し、持続可能な社会の構築を目指すために、温室効果ガス排出量削減等の地球環境への負荷の軽減に努め、限りある資源を最大限有効に利用し、再生可能エネルギーを活用する暮らしとしくみづくりに努めるとともに、水俣市民の生命基盤である水俣の海、山、川、大気、そして豊かな暮らしと生態系を将来に引き継いでいきます。

1 環境モデル都市づくりを推進します。

- ①水俣病の経験を教訓として内外に発信するとともに、市民・事業者など多様な主体と協働し、環境モデル都市づくりを推進します。
- ②生態系の基盤である自然環境の保全、再生に努め、市民共有の財産として将来にわたりこれを守り継承していきます。
- ③地球環境への負荷の軽減を図り、限りある資源やエネルギーを最大限有効に利用する暮らしとしくみづくりに努めます。

2 地球温暖化防止に向け、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーへの転換を進めます。

庁舎及び公共施設におけるエネルギーの使用を削減して温室効果ガスの排出を抑制するとともに、再生可能エネルギーの導入及び転換に取り組み、地球温暖化の防止に貢献します。

3 ゼロ・ウェイストの実現に向け、市役所で使用する資源を削減し、ごみの減量、3Rを推進します。

庁舎及び公共施設で使用する資源を削減し、ごみの減量、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

4 環境マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルに基づいた継続的な改善を図りながら運用します。

- ①IS014001の規格に対して自己適合宣言を行い、庁舎及び公共施設における環境マネジメントの組織と運営体制を整備し、役割と責任の明確化を図り、PDCAサイクル（計画、実施、点検、見直し）に基づいたシステムの継続的な改善を進めます。
- ②市役所の事務及び事業全般にわたる環境影響評価を行い、具体的な方針、目的、目標を定め行動し、定期的に見直します。
- ③環境関連法令等を順守するとともに、更に厳しい自主的な管理基準を設定し、環境汚染の防止と予防に努めます。
- ④構築した環境マネジメントシステムを効果的に運用するために、環境管理協力団体等に環境方針を周知し、協力を求めます。
- ⑤職員が市民や事業者の模範となるよう、環境保全と環境問題改善に関する意識の向上と知識の獲得のため、教育や訓練を実施し、人材の育成を図ります。

5 環境マネジメントシステムが適切に運用され、市民の目線に立った環境施策に取り組むため、市民監査を実施します。

市役所の取り組みが環境マネジメントシステムにより適切に運用され、市民の目線に立った環境施策となっているかどうかを市民監査により監査・評価し、市の環境施策に反映します。

6 情報を公開し、市民の環境意識の向上に努めます。

市役所が保有する環境に関する情報を公開し、市民の環境意識の向上に努めます。

この環境方針は、水俣市役所の内外に公表します。

2018年4月2日
水俣市長 高岡 利治

(参-6)

水俣市地球温暖化対策推進実行計画

水俣市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、2001年3月1日に「水俣市地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、市公共施設を実行範囲として、地球温暖化防止に向けての取り組みを開始しました。その後、2014年の水俣市第2次環境基本計画後期実施計画の策定を踏まえ、2014年4月に改定を行い、2019年度までに市役所等の事務活動で排出される二酸化炭素を17%削減することとし、温暖化防止対策を進めてきます。（*2005年度を基準としています）

なお、取り組み内容及び二酸化炭素の総排出量については以下のとおりです。

①電気使用量の削減

目標：2019年度までに14%削減する。

実行手段：ノーワークデーの実施、エコスタイルの奨励

冷房温度を28°Cに設定、開始時期を7月1日に設定

昼休み時間及び不要な電灯の消灯など

②LPG 使用量の削減

目標：2019年度までに73%削減する。

実行手段：使用管理の徹底など

③重油使用量の削減

目標：2019年度までに19%削減する。

実行手段：暖房開始温度を18°Cに設定など使用管理の徹底

④灯油使用量の削減

目標：2019年度までに41%削減する。

実行手段：使用管理の徹底など

⑤公用車両燃料（ガソリン）の使用量の削減

目標：2019年度までに5%削減する。

実行手段：公用自転車の導入、エコカーの導入、アイドリングストップ実施など

⑥公用車両燃料（軽油）の使用量の削減

目標：2019年度までに16%削減する。

実行手段：使用管理の徹底、アイドリングストップなど

⑦通勤車両燃料の使用量の削減

目標：2019年度までに17%削減する。

実行手段：ノーマイカーデーの実施、徒歩・自転車通勤・相乗り通勤の奨励など

(参-6-2)

水俣市地球温暖化対策推進実行計画(水俣市役所チームマイナス17%)

① 省エネルギーの推進

環境目的	使用量	基 準	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	主な実行手段
	削減率	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	
電気使用量の削減 ・2019年度までに電気使用量をチーム全体で14%削減する	使用量(kwh)	10,434,469	9,459,276	9,008,359	8,467,989	8,954,872	8,656,426	8,698,029	9,020,878	・昼休み時間等の消灯 ・パソコン機器の節電 ・エコスタイルの奨励 ・冷暖房温度の管理
	2005年度比		-9.35%	-13.67%	-18.9%	-14.2%	-17.0%	-16.6%	-13.5%	
LPG使用量の削減 ・2019年度までにLPG使用量を73%削減する	使用量(m3)	35,905.4	9,146	9,461	10,217	10,496	10,095	10,854	9,635	・使用管理の徹底
	2005年度比		-74.53%	-73.65%	-71.5%	-70.8%	-71.9%	-69.8%	-73.2%	
重油使用量の削減 ・2019年度までに重油使用量をチーム全体で19%削減する	使用量(L)	655,447.0	565,219	551,360	562,716	602,023	556,196	534,865	530,441	・使用管理の徹底
	2005年度比		-13.77%	-15.88%	-14.2%	-8.2%	-15.1%	-18.4%	-19.1%	
灯油使用量の削減 ・2019年度までに灯油使用量をチーム全体で41%削減する	使用量(L)	4,582.0	2,599	2,480	2,879	3,140	2,495	2,579	2,697	・使用管理の徹底
	2005年度比		-43.28%	-45.88%	-37.2%	-31.5%	-45.5%	-43.7%	-41.1%	
ガソリン使用量の削減 ・2019年度までにガソリン使用量をチーム全体で5%増加にとどめる	使用量(L)	40,093.0	49,064	47,988	58,769	53,427	55,101	52,193	42,292	・公用自転車の利用 ・省エネ車の導入 ・相乗り出張の促進 ・アイドリングストップの実施
	2005年度比		22.38%	19.69%	46.6%	33.3%	37.4%	30.2%	5.0%	
軽油使用量の削減 ・2019年度までに軽油使用量をチーム全体で16%削減する	使用量(L)	54,548.8	47,671	48,112	63,352	38,133	41,108	38,923	45,687	・使用管理の徹底
	2005年度比		-12.61%	-11.80%	16.1%	-30.1%	-24.6%	-28.7%	-16.2%	
通勤車両燃料の使用量の削減 ・2019年度までに通勤車両燃料の使用を通常費で17%削減する	通常比	-10.5%	-15.9%	-9.2%	-14.2%	-14.7%	-12.1%	-11.4%	-17.0%	・ノーマイカーデーの実施 ・自転車通勤の奨励 ・相乗り通勤の奨励

② 省資源・リサイクルの推進

環境目的	使用量	基 準	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値	主な実行手段
	削減率	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度		
コピー用紙の使用量の削減 ・2019年度までにコピー用紙の使用量をチーム全体で15%削減する	使用量(枚)	2,450,000	2,226,214	2,451,857	2,917,463	2,411,887	2,825,581	3,255,831	2,086,485	・不必要なコピー削減 ・両面コピーの徹底 ・必要部数の確認 ・裏面利用
	2008年度比		-9.13%	0.08%	19.1%	-1.6%	15.3%	32.9%	-14.8%	
一般廃棄物量の減量 ・2019年度までに一般廃棄物総量をチーム全体で32%削減する	排出量(kg)	70,602.9	49,808	53,643.0	63,977.9	57,528.6	46,535.8	41,814	48,314	・リデュース、リユースの推進
	2005年度比		-29.45%	-24.02%	-9.4%	-18.5%	-34.1%	-40.8%	-31.6%	
一般廃棄物のリサイクル推進 ・2019年度までに一般廃棄物のリサイクル率を60%にする	リサイクル率 2009年度比	54.7%	55.6%	57.1%	63.7%	60.3%	47.8%	55.00%	60.0%	・分別・リサイクルの徹底
グリーン購入の推進 ・2019年度までにグリーン購入率を70%にする	グリーン購入率	57.6%	68.8%	64.79%	69.0%	65.6%	59.8%	69.8%	70.0%	・グリーン購入ガイドライン等の利用啓発

③ 二酸化炭素の排出量及び削減率

	基 準	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
年度	平成17年度 2005年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度
CO2排出量(kg)	6,241,335.9	5,460,509.4	5,250,187.2	5,144,607.6	5,360,659.4	4,993,424.1	4,933,810.6	5,180,308.8
CO2削減率		-12.51%	-15.88%	-17.57%	-14.11%	-19.99%	-20.95%	-17.00%

(参-7)

水俣市役所グリーン購入の推進

水俣市役所では、以前からグリーン購入ネットワークに加入し、グリーン購入を推進してきましたが、IS014001 の認証取得に伴い、「水俣市環境マネジメントシステム」の中で「グリーン購入推進指針」を制定し、購入率目標 60%以上を定めて推進しています。

本市のグリーン購入の基本的な考え方は次の通りです。

製品の調達に当たっては、国的基本方針を踏まえ、品目に係る判断基準に適合した環境物品等を調達することとします。またその際、以下の点について留意するものとします。

- (1) 製品の調達に当たっては、事前に必要性と適正量を十分に検討し、調達総量をできるだけ抑制すること。
- (2) 品目に係る判断基準は、あくまでも環境物品等の調達の推進に当たっての最低基準を示すものであり、製品の調達に当たっては、価格や品質に加え、資源採取から廃棄に至る物品のライフサイクル全体について、次の点から環境負荷の低減により一層配慮した環境物品の調達に努めること。
 - ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること
 - ②資源やエネルギーの消費が少ないとこと
 - ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること
 - ④再生された素材や再使用された部位・部品を多く利用していること
 - ⑤長期使用、再使用、リサイクルが可能なこと
 - ⑥廃棄する際に処理や処分が容易なこと
 - ⑦包装等が過剰でないこと
- (3) 別に定めた「グリーン購入対象品目及び調達目標」に掲載されていない製品を調達する場合は、国が定める基本方針を参考とし、また、これにより難い場合は、環境ラベル（エコマーク、国際エネルギー星マーク、省エネラベル等）を参考にして環境物品等を調達すること。

【グリーン購入率の推移】

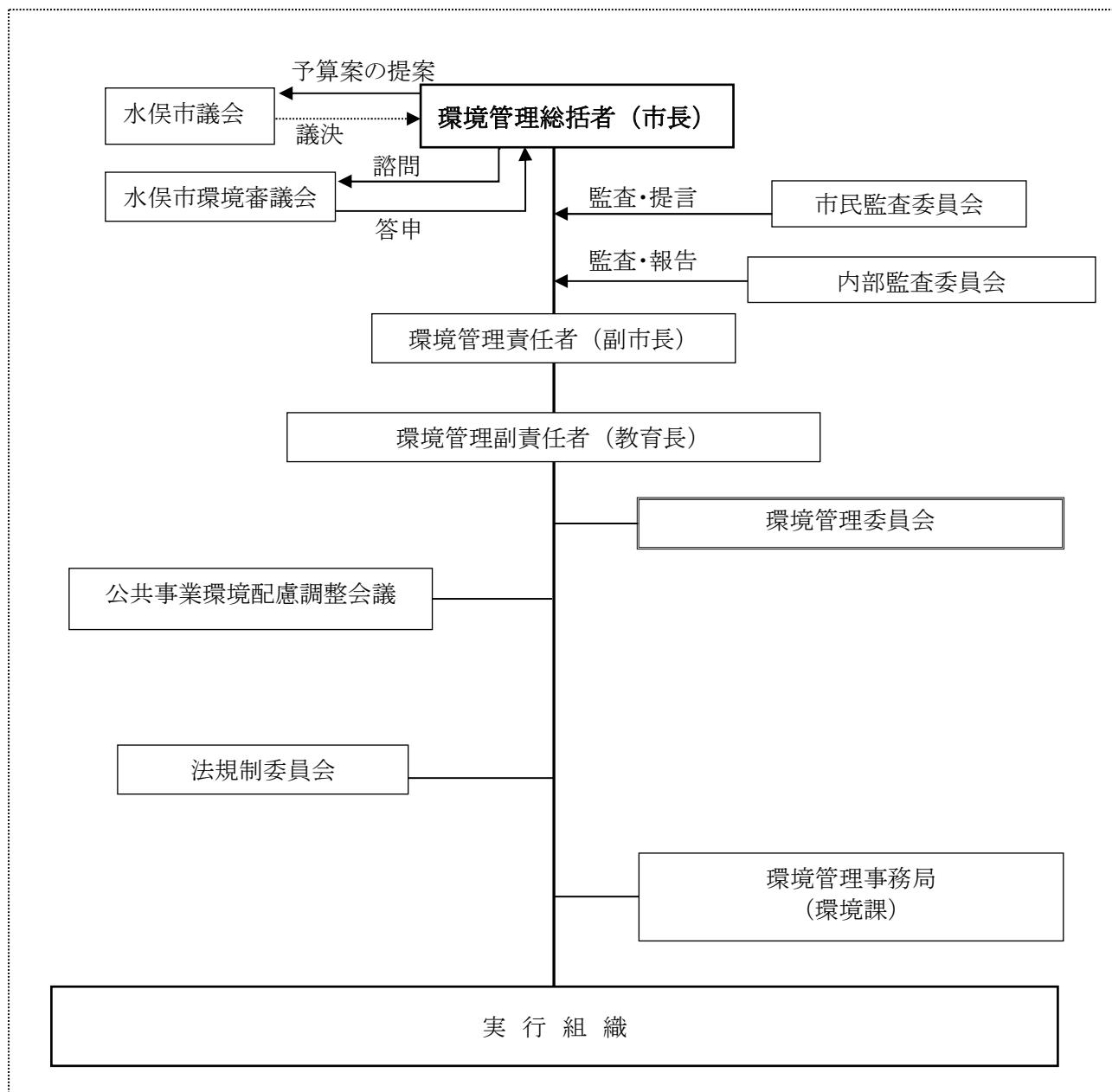
2006 (平成 18) 年度 : 67.3%	2007 (平成 19) 年度 : 61.8%
2008 (平成 20) 年度 : 67.4%	2009 (平成 21) 年度 : 67.7%
2010 (平成 22) 年度 : 74.3%	2011 (平成 22) 年度 : 63.11%
2012 (平成 24) 年度 : 63.77%	2013 (平成 25) 年度 : 68.78%
2014 (平成 26) 年度 : 64.79%	2015 (平成 27) 年度 : 69.0%
2016 (平成 28) 年度 : 65.56%	2017 (平成 29) 年度 : 59.8%
2018 (平成 30) 年度 : 69.79%	

(参-8)

水俣市環境ISOマネジメントシステム推進組織図

水俣市役所は環境マネジメントの国際規格である ISO14001 を1999年2月に認証取得しました。その後、2003年には自己適合宣言へと移行し、水俣市環境ISOマネジメントマニュアルに沿って推進しています。

<マニュアル4-4-1:図6>



環境モデル都市アクションプラン概要(水俣市) 平成28年4月

1. 全体構想

温室効果ガスの排出量・削減目標(t-CO2換算)

基 準 年: 2005年度(平成17年度) 175, 534 トン

※目 標 年: 2020年度(平成32年度) 約56, 000 トン削減(マイナス32%)

中間目標: 2030年度(平成42年度) 約70, 000 トン削減(マイナス40%)

長期目標: 2050年度(平成62年度) 約87, 000 トン削減(マイナス50%)

※本計画期間中の削減目標

環境配慮型暮らしの実践(主に民生部門)

市民版の環境ISOやごみ分別など、省エネ・省資源、リサイクルを実践し、環境に配慮したライフスタイルを日常化し、クリーンなエネルギーの使用に転換していくことで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

環境にこだわった産業づくり(主に産業部門)

産業分野における省エネ・省資源、リサイクルを推進し、クリーンなエネルギーの使用に転換していく。また、市内の先進的な環境技術を活かした新たな産業を導入・実践することで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

自然と共生する環境保全型都市づくり

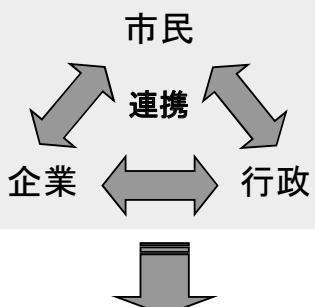
(主に自然環境保全分野)

本市の豊かな自然を守りながら、森林を育て街中の公園や緑地の整備を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な活用や環境と共生する住まいづくりを進めることで、大幅な温室効果ガスの削減を目指す。

環境学習都市づくり(主に環境意識の啓発)

悲惨な公害をどこの地域でも発生させないために水俣病の教訓を発信し、本市の環境モデル都市づくりを全世界へ波及させるための取組を実施していくことで、各取組の実践行動を促進し市外の温室効果ガスの削減に貢献する。

フォローアップ



アクションプランに基づく推進・進捗管理

地域の活力の創出等

これまでの取組み

- ・ごみ分別・エコタウン・自然環境保全...
- ★市民の高い環境意識と行動★

環境モデル都市へ
向けた取組み

環境への取組みの強化

地域経済の活性化

国内外からの関心・注目

市民意識の向上
人材育成

市民生活の改善向上

環境産業の発展
雇用創出

地域経済の活性化

「環境」と「経済」が調和した持続可能な社会へ

2. 7年以内に具体化する主な取組

取組の内容 地域丸ごと環境ISOの推進	主体・時期	削減見込(CO2-t) 部門の別		活用を想定する事業等
(1)家庭版環境ISOの推進 家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」の普及・フォローを実施することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、行動の習慣化を行うとともに、温室効果ガス排出削減を図る。	各家庭 小中学校 各事業所 公共施設等 平成11年度～	7年間	1,330	
(2)学校版環境ISOの推進 市内小中学校において学校版環境ISOを実施することにより、省エネ・省資源の意識の啓発、行動の習慣化を行うとともに、温室効果ガス排出削減を図る。		中期	1,330	
(3)事業所版環境ISOの推進 事業所版環境ISO制度を構築し、省エネ・省資源の意識の啓発を図るとともに、省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出削減量を掌握し、市全体の温室効果ガス排出削減に繋げていく。		部門	民生部門 (家庭・業務) 産業部門	
(4)水俣市役所環境ISOの推進 公共施設における環境ISOの継続・実施により、温室効果ガス排出削減を図る。				
(5)LED化の推進 公共施設や街路灯のLED化を推進し、温室効果ガス排出削減を図る。				



取組の内容 再生可能エネルギーの導入促進	主体・時期 行政 一般家庭 公共施設 地域拠点 平成11年度～	削減見込(CO2-t) 部門の別 7年間 954	活用を想定する事業等
(1)一般家庭への再生可能エネルギーの導入促進 (2)公共施設や地域拠点への再生可能エネルギー導入促進 太陽光発電・太陽熱利用システムを導入する一般家庭への設置補助支援を行い、水俣市内への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、国や県の動きに対応した、利用しやすい導入促進制度の仕組みづくりを行う。 また、国や県等の補助制度の活用と併せて、事業所等への導入支援策の検討を行いながら、事業所や公共施設、地域拠点施設等へも再生可能エネルギーの導入を推進していく。	中期 平成11年度～ 部門	954	
		民生部門 (家庭・業務)	



家庭への設置補助



公共施設・学校へ



大規模風力発電所



小水力発電

(参-10) 水俣市環境審議会委員

任期：2019年2月1日から2021年1月31日まで (2019年3月31日現在)

	氏名	職名
学識経験者	篠原 亮太	熊本県環境センター館長
	古賀 実	水俣環境アカデミア所長 (熊本県立大学名誉教授)
市民の代表者	沢畑 亨	久木野ふるさとセンター愛林館館長
	坂崎 美和子	水俣市地域婦人会連絡協議会会长
行政機関の代表者	小宮 智	熊本県水俣保健所長

(参-11) 水俣市議会公害環境対策特別委員会委員 (2019年3月31日現在)

役職	氏名
委員長	松本 和幸
副委員長	藤本 壽子
委員	小路 貴紀、桑原 一知 岩村 龍男、田中 瞳 野中 重男

(参-12) 土地利用等

(1) 市の土地利用の現況

2018年の市の面積は16,329haで林野面積が最も多く74%を占めています。

【単位：ha】

年次	総面積	林野面積	耕地面積			その他
			計	田	畠	
2018	16,329	12,133	953	373	580	3,243

*熊本県林業統計要覧(H29年度版) 熊本県の概況 から引用

(2) 都市計画

水俣市では都市計画法に基づき、都市計画区域(12,393ha)を定め、市街地においては用途地域(729ha)を指定し、建築確認などで一定の秩序あるまちづくりを誘導しています。

また、都市生活・都市機能の充実のため、街路や公園、緑地、下水道などの都市施設が整備されています。

主な都市施設（2019年3月現在）

種類	概要		
公園	計画箇所 (このほか、広域公園)	7箇所 1箇所	計画面積 32.9ha 41.8ha
公共下水道	計画面積		361.0ha
ごみ焼却場	箇所数	1箇所	面積 1.5ha
卸売市場	箇所数	1箇所	面積 0.35ha

さらに都市計画区域内で3,000m²を超える開発行為には許可を必要としています。2008年度から2017年度までの申請状況は次のとおりです。

年度	件数	面積
2008年度	1箇所	4,669 m ²
2009年度	0箇所	0 m ²
2010年度	1箇所	4,294 m ²
2011年度	1箇所	18,219 m ²
2012年度	0箇所	0 m ²
2013年度	0箇所	0 m ²
2014年度	1箇所	3,281.23 m ²
2015年度	0箇所	0 m ²
2016年度	0箇所	0 m ²
2017年度	0箇所	0 m ²
2018年度	0箇所	0 m ²

年月日	経過
2018 4 23 (平成30年)	平成30年度 リサイクル推進員講習会（～27日）
5. 1	水俣病犠牲者慰靈式を「水俣病慰靈の碑」前で開催。水俣病患者・遺族、中川雅治環境大臣、蒲島郁夫熊本県知事、後藤舜吉チッソ社長など関係者約680人が参列
9	環境ISOマネジメントシステム職員研修会（対象：環境推進員、環境ISO担当職員）（～10日）
14	ホタルマップの設置（～6月29日）
23	第46回花いっぱい運動（～24日）
11	第2回水俣病犠牲者慰靈式実行委員会
29	第1回火のまつり実行委員会
7. 14	第1回水俣市ごみ減量女性連絡会議
15	みなへら通信23号の発行
29	海と川のクリーンアップ作戦 市内11か所、823人参加
24	水俣市学校版環境ISO審査（24日、25日、26日）
26	第2回火のまつり実行委員会
27	「水銀に関する水俣条約」第1回締約国会議（COP1）に係る情報発信について水俣市内の中学生による水銀関係の工場見学と技術紹介ビデオ作成（事前学習会）
8. 1	「水銀に関する水俣条約」第2回締約国会議（COP2）に係る情報発信について中学生事前学習会
3	水俣環境アカデミアジュニアサイエンスセミナー
22	第1回環境管理委員会
22	「水銀に関する水俣条約」第1回締約国会議（COP2）に係る情報発信について水俣市内の中学生による水銀関係の工場見学と技術紹介ビデオ作成（視察と取材）（～24日）
23	第3回火のまつり実行委員会
25	企画展「おるが水俣ー鬼塚巖展ー」の開催（～2018.12.28）
9. 8	火のまつり「菜の花あかり（廃油ろうそく）」づくり（水一小）
13	第4回火のまつり実行委員会
22	第23回火のまつり開催
26	第2回ごみ減量女性連絡会議
29	水俣環境アカデミアシンポジウム（水俣から発信する持続可能な地域社会づくり）
10. 15	環境自治体会議（行方市～17日）
18	第5回火のまつり実行委員会
26	水俣環境アカデミア市民公開講座（イドリアの水銀鉱山-過去と現在）
11. 5	第1回ゼロ・ウェイスト円卓会議
9	ゼロ・ウェイストまちづくり推進会議in大木（～10日）
13	環境調査研修所水俣研修（～15日）
19	「水銀に関する水俣条約」締約国会議第1回会合（COP2）がスイス・ジュネーブで開催（～23日）
26	水俣病資料館伝え手4名委嘱
27	環境調査研修所水俣研修（～29日）
12. 19	環境ISO内部監査（～21日）
22	水俣病フィールドワークツアー（1回目・福岡県大牟田市教育委員会職員）の開催
2019 1. 5 (平成31年)	水俣病フィールドワークツアー（2回目・福岡県筑紫地区中学校教員・生徒）の開催
13	みなへら通信22号の発行
17	環境首都創造フォーラム2018 in京都（～18日）
19	企画展「ストックホルムからジュネーブへー水銀汚染のない世界へー」の開催（～2019.5.6）
29	第1回環境ISO市民監査委員会
2. 7	第6回火のまつり実行委員会
7	「水銀に関する水俣条約」記念フォーラム2018-19
14	第1回実生の森実行委員会
25	第2回環境ISO市民監査委員会
3. 4	リサイクル推進員永年従事者表彰
12	第3回環境ISO市民監査委員会
27	実生の森づくり一斉行動
20	環境ISO市民監査
25	環境ISO市民監査エコスター評価証授与式

(参ー14) 2018年度 水俣病問題に関する経過概要

年月日	経過
2018. 4. 10 (平成30) 23	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 890人 (3月末現在)) 水俣病被害者互助会認定訴訟 (以下「水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟」) の第13回口頭弁論が熊本地裁で開催。被告の熊本、鹿児島両県側が、原告7人を水俣病と診断した医師の検査所見評価の誤り主張
27	熊本県が、4月24日付けで認定申請者43人の棄却処分を行ったと発表 (答申保留7人)
30	水俣病被害者・支援者連絡会による認定制度について考える集会が、約120人参加し水俣市で開催
5. 1	水俣市と実行委主催による水俣病犠牲者慰靈式が、約680人が参加し水俣湾埋め立て地で開催。亡くなった認定患者のうち、新たに申し出のあった4人の名簿を奉納 (計402人) 中川環境相、蒲島熊本県知事らが患者・被害者11団体と意見交換 中川環境相、蒲島熊本県知事らが水俣病資料館語り部たちと懇談 チッソ社長が慰靈式後の取材に対し、事業会社JNC株の上場・売却に関する環境相の承認の要件となる「救済の終了」について、特措法による救済という意味で終わっている、と発言 中川環境相が、チッソ社長の「救済終了」発言に関し慰靈式後の会見で、救済終了とは言い難く、株式上場・売却を承認できる状況ではないとの認識示す 蒲島熊本県知事が、チッソ社長の「救済終了」発言に関し、環境相と同認識示す
7	共産党熊本南部地区委員会が、チッソ社長の「救済終了」発言について、チッソ水俣本部に抗議、被害者救済求める申し入れ書提出
9	水俣病被害者・支援者連絡会が、チッソ社長の「救済終了」発言の撤回と辞任を求める要望書をチッソ水俣本部に提出
10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 846人 (4月末現在))
12	環境省の臨時水俣病認定審査会が、熊本県への認定申請を国に移行していた4人を審査
14	チッソ(東京)が社長の「救済終了」発言について釈明—特措法の一時金支払いに一区切りついたという意味で、今後も補償、救済継続 チッソが子会社43社を含む2018年3月期連結決算発表。売上高1599億8400万円、経常利益47億6000万円、純損失33億1800万円の2年連続赤字、水俣病補償関係損失33億800万円、公的債務累積額1985億円。事業子会社JNC株の上場、売却の目安である売上高2900億円、経常利益280億円下回る
18	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟で、第10陣4人が大阪地裁に追加提訴 (原告数134人) チッソ水俣本部が、社長の「救済終了」発言を謝罪、撤回する社長名の回答書を水俣病被害者・支援者連絡会に手渡す
20	熊本県の認定審査会が認定申請者55人を審査
30	水俣条約未締約国のカンボジア、パキスタン、フィリピンの課題解決を支援、締約を後押しするため、3か国の環境行政担当者らを対象にした国連環境計画 (UNEP) 国際環境技術センター (大阪) によるワークショップが水俣市で開催
6. 6	全国公害被害者総行動デーが東京・霞が関で始まる (~7日)。水俣病の被害者団体が環境省で中川環境相と面会、被害者の早期救済求める
8	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 856人 (5月末現在))
12	環境省が、6月4日付けで認定申請者4人の棄却処分を行ったと発表
15	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第13回口頭弁論が大阪地裁で開催。第10陣追加提訴原告が意見陳述。原告側が、原告側意見書をふまえ疫学について主張、さらに、

年 月 日	経 過
	被告側意見書を批判したうえで、原告らの共通診断書の信用性主張
17	水俣病被害者や障がい者の詩に曲を付け、歌を披露する第11回もやい音楽祭（水俣市など主催）が、市民ら約600人が参加し同市で開催
22	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第14回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が、公的検診の信頼性について被告側に立証求める
29	公害健康被害補償不服審査会が、熊本県から認定申請を棄却された申請中死亡者の遺族から2009年4月に申し立てられた審査請求について、6月22日付けで棄却の裁決を行ったと発表 熊本県が、6月26日付けで認定申請者53人の棄却処分を行ったと発表（答申保留2人）
7. 10	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 812人（6月末現在））
20	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第25回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が、原告が受けた被害、損害について意見陳述、また、メチル水銀被害証明のため大学院教授ら4人の証人尋問申請
22	熊本県の認定審査会が認定申請者55人を審査
23	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第12回口頭弁論が福岡高裁で開催。被告側が、原告5人は反論済みの原告3人同様、水俣病とは認められないと反論主張
31	水俣病犠牲者慰靈式実行委員会が2019年度慰靈式の10月19日開催を決定。5月1日が新天皇即位の日と重なるため調整
8. 1	新潟県主催の水俣病発生地域間交流事業が、新潟県の小学5年生11人と市内の小学生らが参加し、水俣市で開催（～3日）
4	胎児性患者らが企画した「いま、生きることを考える」講演会が、市民ら約150人が参加し水俣市で開催
10	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 811人（7月末現在））
22	熊本大研究班が水俣病の原因物質を発表する以前に、チッソ内部では工場排水中の有機水銀化合物を原因とみていたことを示す資料で、原本は所在不明となっているネコ実験に関する社内報告書の、極めて貴重な写真フィルムが56年ぶりに確認された、とメディアが報道
31	熊本県が、8月29日付けで認定申請者47人の棄却処分を行ったと発表（答申保留等8人）
9. 9	熊本県の認定審査会が認定申請者55人を審査
10	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 761人（8月末現在））
鹿児島県が認定申請状況発表（認定者数 493人/未処分者数 1,068人（8月末現在））	
12	国立水俣病総合研究センターの研究グループが、メチル水銀で生じた酸化ストレスが大脳皮質深部の神経細胞を過度に活性化させ、壊死させることを確認、オランダの学術誌「ニューロトキシコロジー（神経毒性学）」に発表した、とメディアが報道
19	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟の第17回口頭弁論が東京地裁で開催。原告側が、新潟水俣病東京高裁判決の意義、特措法対象者が多い地域へのメチル水銀汚染の広がりについて主張、地域ごとの特措法対象者数を明らかにするよう求める ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟で、第6陣6人が東京地裁に追加提訴（原告数82人）
21	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第14回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告側が、病像について「他疾患との鑑別が適正に行われている」、時効・除斥について「水俣病と診断された時を起点とすべきで除斥期間は経過していない」と主張
22	水俣病被害者・支援者連絡会による「公害病認定50年とこれからの課題を考える集会」が、市民ら約60人が参加し、水俣市で開催 水俣病の犠牲になったすべての命に祈りをささげる「火のまつり」が、水俣市、実行委主

年 月 日	経 過
	催により、市民ら約300人が参加し、水俣病資料館で開催
25	水俣病を公害病と認定した政府統一見解から26日で50年となることについて、中川環境相が閣議後会見で、今も認定申請や訴訟をする方が多くいるという事実を重く受け止め、当初の対策の遅れが被害を拡大し、被害の回復は容易でないと認識していると述べる
26	水俣病の公害病認定から50年を迎えたことを受け、蒲島熊本県知事が会見で、初動の遅れで被害拡大を防げなかった県の責任を痛感、水俣病問題の解決に精いっぱい努めると語る
28	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第15回口頭弁論が熊本地裁で開催。被告側が原告4人の水俣病否定
29	水俣病関係団体などによる市民組織「水俣条約推進ネットワーク」が水俣市に発足
10. 10	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 766人 (9月末現在))
11	鹿児島県が認定申請状況発表 (認定者数 493人/未処分者数 1,070人 (9月末現在))
	熊本県が、中長期的な環境変化を調べるために毎年実施している水俣湾産魚類の水銀濃度調査について、今年実施したカサゴ、ササノハベラの水銀値は国の規制値を下回ったとの結果を公表
21	水俣環境アカデミア主催の市民公開講座「イドリアの水銀鉱山—過去と現在」が、地元高校生ら約40人が参加し、水俣市で開催。スロベニア・イドリア市の高校教師2人が報告
23	関西訴訟勝訴原告2人の遺族による水俣病補償地位確認訴訟で、最高裁が18日付けの決定で上告を棄却、過去に賠償金を得た当事者遺族の補償協定適用請求を棄却した大阪高裁判決が確定、とメディアが報道
26	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第26回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が、第1陣原告中心の分離判決を改めて求め、2020年3月を結審とする進行計画も提示
29	熊本県が、10月26日付けで認定申請者51人の棄却処分を行ったと発表 (答申保留4人)
11. 1	国立水俣病総合研究センター（国水研・水俣市）の創立40周年記念式典とフォーラムが水俣市で開催（～2日）
5	蒲島熊本県知事が水俣・芦北地域を現地巡回、患者らと意見交換（～6日）
9	熊本県が認定申請状況発表 (認定者数 1,789人/未処分者数 719人 (10月末現在))
	鹿児島県が認定申請状況発表 (認定者数 493人/未処分者数 1,061人 (10月末現在))
18	熊本県の認定審査会が認定申請者55人を審査
	熊本県が、熊本市の中心部広場で水俣条約採択5年の記念イベント開催
19	水俣条約の第2回締約国会議が、スイス・ジュネーブで始まる（～23日）。水銀の中間貯蔵指針採択、途上国への資金援助枠組みまとまりず
20	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟で、第11陣5人が大阪地裁に追加提訴（原告数137人）
26	水俣病資料館の「伝え手」制度が正式にスタート、4人に委嘱状交付。「語り部」の高齢化などによる人員不足を補うため、患者支援者や資料館元館長らに講師の枠を広げ、様々な立場から水俣病を伝えることで、より深い学びの場を提供
28	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第13回口頭弁論が福岡高裁で開催。裁判官交代に伴い、原告・被告双方がこれまでの主張を整理し、改めて説明
30	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第16回口頭弁論が熊本地裁で開催。被告側が、反論済みの原告4人同様、原告3人の水俣病否定。原告側が、進行協議に環境省職員が出席していたことについて、原告の了承を得るよう地裁に要望、同省にも抗議文書提出
12. 2	水俣条約推進ネットワークによる水俣条約の第2回締約国会議の報告会が、約20人が参加し、水俣市で開催
4	水俣病被害者・支援者連絡会が、水俣市が進める水俣川臨海部振興構想事業について、拙

年 月 日	経 過
	速に事業を進めないことなどを求める要請書を市に提出。事業予定地が、チッソがメチル水銀を含む廃水を一時的にためた産業廃棄物処分場（通称・八幡プール）跡地に隣接するため、周辺の汚染実態を明らかにするとともに、再度の説明会開催求める
6	認定申請に伴う熊本県の今年10月の疫学調査で、医師の同席を求めた申請者の申し出を県が拒否したことについて、県議会で指摘。蒲島知事は、個人情報保護の観点、本人の了解も得ていたことから問題はないとの認識示す
10	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 727人（11月末現在））
	鹿児島県が認定申請状況発表（認定者数 493人/未処分者数1,085人（11月末現在））
19	2007年8月に熊本県に認定申請を棄却され、その後の不服審査請求も棄却された申請中死亡者の遺族が、熊本県に棄却処分の取り消しと認定の義務付けを求めて熊本地裁に提訴
21	公害健康被害補償不服審査会が、熊本県に認定申請を棄却された申請中死亡者の遺族から1995年7月に、及び認定申請を棄却された本人から2013年2月に申し立てられた2件の審査請求について、12月14日付でそれぞれ棄却の裁決を行ったと発表
	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第15回口頭弁論が大阪地裁で開催。11陣原告代表の意見陳述に加え、弁護団が準備書面説明
25	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟で、第12陣181人が熊本地裁に追加提訴（原告数1491人）
2019. 1. 10 (平成31)	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 727人（12月末現在））
	鹿児島県が認定申請状況発表（認定者数 493人/未処分者数1,090人（12月末現在））
11	熊本県が、1月9日付で認定申請者50人の棄却処分を行ったと発表
12	熊本学園大水俣学研究センターによる第14回水俣病事件研究交流集会が、全国から研究者ら約160人が参加し、水俣市で始まる（～13日）
16	日本神経学会が昨年5月、水俣病を巡る国家賠償訴訟で被告の立場にある環境省の意見照会を受け、異例の「見解」をまとめていたことが分かった、訴訟で争点となっている3項目について国側の主張を追認する内容、一部の研究者だけで見解を一方的にまとめた可能性があるとして、会員や原告側から批判、とメディアが報道
	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求東京訴訟の第18回口頭弁論が東京地裁で開催。原告側が、被告側から提出された日本神経学会の水俣病の知見に関する見解に関し、手続きを批判
18	水俣病の国家賠償請求訴訟を巡り、日本神経学会が被告である国の主張を追認する内容の見解をまとめていた問題で、蒲島熊本県知事が「学会レベルでは学説統一できず」との認識示す、県は「県の認定審査会は学会の見解に関与していない」と説明、とメディアが報道
20	熊本県の認定審査会が認定申請者55人を審査
23	新潟県と新潟市が認定申請について、1月21日及び22日付で1人を認定、11人を棄却、3人を答申保留としたと発表（認定者数 715人/未処分者数 160人）
24	日本神経学会が、環境省から意見照会を受け、水俣病の知見に関する見解をまとめていた問題で、水俣病被害者・支援者連絡会が、同省に照会の経緯をただし、懇談の機会を求める公開質問・要請書を提出
25	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求熊本訴訟の第27回口頭弁論が熊本地裁で開催。第12陣原告2人が意見陳述。原告代理人が意見陳述で、被告側から提出された日本神経学会の水俣病の知見に関する見解に関し批判
28	日本神経学会が水俣病の知見に関する見解をまとめていた問題で、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議が同学会に経緯をただす公開質問状を提出

年 月 日	経 過
2. 1	日本神経学会が水俣病の知見に関する見解をまとめた問題で、環境省に公開質問と要請書を提出していた水俣病被害者・支援者連絡会が、同省から「係属中の訴訟に関する」と理由に「答えは差し控える」との回答があったと明らかにする
4	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第17回口頭弁論が熊本地裁で開催。原告側が、原告のうち2人について水俣病患者であることは明らかであると被告側に反論 2017年に新潟県や新潟市に新潟水俣病の認定申請を棄却された5人が、県と市を相手取り、棄却処分の取り消しと認定の義務付けを求め新潟地裁に提訴（以下「新潟水俣病行政第2次訴訟」）
7	環境省と熊本県、水俣市の主催による水俣条約記念フォーラムが、行政関係者や市民ら約120人が参加し、熊本市で開催
8	熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 681人（1月末現在）） 鹿児島県が認定申請状況発表（認定者数 493人/未処分者数 1,067人（1月末現在））
10	「水俣病を語り継ぐ会」による朗読発表会が、市民ら約70人が参加し水俣市で開催
14	日本神経学会が水俣病の知見に関する見解をまとめた問題で、同学会に公開質問状を提出していたノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議が、同学会からの回答を公表。回答は2月12日付けで、2017年11月に環境省側から口頭により依頼、ワーキンググループで作成した文案を18年4月の理事会で承認、同学会の訴訟への非関知、手続きは適正に行われた趣旨の内容
15	水俣病犠牲者慰靈式実行委員会が開催。式典時間の短縮、犠牲者名簿の対象拡大など議論
21	水俣市が進める水俣川臨海部振興構想事業について考えるシンポジウムが水俣病被害者・支援者連絡会により開催。約60人が参加し議論深める
22	熊本学園大水俣学研究センターなどによる「第3回環境被害に関する国際フォーラム—水俣病・失敗の教訓を将来に活かす—」が、水俣、新潟、カナダ、中国、韓国などから約100人が参加し、熊本市で開催（24日：約100人が参加し、水俣市で開催）
26	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求訴訟で、第12陣4人が大阪地裁に追加提訴（原告数140人）
27	水俣病被害者・支援者連絡会が東京・衆院議員会館で集会。水俣病の知見に関する見解を得たことについて、環境省に経緯をただすも回答得られず
3. 1	熊本県が、2月28日付けで認定申請者53人の棄却処分を行ったと発表 熊本県が認定申請状況発表（認定者数 1,789人/未処分者数 631人（2月末現在））
3	熊本県の認定審査会が認定申請者45人を審査
5	水俣川臨海部振興構想事業について水俣市が議会答弁で、環境対策を検討する考え方示す
6	水俣川臨海部振興構想事業について水俣市が議会答弁で、チッソに費用負担を求める考え方示す
8	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第14回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告側証人の2人が、魚介類を多食した食生活などについて証言 鹿児島県が認定申請状況発表（認定者数 493人/未処分者数 1,089人（2月末現在）） 新潟水俣病第3次訴訟で、最高裁が5日付けの決定で原告2人の上告を棄却、2人を水俣病と認めず敗訴とした2審東京高裁判決が確定、とメディアが報道
10	環境省の「平成30年度水俣病経験の普及啓発セミナー」が東京（渋谷）で開催
15	国連環境計画（UNEP）が今月、2015年に世界で大気中に排出された水銀量が2220トンであると「世界水銀アセスメント2018」で公表、水俣条約後も増加、とメディアが報道
18	水俣病被害者互助会国賠等請求訴訟控訴審の第15回口頭弁論が福岡高裁で開催。原告3人が痛覚検査をされた記憶がないなど公的検診の内容を証言

年 月 日	経 過
22	ノーモア・ミナマタ第2次国賠等請求近畿訴訟の第16回口頭弁論が大阪地裁で開催。原告の意見陳述に加え、原告代理人が被告の送付嘱託（診療録の請求）について、訴訟進行を遅らせる等の理由で採用すべきでないと主張
25	水俣病被害者互助会認定義務付等請求訴訟の第18回口頭弁論が熊本地裁で開催。裁判長が、被告側が証拠提出していた黒塗り部分のある検診録について、黒塗りは信用性落とすと指摘、黒塗り部分の開示命令の可否を近く判断する考えを示すとともに、進行協議に当事者でない環境省職員が出席していた理由説明 新潟水俣病行政第2次訴訟の第1回口頭弁論が新潟地裁で開催。新潟県と新潟市が適法主張

